更　別　村
子ども・子育て支援事業計画
＜第　２　期＞

令和２年３月

令和５年３月改訂

更別村

第１章　計画の策定にあたって……1
１　計画策定の趣旨……1
２　計画の位置づけ……1
３　計画期間……2
４　次世代育成支援行動計画との関係……3
５　計画の策定体制……3
第２章　更別村の子ども・子育てを取り巻く環境……5
１　人口・世帯・人口動態等……5
２　教育・保育施設の状況……10
３　地域子ども・子育て支援事業の状況……12
４　ニーズ調査の結果概要……16
５　更別村の子ども・子育て支援の課題……23
第３章　基本的な考え方……24
１　目的……24
２　基本理念……25
３　基本的な視点……26
４　施策体系……27
第４章　教育・保育提供区域の設定……28
１　教育・保育提供区域の考え方……28
２　教育・保育提供区域の設定……29
第５章　教育・保育施設の充実……31
１　量の見込み……31
２　提供体制の確保と実施時期……32
３　教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）……37
４　教育・保育施設の質の向上……39
５　産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保……39
６　満３歳児の受入れ実施について……39
７　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容……40
８　副食費の負担軽減について……40
第６章　地域子ども・子育て支援事業の充実……41
１　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策……41
２　地域子ども・子育て支援事業の質の向上……49
第７章 子ども・子育て支援関連施策の推進……50
１　児童虐待防止対策の充実……50
２　ひとり親家庭の自立支援の推進……51
３　障がい児施策の充実……51
４　仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進……52
５　海外から帰国した幼児や外国籍の幼児等に関して……53

６　「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について.....53
第８章　次世代育成支援行動計画の継承について.....55
１　目的.....55
２　「すくすくこども未来計画」の基本理念.....55
３　対象.....55
４　「すくすくこども未来計画」の基本的な視点.....56
５　基本目標.....56
６　一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設.....56
７　施策の取り組み状況.....57
第９章　子どもの貧困対策の推進.....92
１　貧困対策推進の背景.....92
２　更別村の現況.....924
３　子どもの生活実態調査の結果.....97
４　施策の展開.....107
第１０章　計画の推進体制.....115
１　関係機関等との連携.....115
２　役割.....116
３　計画の達成状況の点検・評価.....117

資　料　編

資料１　計画策定の経緯
資料２　計画策定組織について
資料３　用語解説
資料４　児童等支援の体制構築図

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

急速な少子化を背景に、子どもを取り巻く環境が変化する中、社会全体で子ども･子育てを支援することが重要となっています。このような状況の下、国では「新エンゼルプラン」（平成１１年）や「次世代育成支援対策推進法」（平成１５年）に基づき、少子化対策や就労等の支援対策を実施してきたところです。

更別村においては、平成２６年度までを計画期間とした「すくすくこども未来計画（更別村次世代育成支援行動計画）」を策定し、全ての子どもと子育て家庭を対象とした子育て支援施策の方向性や目標を定め、子育て支援に取り組んできました。しかし、依然として子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域、その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすとともに、そうした取り組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現」を目指すことを目的として、「更別村子ども・子育て支援事業計画」（平成 27 年度～令和元年度）を策定し、それに引き続くものとして、今般第２期計画（令和２年度～令和６年度）を策定いたします。

２　計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第６１条第１項に基づき、更別村の子どもと子育て家庭を対象として、更別村が今後進めていく施策の方向性や目標等を定めたものです。

また、社会全体で子ども・子育て・親育ちを支援していくため、新たな仕組みを構築し、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

策定にあたっては、子ども・子育て支援法をはじめ、関連の計画「すくすくこども未来計画（更別村次世代育成支援行動計画）」における取り組みの子どもと子育て家庭に関わる施策を踏まえ、同時に様々な分野の取り組みを総合的かつ計画的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性を持ったものとして定めています。

■子どもの対象範囲について

0歳	０歳	1歳	１～５歳	6歳	６～11 歳	12歳	12～17 歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く 放課後		一部対象	
子ども・子育て支援法（中心対象年齢）								

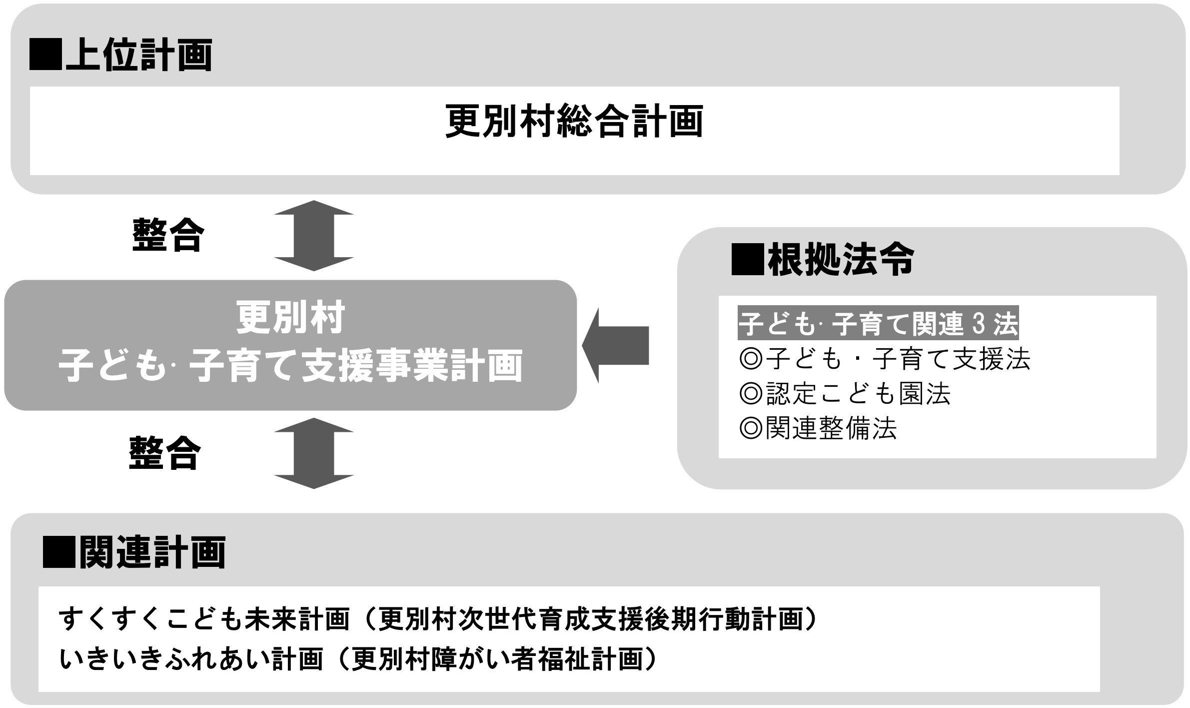

3　計画期間

法の施行の日から５年を１期として作成します。

本計画は、令和２年度から令和６年度までの５年間を計画期間とします。

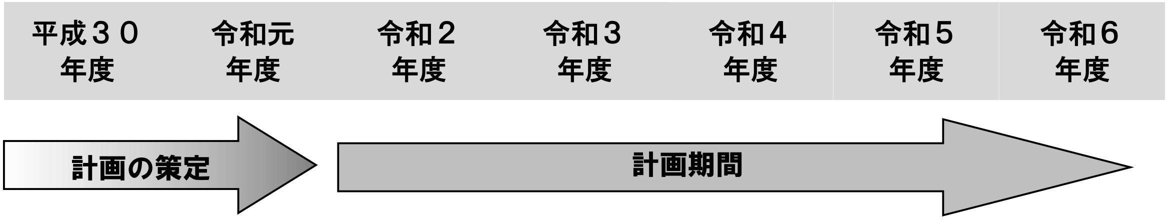

4　次世代育成支援行動計画との関係

「すくすくこども未来計画（更別村次世代育成支援後期行動計画）」の根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般行動計画の更なる推進という観点から、令和7年3月まで10年間の法的根拠が継続することになりました。市町村計画の策定については任意となり、子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することも可能となりました。

更別村では、子育て支援に関する総合的な計画として本計画を位置づけ、「すくすくこども未来計画（更別村次世代育成支援後期行動計画）」の中から子ども・子育て支援事業と関連の深い項目を中心に本計画に盛り込むこととします。

5　計画の策定体制

①子育て委員会の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている審議会その他合議制の機関として「更別村子育て委員会」を位置づけ、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての協議を行いました。

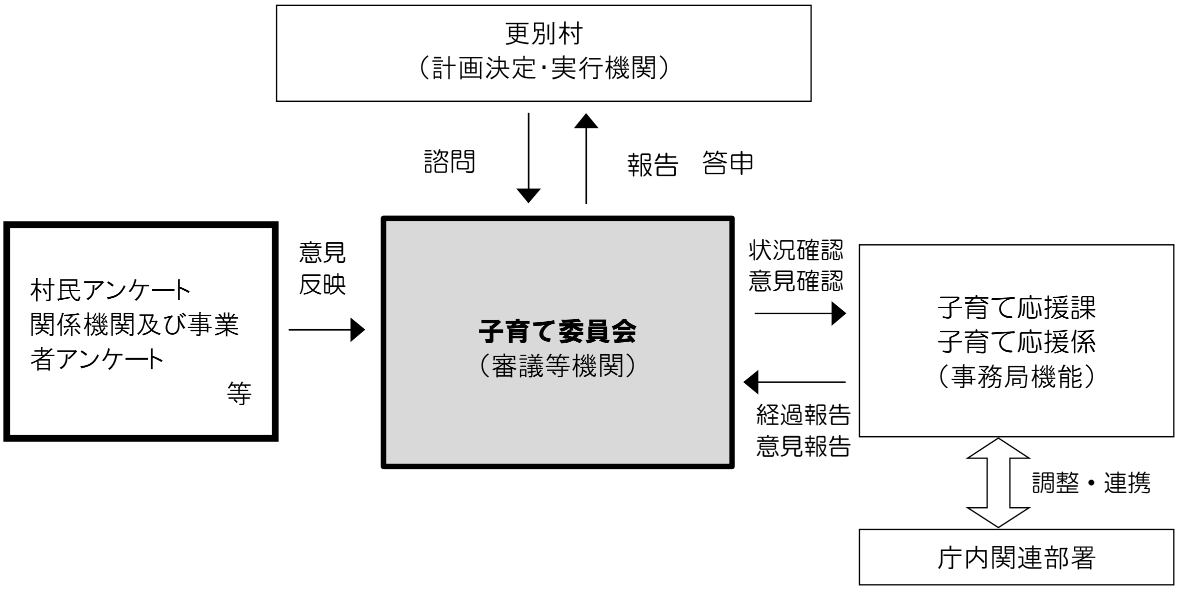

②就学前児童及び小学生アンケートの実施

〇次の２点を把握するため、下記のとおりアンケートを実施しました。（以下「就学前児童アンケート」「小学生アンケート」という。）

ア　就学前児童及び小学生の保護者の子育てに関する意識・意見を把握すること。

イ　子ども・子育て支援事業計画で定める教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業量を推計する基礎データを得ること。

項目	区分	配付数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	118 票	73 票	61.9%
	小学生	121 票	73 票	60.3%
対象者の抽出方法	対象年齢の児童がいる家庭　全世帯			
調査期間	平成 31 年 1 月 31 日 ～ 平成 31 年 2 月 22 日			
調査方法	郵送による配付・返信用封筒による郵送若しくは持参			

第２章　更別村の子ども･子育てを取り巻く環境

１　人口・世帯・人口動態等

（１）人口の推移（国勢調査より）

〇平成 22 年をピークに減少に転じています。

〇少子高齢化が進行し、年少人口が平成 17 年から平成 27 年までの 10 年間で約 120 人減少し、全体に占める割合は 16%から 13%に減少しています。

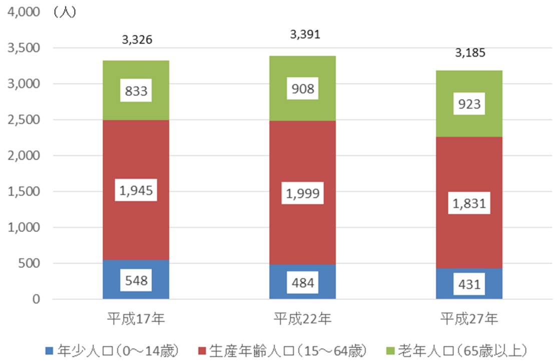

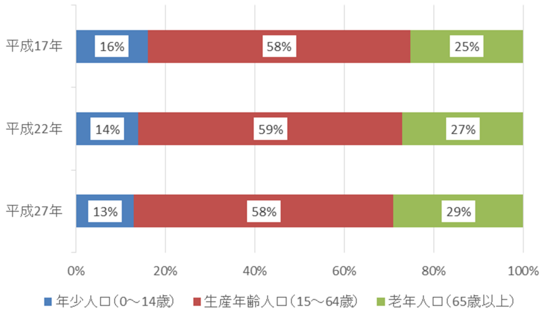

（２）自然動態・社会動態

〇社会動態（転入ー転出）は、平成 22 年以降マイナスの年が多く、人口減少の要因となっています。

〇自然動態（出生ー死亡）は、年によってプラスの年もありますが、マイナスの年は数値が大きくなっています。

■自然動態･社会動態の推移（国勢調査及び総務省統計局推計値より）

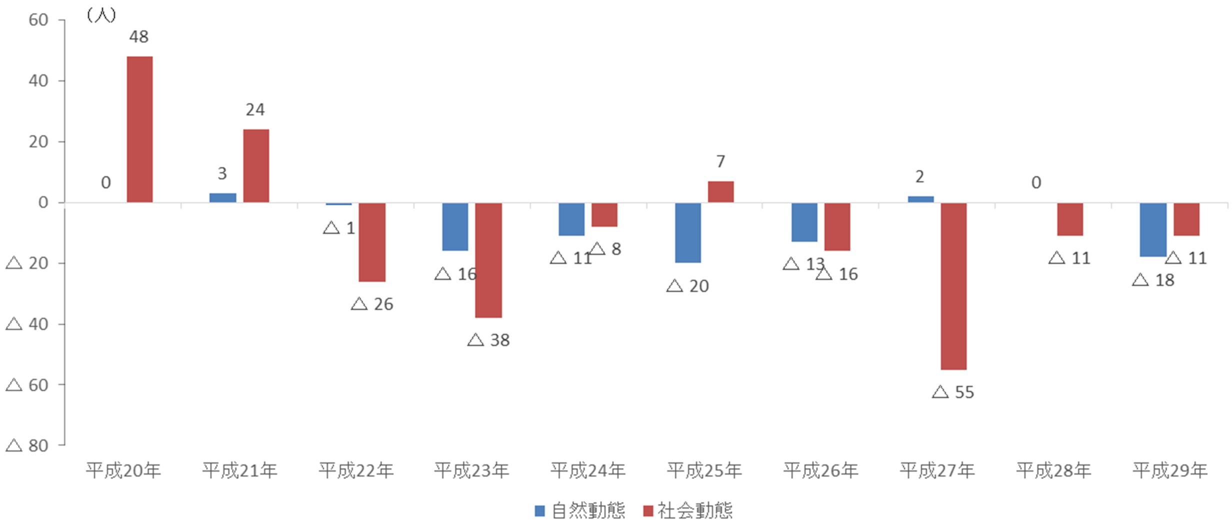

（3）将来の人口推計

〇人口は緩やかに減少すると見込まれ、令和 27 年には、2,500 人を下回ると推計されます。

〇年少人口も平成 27 年から 30 年間で約 170 人減少すると見込まれます。

■年齢 3 区分別人口の将来推計（国立社会保障･人口問題研究所より）

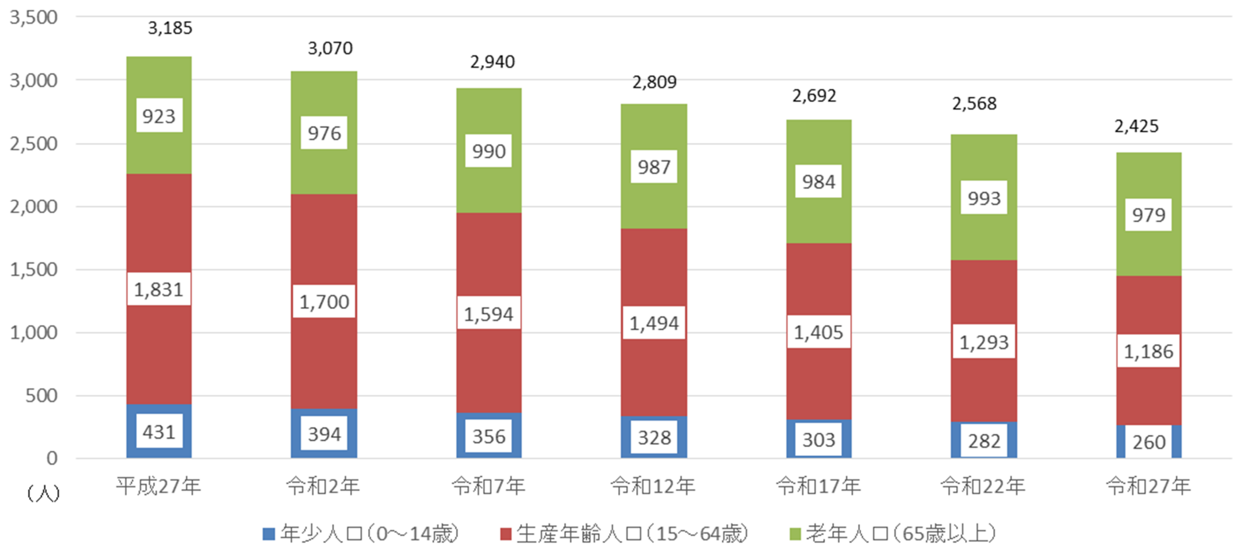

■年齢 3 区分別人口割合の将来推計（国立社会保障･人口問題研究所より）

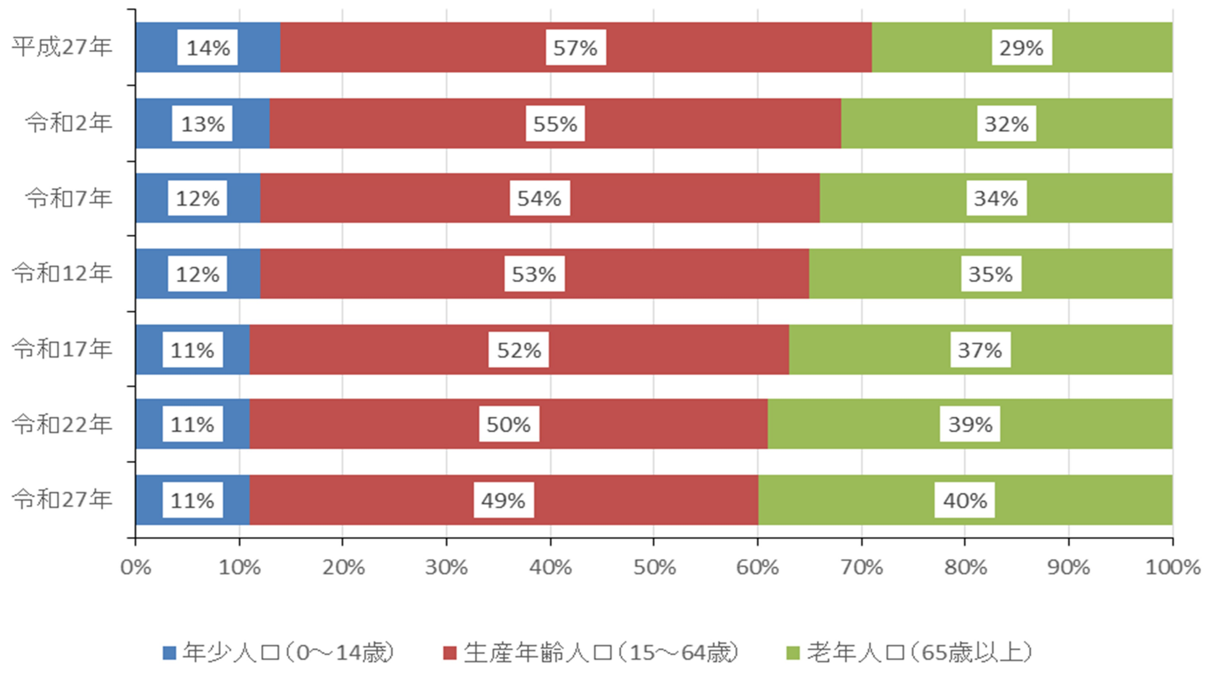

（４）世帯の状況

〇世帯数は増え続け、平成 17 年から 10 年間で約 50 世帯増加しています。

〇1 世帯あたり人員は減少し続け、核家族化が進展しています。

〇核家族のうち、平成 17年度は「女親と子ども」50 世帯、「男親と子ども」10 世帯でしたが、平成 27 年度には「女親と子ども」が 62 世帯、「男親と子ども」が 19 世帯となっており、ひとり親世帯が増加傾向にあります。

■世帯数および 1 世帯あたり人員の推移（国勢調査より）

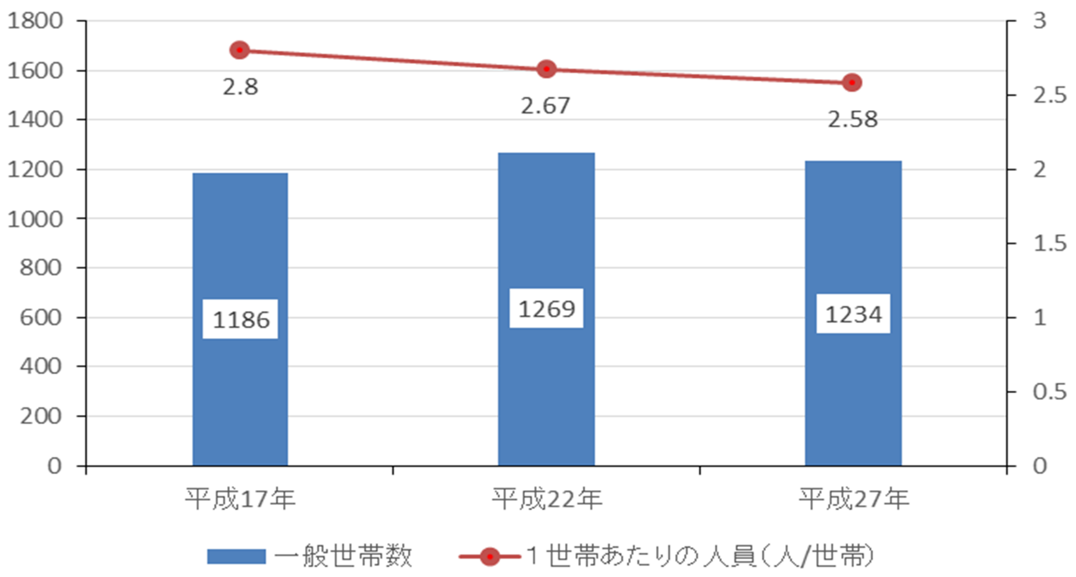

■核家族世帯数（国勢調査より）

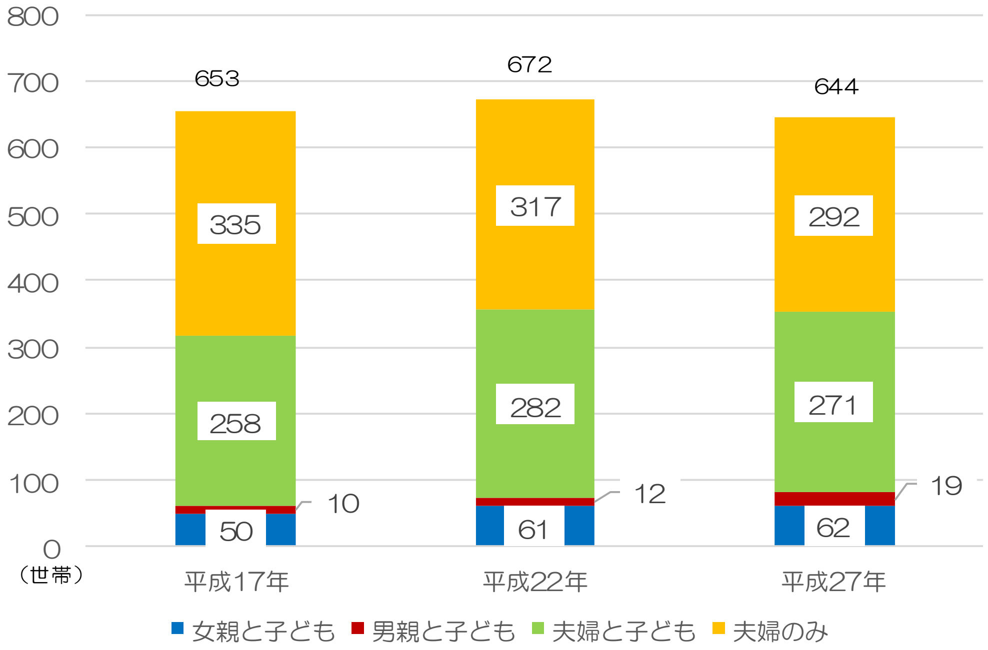

（５）出生の状況（国勢調査及び十勝地域保健情報年報より）

〇合計特殊出生率は、全国の合計特殊出生率を上回っていますが、平成 22 年から平成 29 年の間で 0.29 ポイント減少しています。

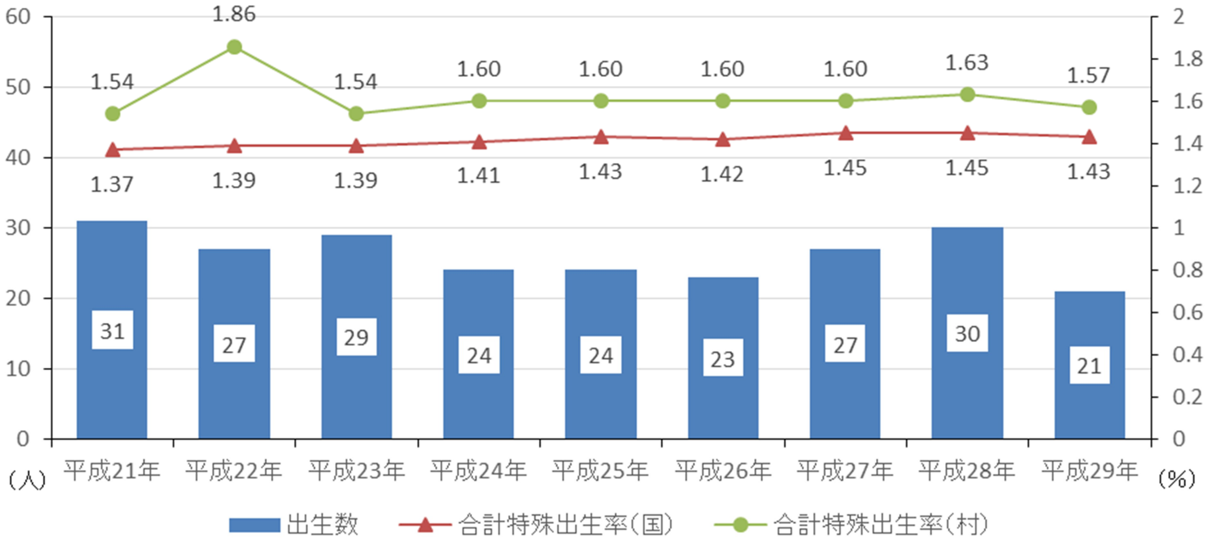

（６）婚姻・離婚の状況

〇婚姻件数、婚姻率は、年による増減がある形で推移しています。

〇離婚件数、離婚率は、平成 25 年をピークに近年は減少傾向がみられます。

■婚姻件数および婚姻率の推移（国勢調査等よ

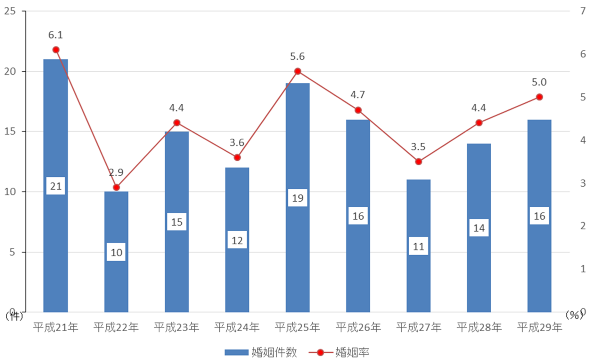

■離婚件数および離婚率の推移（国勢調査等よ

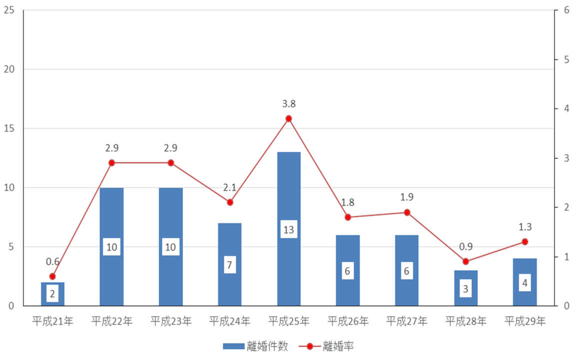

（７）就労の状況

〇女性の 20 歳代の労働力率が上昇し、30～34 歳の年齢層で低下する、「M字カーブ」が平成 22 年に比べて平成 27 年は大きくなっています。

〇男性は「正規社員・従業員」、女性は「家族従業者」、次に「パート・アルバイト・その他」の割合が高くなっています。

■年齢別労働力率（M 字カーブ）の推移（国勢調査より）

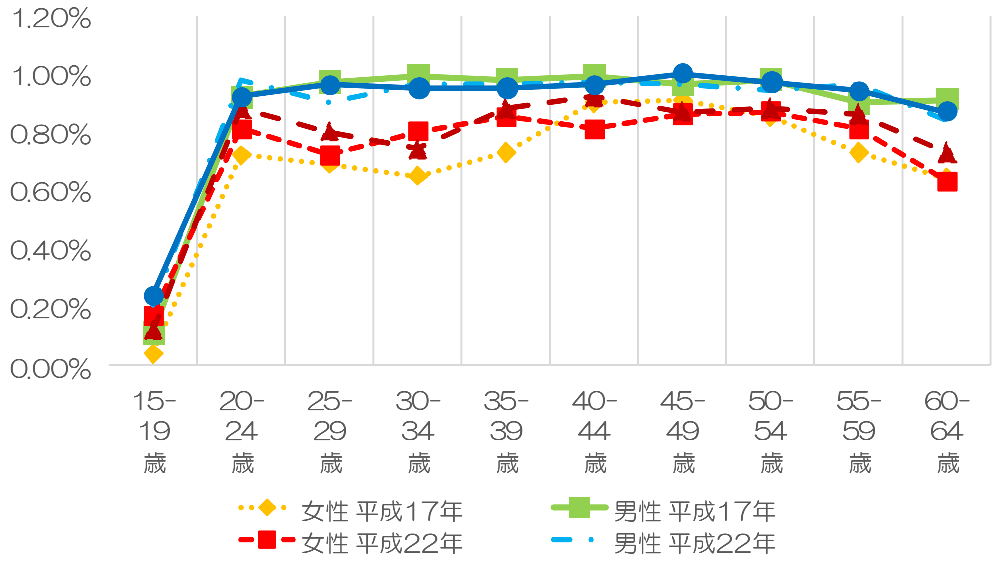

■従業上の地位別従業者数の割合(平成 27 年･国勢調査）（国勢調査より）

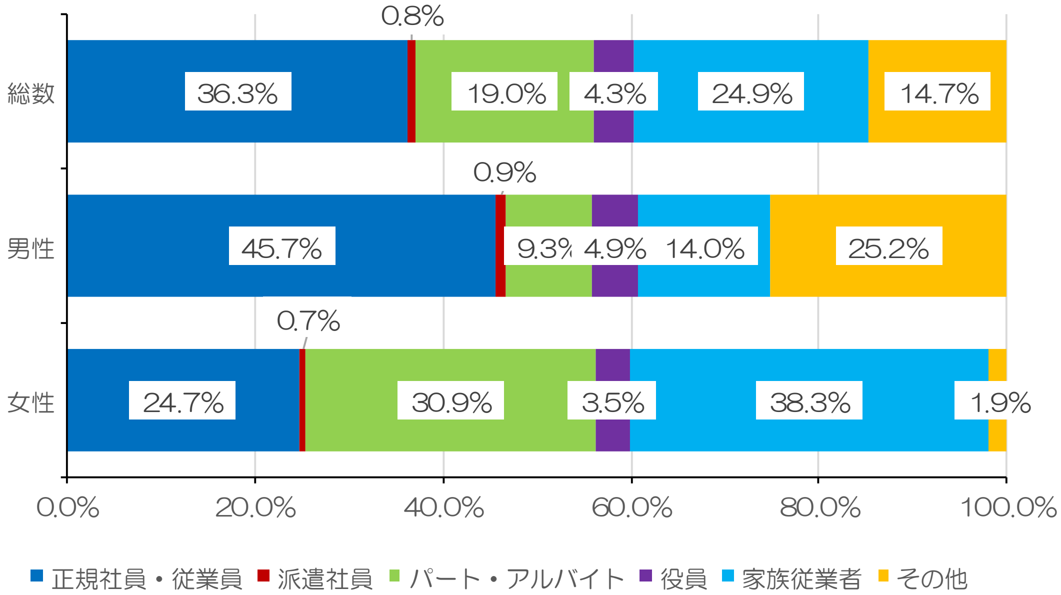

2　教育・保育施設の状況

（1）利用児童数の推移

〇保育所利用児童数は、平成 24、5 年まで継続的に増加し、近年は 56 人にまで減少しています。

〇幼稚園利用児童数は、年により増減があるもののほぼ横ばいで推移しています。

〇全体では、平成 28 年以降、減少傾向がみられます。なお、更別村では平成 30 年より認定こども園を開園しております。

■保育所、幼稚園、認定こども園の利用児童数の推移

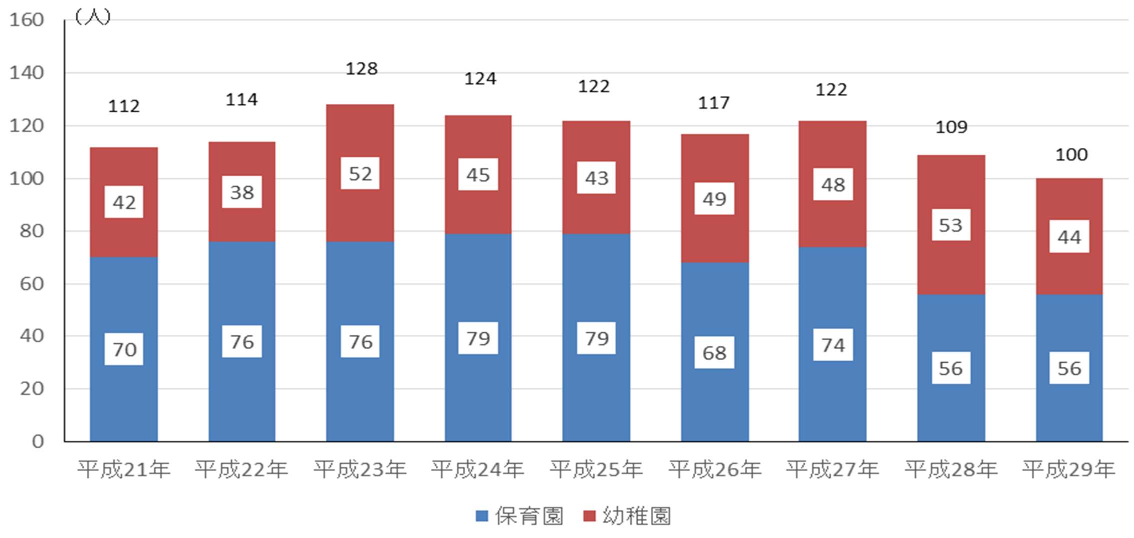

（2）保育所の利用状況

〇入所者数は、平成 20 年以降、増加傾向となっています。また、3 歳未満児の利用割合が平成 18 年以降少し高くなってきています。

〇定員数は、平成 29 年に 50 人に減少し、入所者数は定員を上回る状況が続いています。なお、定員数に関して令和元年は 40 人に減少しています。

■保育所の定員数、入所者数、3 歳未満児割合の推移

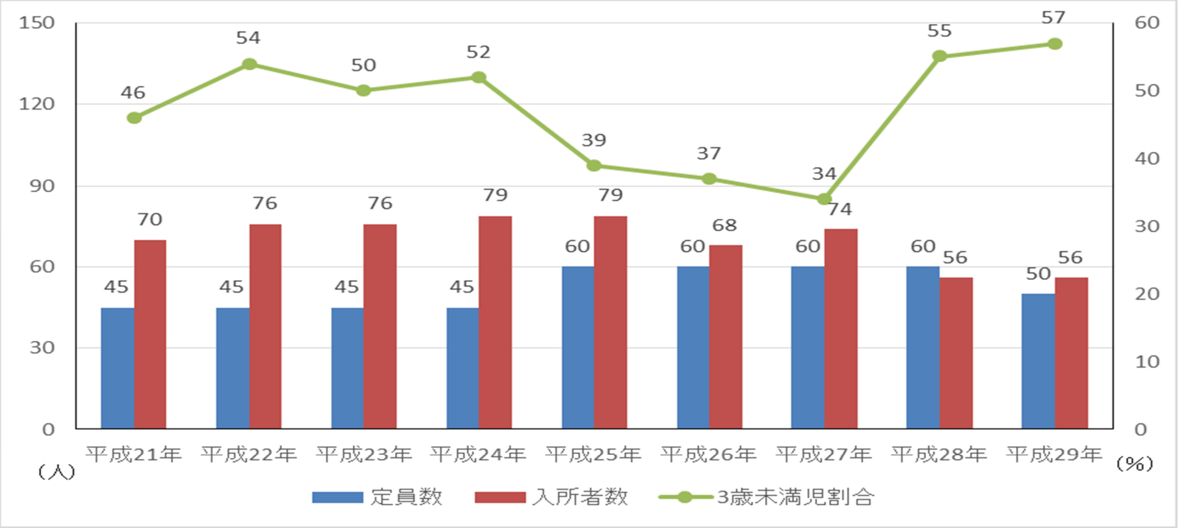

（3）幼稚園の利用状況

〇入園者数は、平成 21 年以降年による増減があるものの、ほぼ横ばいで推移しています。
〇定員数は、平成 21 年から 200 人で変化はありません。
〇平成 29 年で、定員 200 人に対し、利用者数は 44 人と約 2 割の利用にとどまっています。

■幼稚園の定員数、利用者数の推移

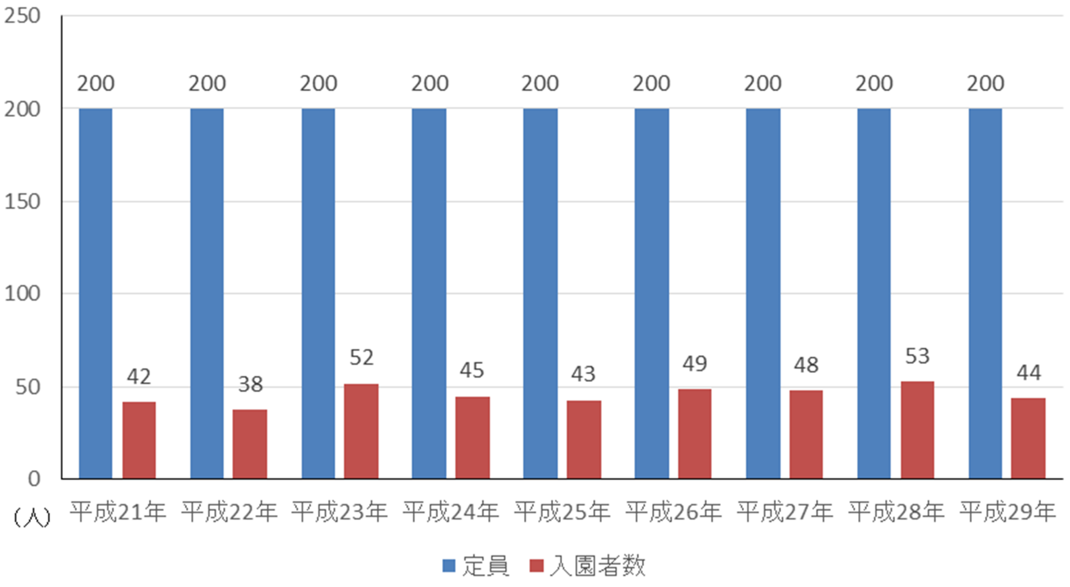

（4）認定こども園の利用状況

更別村では、平成 30 年度より保育機能を併せ持った、幼稚園型の認定子ども園である認定こども園上更別幼稚園を開園いたしました。上更別地区に居住の方に利用していただいている施設であり、初年度は１号認定５名、２号認定３名、３号認定７名の利用がありました。

（5）認可外保育施設の利用状況

認可外保育施設とは、保育を行うことを目的とする施設で、児童福祉法に基づき都道府県知事（政令指定都市、中核市市長を含む）が認可している認可保育所以外のものをいいます。現時点、該当施設はありません。

３　地域子ども・子育て支援事業の状況

「次世代育成支援行動計画」に沿った形で、子ども・子育て支援事業計画の法定１０事業の実施状況のまとめをします。

（１）時間外保育事業（延長保育・休日保育）

通常の開所時間（11 時間）を超えて、更に延長して保育を行ったり（延長保育）、日曜日・祝日にも保育を行ったりする（休日保育）サービスです。

実績（延長保育）

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
どんぐり保育園	利用者数	157 人	188 人	137 人	115 人	71 人
	利用比率	7.6%	9.7%	7.6%	6.3%	4.0%

保育所（社会福祉法人更別どんぐり福祉会へ委託）にて実施しています。更別村では、休日保育は行っていません。

（２）放課後児童健全育成事業（放課後子どもプラン）

留守家庭児童を対象に、放課後等における児童の安全・安心な居場所の確保と遊び・学習・各種体験活動の場を提供しています。

実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象児童数 （６～８歳）27 年度まで （６～11 歳）28 年度から	94 人	97 人	198 人	185 人	179 人
利用登録者数	54 人	50 人	75 人	86 人	84 人
利用登録数比率	57.4%	51.5%	37.9%	46.5%	46.9%

更別村学童保育所（社会福祉法人更別どんぐり福祉会へ委託）にて実施しています。平成２８年度より受入上限年齢を８歳から 11 歳まで拡大したことにより登録者数は大幅に増加しています。

（3）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

【ショートステイ】

保護者の病気や出産、家族の介護、冠婚葬祭等への出席のため、家庭において児童の養育が困難になった場合、児童養護施設または乳児院において子どもを一定期間（原則として7日以内）一時的に預かるサービスです。

現状では実施実績はありません。

【トワイライトステイ】

保護者が仕事やその他の理由により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童の養育が困難な場合に、児童養護施設において子どもを一時的に預かるサービスです。

現状では実施実績はありません。

（4）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後３か月までの乳幼児がいる家庭を助産師または保健師が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境を把握し、助言等を行う事業です。

実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問家庭数	26 人	24 人	31 人	28 人	25 人
利用率	100%	100%	100%	100%	100%

（5）養育支援訪問事業及び要保護児童対策協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に支援を求められない状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前に、訪問時による専門的な育児支援等を行う事業です。

実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象児童数（0～18 歳）	602 人	595 人	559 人	546 人	535 人
利用者数	6 人	6 人	1 人	6 人	3 人
発生率	1.00%	1.01%	0.18%	1.10%	0.56%

（6）地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

保育所など地域の身近な場所で、子育て中の親子交流・育児相談等を行います。

実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延利用者数	537 人	427 人	457 人	905 人	1,413 人
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所

更別村地域子育て支援センター（社会福祉法人更別どんぐり福祉会へ委託）にて実施しています。平成 29 年度に延べ利用者数が増加しましたが、平成 30 年度より認定こども園上更別幼稚園内に上更別地域子育て支援センター（村営）を開設したことに伴い、延べ利用者数が更に増加しています。

（7）一時預かり事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所に預けることができるサービスです。

実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	77 人	68 人	45 人	80 人	75 人
平均利用日数	4.1 日	7.6 日	2.6 日	3.6 日	5.0 日

どんぐり保育園（社会福祉法人更別どんぐり福祉会）にて実施しています。令和元年５月より認定こども園上更別幼稚園（村営）でも一時預かり事業を開始しております。

（8）預かり保育事業

保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、幼稚園在園児に限り幼稚園に預けることができるサービスです。

実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	36 人	37 人	34 人	36 人	38 人
利用率	37.5%	40.7%	44.7%	52.2%	55.1%
平均利用日数	206 日	206 日	206 日	206 日	206 日

更別幼稚園・認定こども園上更別幼稚園にて実施しています。

（9）病児保育事業（病後児保育）

病気やけがの回復期にある乳幼児（病後児）を専用の保育室で看護師・保育士が預かるサービスです。

現状では実施実績はありません。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員)、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員)、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う事業です。

現状では実施実績はありません。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

妊娠中の母親の健康状態やおなかの赤ちゃんの発育状況などを定期的に確認するため、基本健診 14 回を公費負担する事業です。

実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	40 人	53 人	35 人	37 人	37 人
利用率	100%	100%	100%	100%	100%

4　ニーズ調査の結果概要

○調査期間：平成 31 年１月 31 日～平成 31 年２月 22 日
○調査方法：アンケート用紙を郵送配付
○回収方法：返信用封筒による返送若しくは持参

	配布数	回収数	回収率
就学前児童のいる家庭	118 票	73 票	61.9%
小学生のいる家庭	121 票	73 票	60.3%

（１）保護者の就労状況

父親の就労状況は、「フルタイム（週５日程度・１日８時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が 97.1%と多数を占めています。
母親の就労状況は、「フルタイム（週５日程度・１日８時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が 51.4%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が 27.8%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 14.5%となっています。

○父親の就労状況

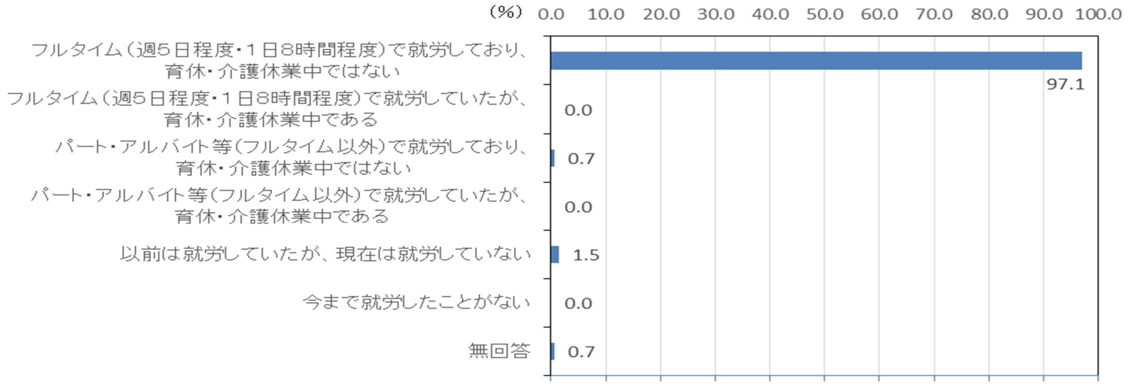

○母親の就労状況

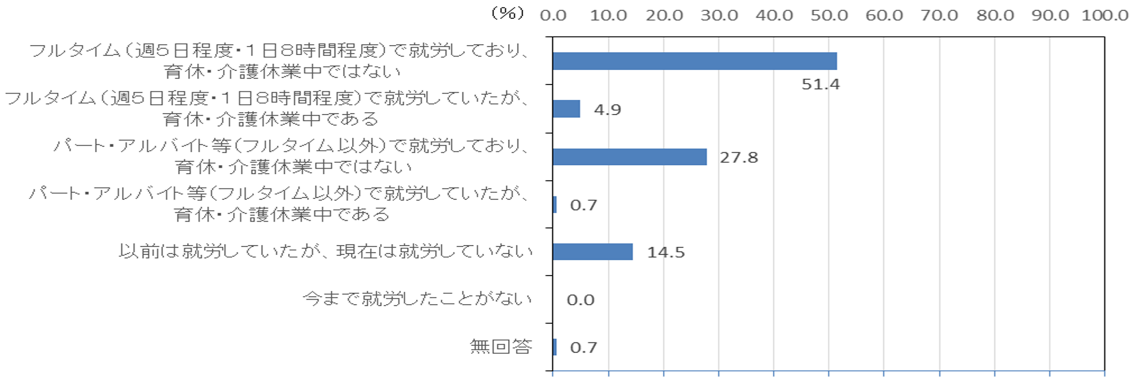

○現在就労していない母親の今後の就労意向

現在就労していない母親の今後の就労希望は、「1 年以上先に、一番下の子どもが成長後に就労したい」が 52.6%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」が 10.5%、「すぐにでも、もしくは 1 年以内に就労したい」が 5.3%となっています。

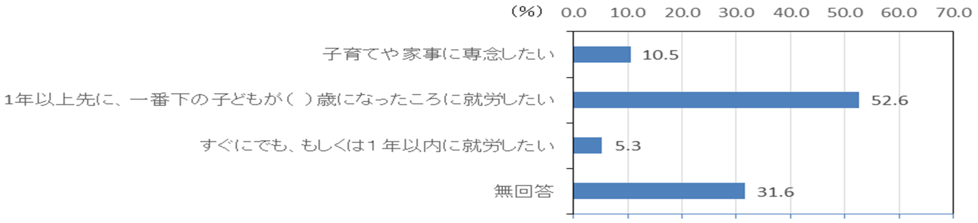

（2）教育・保育事業の利用について

○平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園、保育所など）の利用状況

定期的な教育・保育事業の利用状況は、「利用している」が 63.0%、「利用していない」が 37.0%となっています。

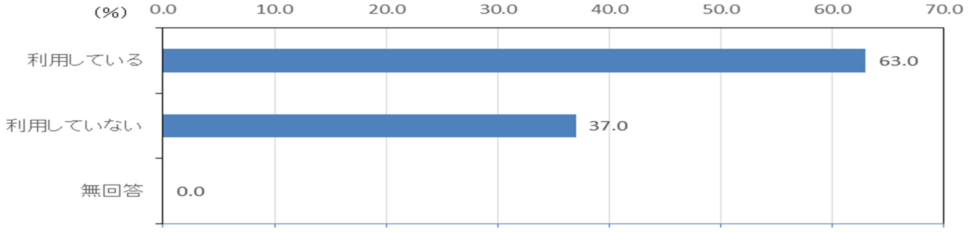

○利用している教育・保育事業

定期的に利用している教育・保育事業は、「認可保育所（どんぐり保育園等）」が 56.5%で最も多く、次いで「幼稚園（更別幼稚園等）」が 34.8%、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」が 19.6%となっています。

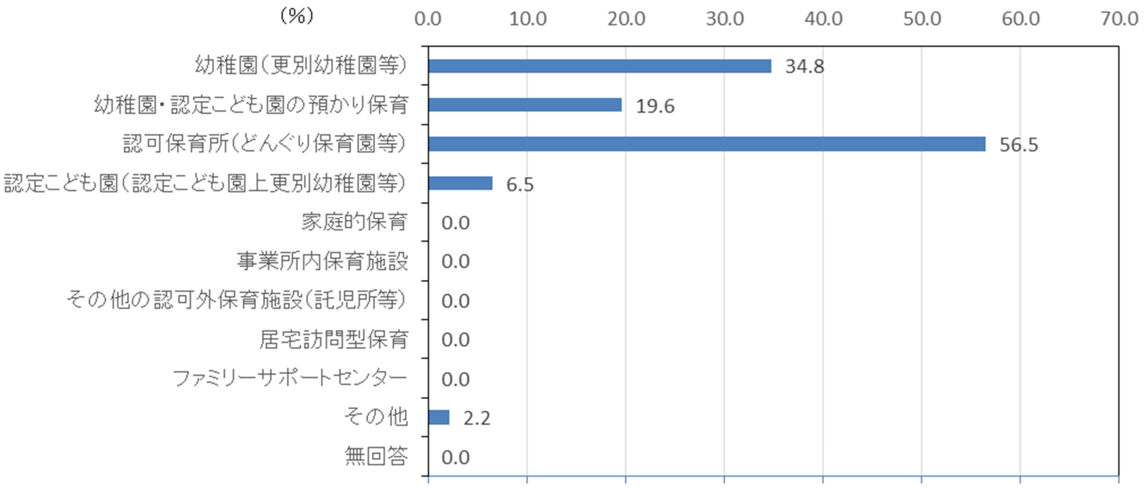

○今後、利用したい教育・保育事業

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認可保育所（どんぐり保育園等）」が36.6％で最も多く、次いで「幼稚園（更別幼稚園等）」が32.4％、「幼稚園・認定こども園の預かり保育」が19.7％、「認定こども園」が8.5％などとなっています。

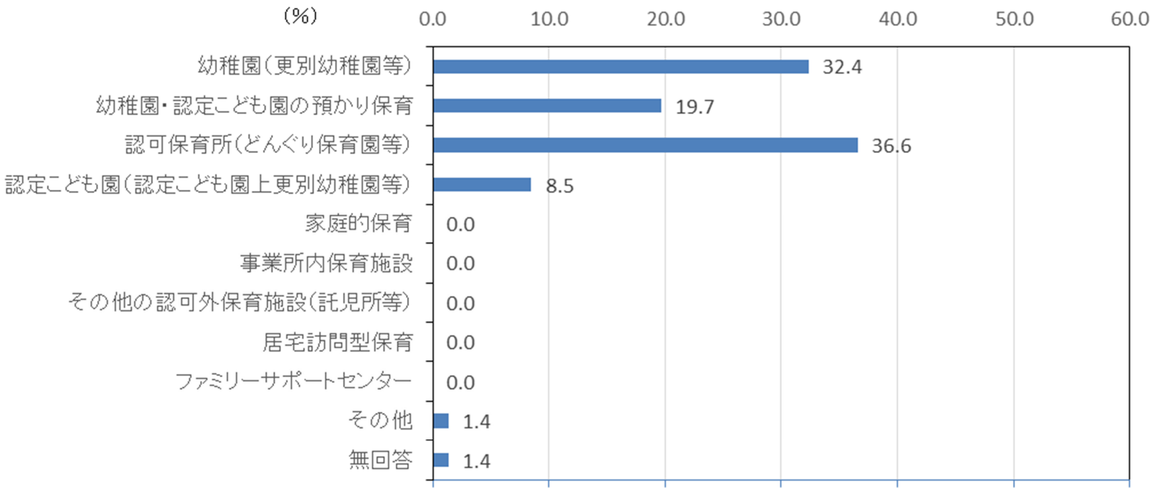

○更別村にない事業で今後、利用したい教育・保育事業

更別村にない事業で今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、無回答以外では、「小規模な保育施設」が23.3％で最も多く、次いで「ファミリーサポートセンター」が13.7％、「事業所内保育施設」が12.3％などとなっています。

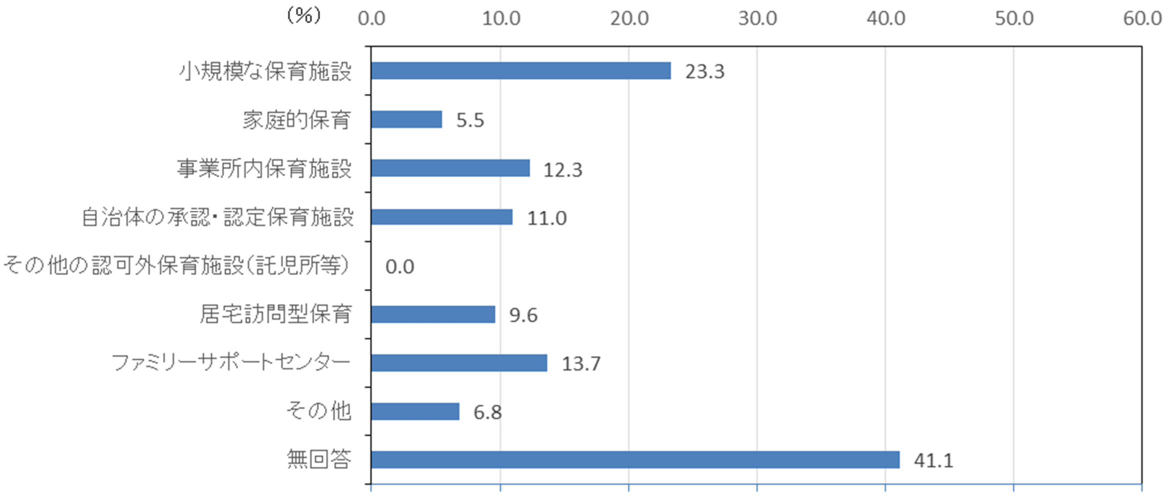

（３）子どもが病気やケガのときの対応について

〇子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかった経験

この１年間に子どもの病気やケガで事業を利用できなかったことが、「あった」が58.0％と約６割を占め、「なかった」は 34.0％となっています。

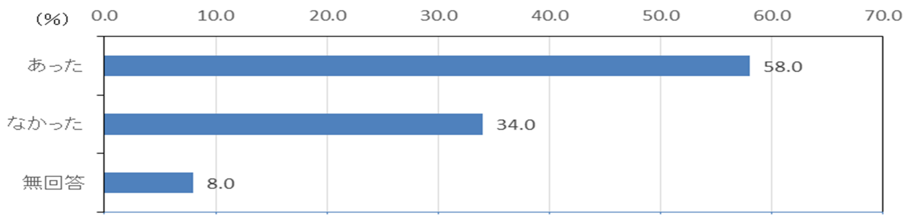

〇そのときの対処方法

対処方法は、「母親が休んだ」が 56.0％で最も多く、次いで「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」が 24.0％、「父親が休んだ」が 10.0％となっています。

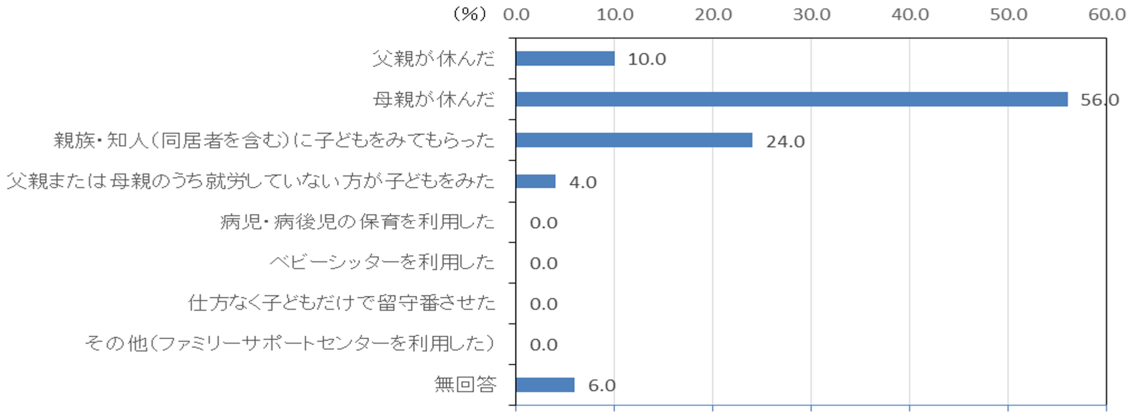

〇病児・病後児保育の利用意向

病児・病後児保育の利用については、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 50.0％、「利用したいとは思わない」が 40.6％となっています。

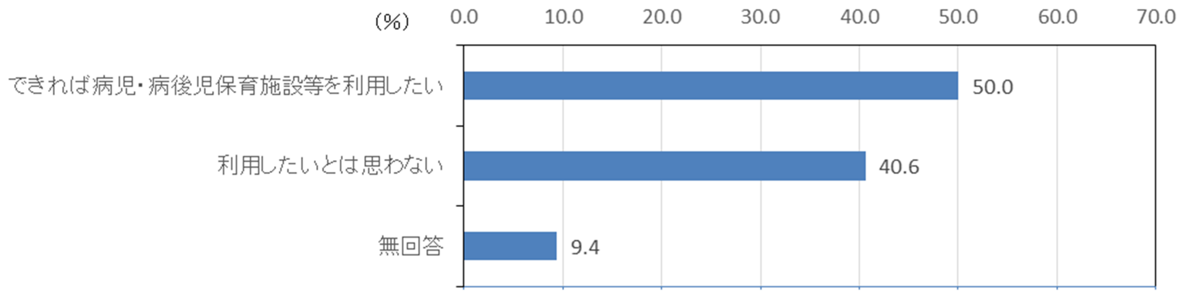

（４）不定期の教育・保育事業の利用について

○私用や親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している教育・保育事業

不定期の教育・保育事業の利用について、「ない」が 89.0%で多数を占めます。

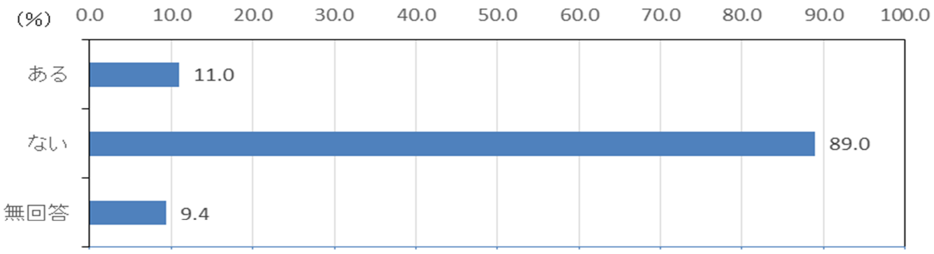

○今後の利用意向

今後、不定期の教育・保育事業の利用について、「利用したい」が 50.7%、「利用する必要はない」が 42.5%となっています。 利用する理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習いごと等）、リフレッシュ目的」及び「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」も 74.4%で最も多く、次いで、「不定期の就労」が 17.9%となっています。

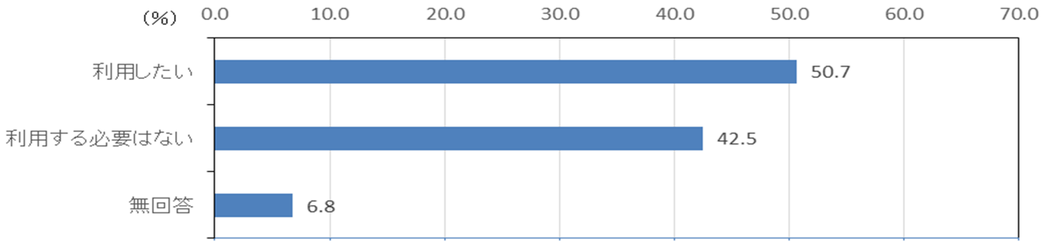

○事業を利用したい理由

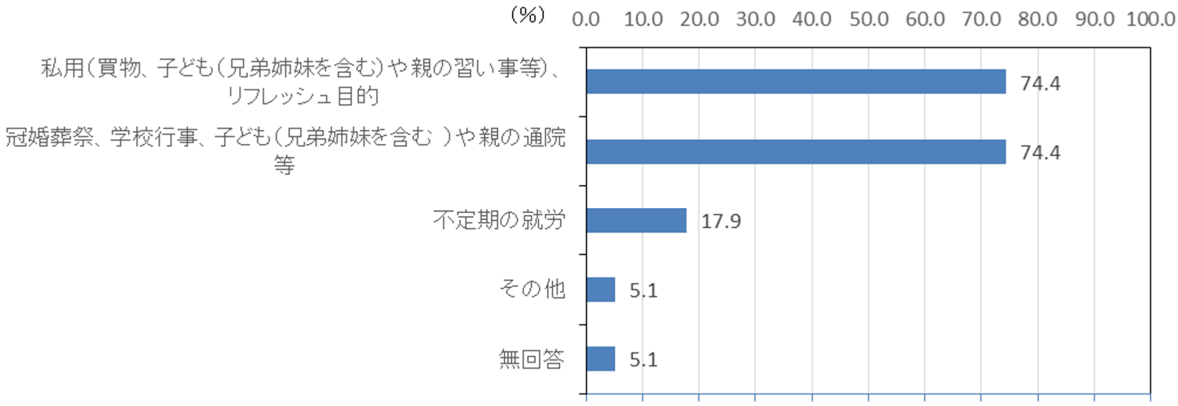

（５）小学校就学後の放課後の過ごし方

低学年では、「学童保育」が 50.0%で最も多く、次いで「少年団活動」が 21.4%、「自宅」が 14.4%、「習い事」及び「祖父母や友人・知人宅」が 7.1%となっています。
高学年では、「学童保育」が 40.9%で最も多く、次いで「少年団活動」が 27.3%、「自宅」が 9.1%、「祖父母や友人・知人宅」が 4.5%となっています。

〇低学年で過ごさせたい場所

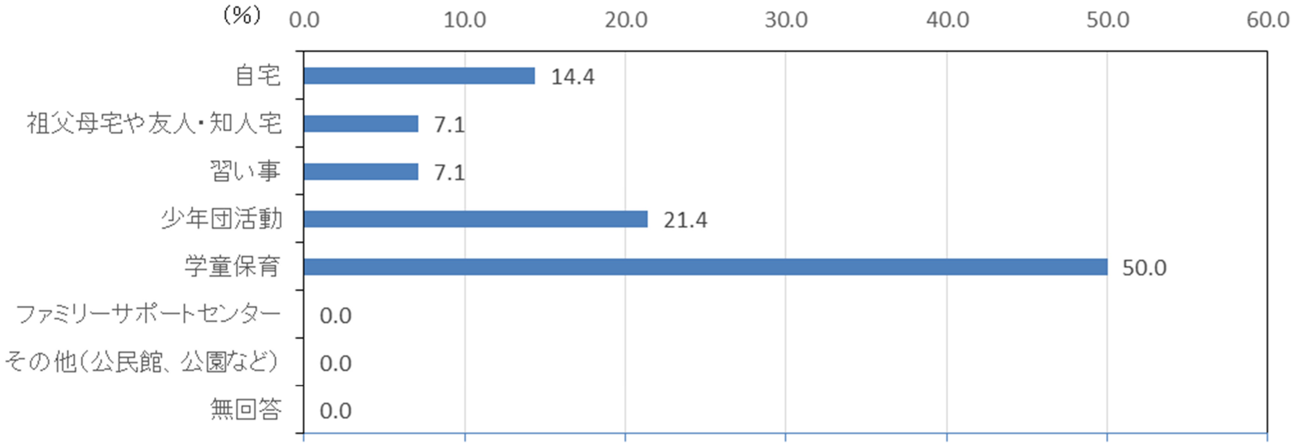

〇高学年で過ごさせたい場所

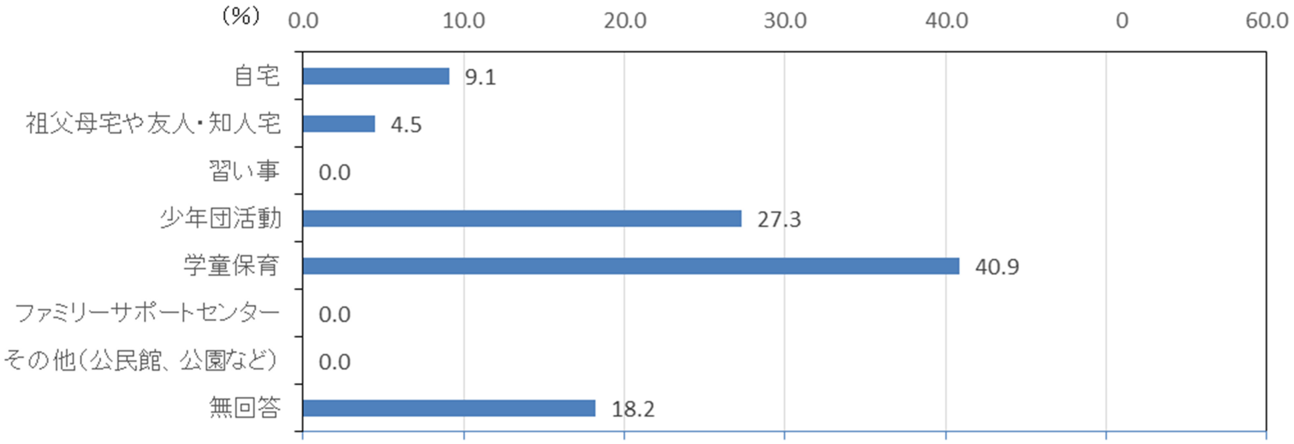

（6）子育ての実態について

〇子育てについての不安や負担

不安や負担の感じ方は、「やや不安や負担を感じる」が 50.7%で最も多く、次いで「あまり不安や負担は感じない」が 37.0%、「まったく感じない」が 8.2%、「とても不安や負担を感じる」が 4.1%となっています。

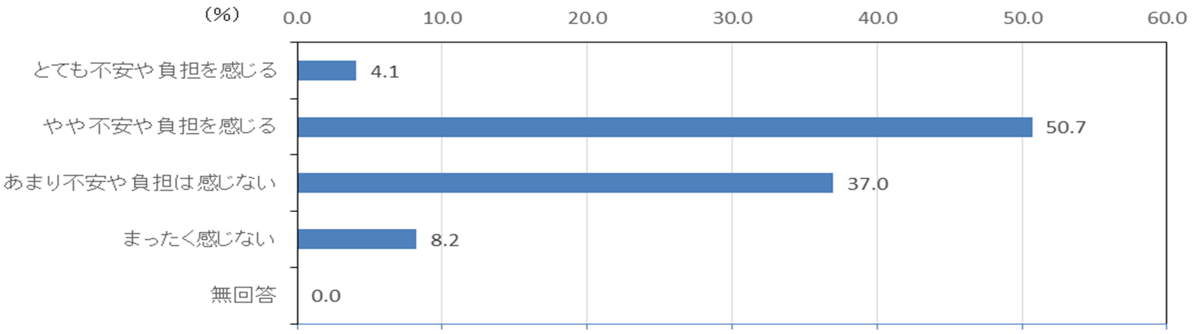

〇子育てについての悩み

子育ての悩みについては、「子どもの知的・精神的な発育」が 33.6%で最も多く、次いで「子どもの勉強や進学のこと」が 28.8%、「経済的な不安・負担が大きい」が 28.1%となっています。

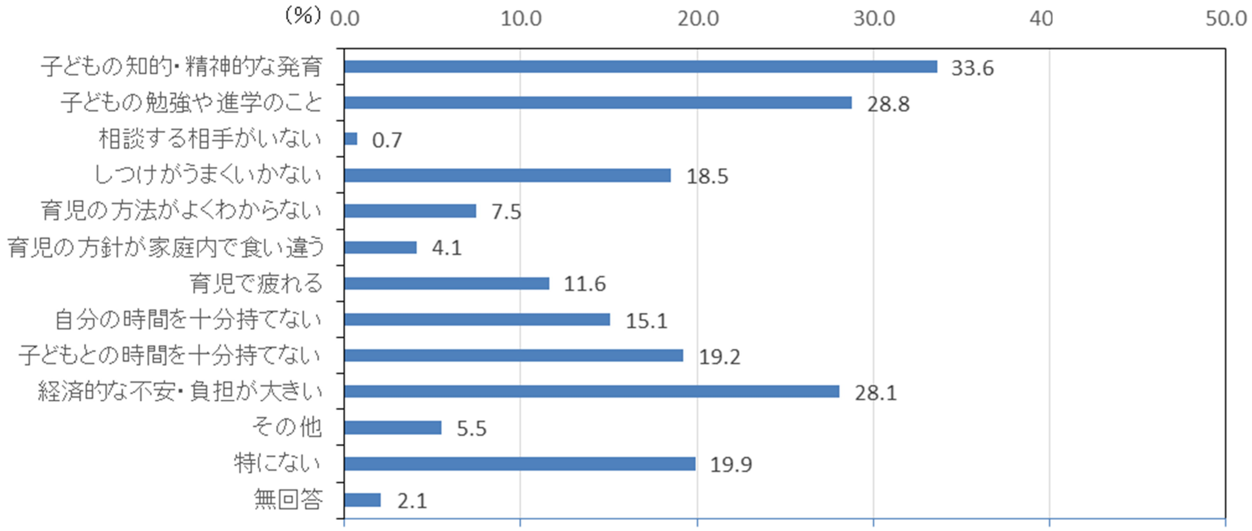

５　更別村の子ども・子育て支援の課題

□地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

○身近な地域で希望する子育て支援サービスを利用しやすくする提供体制を確保するために、提供区域が必要です。

○ニーズに基づく教育・保育の提供体制の確保と実施時期、教育・保育の質的改善が求められています。

○社会情勢や近隣関係、家族構成の変化や就労形態、価値観の多様化による教育・保育のニーズの多様化にあわせた、教育・保育メニューの充実が求められています。

○「小一の壁」と言われている幼児期から児童期の連続した教育・保育で、就学後の放課後児童クラブ（学童保育）へのニーズが高く、令和２年度から稼働した新たな子どもの居場所づくりの中心となる学童保育所（こどもの森）を効果的に活用し、また幼稚園・認定こども園・小学校との連携についても、より一層の充実が必要となります。

○就労の有無に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感を踏まえ、さまざまな場面を通じて、家庭状況を把握しつつ、適切な支援につなげることが必要です。

○子育て利用者への育児情報提供と助言の拡大が求められています。

□家庭・地域の子育て支援を充実

○地域の実情に応じた提供対策について今一層充実したものにするために、今後も随時見直し検討する必要があります。

○子どもの健やかな育ちを等しく保障するためには、障がい児や発達が気になる子など特別な支援が必要な子どもに対し、一人ひとりの状況や発達に応じた支援が必要です。

○核家族化、子どもの減少や近隣との関わりの希薄化等により、子育て家庭や子どもと地域住民が関わる機会が減少しています。

○地域で子どもや子育て家庭の状況を理解し、関心を深め、令和２年 10 月に設置した「更別村子ども家庭総合支援拠点」を活用しながら、地域全体で子育てを支えていくことが必要です。

□幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

○少子化により、子どもの数の減少とともに、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しています。

○教育と保育を一体的に提供のできる認定こども園を活用し、より質の高い教育・保育サービスの提供体制を整備することが求められています。

第３章　基本的な考え方

１　目的

更別村の子ども・子育て支援事業計画は、「すくすくこども未来計画（更別村次世代育成支援後期行動計画）」の基本理念を継承し、全ての子どもの健やかな育ちを子育て家庭ならびに地域全体で支援し、安心して子どもを生み、育てられる地域づくりを目的とします。

健やかな育ちは生きる喜び・育てる楽しさ、

豊かさ・安心・笑顔のあふれる子育て村　さらべつ

●子どもの健やかな育ち

更別村では、障がいや疾病、虐待、貧困など、社会的支援の必要性が高い子どもやその家族も含め、全ての子どもが心身共に健やかに育つために、子育て支援を推進いたします。

●生きる喜び・育てる楽しさ

更別村では、「生きる喜び・育てる楽しさ・地域のつながりを大切にする村づくり」を理念に、子育て支援に取り組んできました。その精神を継承しながら、子どもの健やかな成長と共に、子育てをする親も育てる喜びを感じながら、親としての成長ができるよう、地域全体で子育て支援を推進いたします。

●豊かさ・安心・笑顔のあふれる子育て村

更別村では、第６期総合計画において「住みたい　住み続けたいまち　ともにつくろう　みんなの夢大地」として住みやすい村づくりに取り組んでいます。子どもは未来を担う、希望となる存在でもあります。安心して子どもを生み、育てることができる地域づくりを通じて、地域全体に笑顔があふれる村づくりを推進いたします。

２　基本理念

更別村の子ども・子育て支援事業計画の目指す方向性として、次の基本理念を定めます。

１　一人ひとりの子どもの個性を尊重し、心身ともに健やかな育ちのための支援の充実

２　安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

３　地域全体で子育て支援に取り組み、子育てに伴う喜びを実感できる村づくりの推進

この基本理念は、以下のような子ども・子育て支援法の趣旨と、これまでの更別村の子ども・子育てにおける取り組みの理念を踏まえた上で定めました。

○これまでの「すくすくこども未来計画（更別村次世代育成支援後期行動計画）」においては、「子ども」「親・家庭」「地域」が主体的に行動するとともに、お互いに助け合い、ともに育ちあうことを基本的な視点として取り組んできました。

○こうした視点は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

○このことから、親が子育てを主体的に担うことを前提としつつ、子育ち・子育てを地域全体で見守り、支えていく環境づくりを、より一層進めることで、更別村独自の理念を、これからも変えることのない大切な理念として継承するものとします。

3　基本的な視点

子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、基本理念を実現するために下記の視点に立って子ども・子育て支援事業を推進します。

①子どもの視点
～「さらべつ」の次世代を担う子どもが、豊かに生きることのできる村づくり～

子ども・子育て支援事業において「子どもの最善の利益」が実現されるよう、最大限に尊重するよう配慮します。また、核家族化の進行や価値観の多様化などにより子育て家庭の生活実態や子育て支援に関するニーズも多様化しています。このため様々なニーズに柔軟に対応できるよう、子どもの視点に配慮した柔軟かつ総合的な取り組みを行っていきます。

②次代の親づくりという視点
～豊かな心と生きる力を持てる子どもを育むことのできる親づくり～

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在であるため、豊かな人間性を形成し、自立していけるよう長期的な視点に立った取り組みを行っていきます。

③社会全体による支援の視点
～安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり～

子ども・子育て支援事業は、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、国及び道、更別村、関係機関、地域社会など社会全体の協力のもと、安心して生み育てることのできる環境づくりに努めます。

④仕事と生活の調和実現の視点
～仕事と家庭生活の調和を実現し、充実した子育て生活を送れる村づくり～

仕事と生活の調和を実現することは、村民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みのひとつとして、少子化対策の観点からも重要です。このため仕事のやりがいや充実感を感じるとともに、子育て期などにおける多様な生き方が選択できることを目標に、働き方の見直しなど仕事と生活の調和を図るための取り組みを推進します。

⑤すべての子どもと家庭への支援の視点
～みんなで手をつなぎ、子どもの成長と発達を支え、すべての子どもと家庭を大切にする村づくり～

多様化した子どもや子育て家庭を取り巻く問題を踏まえ、生活環境や教育環境において子育てを支援することに努めます。また、ひとり親家庭や要保護児童のいる家庭などの子どもと保護者及び子育てを行っているすべての家庭の子どもと保護者の孤立化などの問題を踏まえ、広く子どもと家庭への支援という観点から推進していきます。

４　施策体系

更別村では、「すくすくこども未来計画」を継承し、以下の目的と５つの視点を定め、子ども・子育て支援事業計画と共有の施策体系としてひとつに取りまとめました。

目的

健やかな育ちは生きる喜び・育てる楽しさ　豊かさ・安心・笑顔のあふれる子育て村　さらべつ

	基本的な視点	基本施策
視点１	**子どもの視点** ～「さらべつ」の次世代を担う子どもが、豊かに生きることのできる村づくり～	1. 学校の教育環境等の整備 2. 家庭や地域の教育力の向上 3. 児童の居場所づくり、児童健全育成 4. 親子が健康に過ごせるための支援の充実 5. 子どもの権利の意識啓発
視点２	**次代の親づくりという視点** ～豊かな心と生きる力を持てる子どもを育むことのできる親づくり～	1. 子どもを生み育てる意義の教育・啓発 2. 世代間交流の推進 3. 思春期保護対策の充実
視点３	**社会全体による支援の視点** ～安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり～	1. 子育て支援サービスの充実 2. 保育サービスの充実 3. 地域の子育て支援のネットワークづくり 4. 小児医療の充実 5. 食育への取り組みの推進 6. 良好な生活環境の確保 7. 安全・安心なまちづくり
視点４	**仕事と生活の調和実現の視点** ～仕事と家庭生活の調和を実現し、充実した子育て生活を送れる村づくり～	1. 多様な就業形態、働き方の見直しなどの啓発 2. 仕事と子育ての両立の推進 3. ワーク・ライフ・バランスの理解の推進 4. ひとり親家庭の自立支援の推進
視点５	**すべての子どもと家庭への支援の視点** ～みんなで手をつなぎ、子どもの成長と発達を支え、すべての子どもと家庭を大切にする村づくり～	1. 児童虐待防止対策の充実 2. 障がい児施策の充実
子ども・子育て支援事業計画		1. 教育・保育提供区域 2. 幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制及び実施時期 3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制及び実施時期 4. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

第４章　教育・保育提供区域の設定

１　教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに村が定めるもので、村にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する（最適な需給バランスを図る）ための基礎的な範囲になります。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす申請が提出された場合には、市町村は原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。しかし、市町村子ども・子育て支援事業計画において定める教育・保育提供区域における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数にすでに達しているか、または超えていることになると認められるときは、地域型保育事業の認可をしないことも可能です。そのため、市町村にはその時々のニーズや状況に応じて慎重な判断が求められます。

保育所や地域型保育等の場合、設置認可申請の対象事業者は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、ＮＰＯ法人等の多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の設置認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

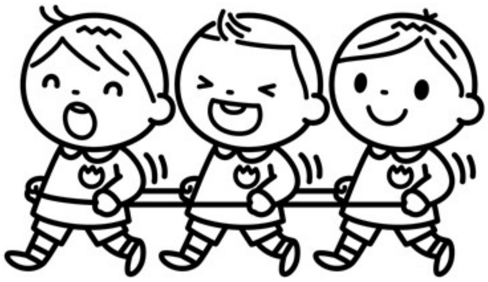

２　教育・保育提供区域の設定

１　更別村における教育・保育提供区域

事業区分	区域設定	考え方
1 号認定（3～5 歳）	小学校区	教育・保育の区域設定については、 小学校区（更別・上更別）とします。
2 号認定（3～5 歳）		
3 号認定（0 歳）		
3 号認定（1～2 歳）		

２　地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から更別村全域を基本とする。なお、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業及び一時預かり事業については、現状を踏まえて、小学校区による区域設定とします。

11 事業	提供区域	考え方
○利用者支援に関する事業 子どもの親又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等	村内全域	更別村内全域として設定します。
○時間外保育事業 （延長保育・休日保育）	村内全域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、更別村内全域とします。
○放課後児童健全育成事業 放課後児童クラブ。共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業	小学校区	各小学校区（更別・上更別）を基本として実施します。
○子育て短期支援事業 ショートステイ・トワイライトステイ。保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う	村内全域	村内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討します。
○乳児家庭全戸訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	村内全域	現状どおり、更別村内全域とします。
○養育支援訪問事業 養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助等）	村内全域	現状どおり、更別村内全域とします。

11 事業	提供区域	考え方
○地域子育て支援拠点事業 公共施設や認定こども園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等	小学校区	各小学校区（更別・上更別）を基本として実施します。
○一時預かり事業 認定こども園その他の場所において、一時的に預かる事業	小学校区	各小学校区（更別・上更別）を基本として実施します。
○病児・病後児保育事業 保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に病院・認定こども園等の付設の専用スペース等で一時的に保育する事業	村内全域	村内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討します。
○子育て援助活動支援事業 ファミリー・サポート・センター。児童の預かり等を希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する提供会員との相互援助活動に関する連絡・調整を実施	村内全域	村内全域として設定し、実施するときに運用方法を再度検討します。
○妊婦健診事業 妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業	村内全域	現状どおり、更別村内全域とします。

第５章　教育・保育施設の充実

1　量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分

1～3 号認定（子ども・子育て支援法第十九条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組み。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
１号認定	３～５歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園 認定こども園に該当
２号認定	３～５歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園に該当
３号認定	０歳、 １～２歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所　認定こども園、 地域型保育に該当

※施設型給付＝保護者本人への給付でなく、新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

2　提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

（1）１号認定（3 歳以上、幼稚園、認定こども園を利用希望）

■更別地区・量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	必要利用定員総数	35 人	34 人	44 人	43 人	45 人
2	確保の内容	120 人	120 人	135 人	50 人	50 人
	特定教育・保育施設	120 人	120 人	135 人	50 人	50 人
	確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	過不足(2-1)	85 人	86 人	91 人	7 人	5 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

■確保の内容方針

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区・量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
1	必要利用定員総数	9 人	8 人	6 人	6 人	5 人
2	確保の内容	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	特定教育・保育施設	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	確認を受けない幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	過不足(2-1)	6 人	7 人	9 人	9 人	10 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の内容方針

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

（2）２号認定（3歳以上、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区・量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	必要利用定員総数	32人	32人	28人	28人	28人
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
	上記以外	32人	32人	28人	28人	28人
2	確保の内容	32人	32人	30人	30人	30人
	特定教育・保育施設	32人	32人	30人	30人	30人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足(2-1)	0人	0人	2人	2人	2人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の内容方針

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区・量の見込み

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	必要利用定員総数	2人	2人	2人	5人	2人
	幼児期の学校教育の利用希望が強い	0人	0人	0人	0人	0人
	上記以外	2人	2人	2人	2人	2人
2	確保の内容	5人	5人	5人	5人	5人
	特定教育・保育施設	5人	5人	5人	5人	5人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足(2-1)	3人	3人	3人	3人	3人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の内容方針

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

（3）３号認定（０歳、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区・量の見込み

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	必要利用定員総数	6人	5人	3人	3人	3人
2	確保の内容	6人	5人	3人	3人	3人
	特定教育・保育施設	6人	5人	3人	3人	3人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足(2-1)	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の内容方針

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区・量の見込み

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	必要利用定員総数	1人	1人	1人	1人	1人
2	確保の内容	1人	1人	1人	1人	1人
	特定教育・保育施設	1人	1人	1人	1人	1人
	地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
	認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
	過不足(2-1)	0人	0人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の内容方針

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

（4）３号認定（１・２歳、保育所、認定こども園を利用希望）

■更別地区・量の見込み

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	必要利用定員総数	11 人	11 人	17 人	17 人	17 人
2	確保の内容	11 人	11 人	17 人	17 人	17 人
	特定教育・保育施設	11 人	11 人	17 人	17 人	17 人
	地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	過不足(2-1)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の内容方針

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区・量の見込み

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	必要利用定員総数	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
2	確保の内容	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	特定教育・保育施設	4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
	地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	過不足(2-1)	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の内容方針

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

【０歳から２歳の保育利用率の目標値設定について】

国の基本指針では、３号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み（３号認定子ども）÷各年度推計人口（０～２歳）×100＝（小数点第一まで）」により算出した数値とします。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
保育利用率	27.8%	27.1%	35.3%	35.3%	35.3%
３号認定 必要利用定員総数※	20 人	19 人	23 人	23 人	23 人
０～２歳児推計人口	72 人	70 人	65 人	65 人	65 人

※３号認定（０歳、保育所、認定こども園を利用希望）必要利用定員総数と３号認定（１・２歳、保育所、認定こども園を利用希望）の必要利用定員総数の合計

３　教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、平成 30 年度に新設された認定こども園上更別幼稚園において引き続き事業を実施します。また、更別地区においては、令和４年度に認可保育所から移行した認定こども園どんぐり保育園が事業を実施します。

１　認定こども園の特徴

①就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
②保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
③保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
④0～5 歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つことができます。
⑤園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

２　認定こども園の取り扱いについて

（１）幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

〇幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼稚園教育要領及び保育所保育指針に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
〇子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
〇認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の良さを併せもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
〇環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の５つの領域から構成しています。

（２）小学校教育との円滑な接続

〇子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容を工夫し、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことができます。
〇小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図ります。

（３）認定こども園として特に配慮すべき事項

〇保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考えます。

〇満３歳以上の子どもについては、満３歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

【配慮すべき事項の詳細】

①発達や学びの連続性に関すること

０歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連続性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

③乳幼児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について情報提供します。また、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

④満３歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるように努めます。

⑥特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることで保護者の障がい受容につなげ、円滑な支援を図れるようにします。

⑦子育ての支援に関すること

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

⑧家庭や地域社会との連携に関すること

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、ＰＴＡ活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者を始め幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

４　教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、幼稚園教諭、保育士やそれを支える、子どもの育ちを支援する者自身の待遇改善が必要です。同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。また、中札内村と共同で設置している指導主事を活用し、各園へ指導および助言を行う体制を引き続き維持していきます。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた不断の改善努力を行います。また、より良いサービスを提供するため、職員配置の充実と職場環境の改善や職員の資質向上に向けた研修等の充実を図ります。

５　産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援をするとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

特に、育児休業満了時（おおむね、１歳到達時等）から、教育・保育施設を利用することができるよう必要な保育士数をそろえるなど、環境を整えてまいります。

６　満３歳児の受入れ実施について

更別村では、平成 23 年より満３歳児（３歳に到達した２歳児）の受入れを更別幼稚園及び上更別幼稚園で開始しました。これは、３歳児（当該年度で４歳になる子ども）からの受入れだったところ、教育の利用ニーズの拡大や早期に受入れをすることにより、子どもをより安心して成長させるために開始したものです。

実施から約１０年が経過し、今もなお、更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園で継続しています。満３歳児のニーズは未だに高いことや子どもの健全な発達に資していることから、これからも継続して実施していきます。

7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月より実施され、従来の「子どものための教育・保育給付」に加えて、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。「子育てのための施設等利用給付」は、預かり保育事業や一時預かり事業等を利用する新１～３号認定を受けた者に対して給付されるものです。

更別村においては、更別幼稚園の延長保育・特別保育（朝・夕)、認定こども園上更別幼稚園の延長保育・特別保育（朝・夕）については利用者全員、認定こども園上更別幼稚園及び認定こども園どんぐり保育園内に設置している地域子育て支援センターの一時保育に関しては、３歳児以上は利用者が全員対象になりますが、３歳未満児は、生活保護世帯か住民税非課税世帯が対象となります。対象となったとしても、それぞれの事業で上限額もあるため、上限額の範囲内で利用給付を受けることができます。

給付方法については、保護者に一度保育料を収めていただいた後、３か月ごとに保護者へ保育料を償還する方式を採用しています。そのため、年４回（7、10、1、４月）償還をさせていただくことになります。

利用日数、時間に関しては、特定子ども・子育て支援施設（更別幼稚園・認定こども園上更別幼稚園・認定こども園どんぐり保育園）で正確に把握し、保護者からの施設型等利用給付の給付申請をしていただくことで、過誤請求、過誤支払いの防止に努めます。

まだ、開始したばかりの事業であるため、北海道と連携を取りながら、適切に実施してまいります。

8　副食費の負担軽減について

令和元年 10 月より実施されている幼児教育・保育の無償化に際して、保育料のほかに３～５歳児の副食費（給食のおかず及びおやつ代）も「年収 360 万円未満相当世帯の子ども」と「全ての第３子以降の子ども」については、月額 4,500 円まで免除されることとなりました。

更別村では、この事業をより拡大し、村独自に 3～5 歳児のすべての子どもについて、副食費を月額 4,500 円まで免除することとし、事業を実施しております。家庭の収入に関わらず、村の子どもたちには、おいしい給食などを食べてすくすくと成長してもらいたいという思いから実施しております。今後もこの事業を継続実施し、子どもの心身の健全な発達に寄与していくことができればと思います。

第６章　地域子ども・子育て支援事業の充実

1　地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

〇国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。
〇設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。
〇計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

（１）利用者支援事業

子どもや保護者が、認定こども園・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢]0～5 歳（一部、高等学校卒業まで）

■量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（か所）		2	2	2	1	1
確保の方策（か所）		2	2	2	1	1
	基本型	1	1	1	0	0
	母子保健型	1	1	1	1	1

■確保の内容方針

更別村では、妊産婦等からの相談等の必要な支援は母子保健型により実施しています。

子育て家庭からの相談等に対応する基本型は現在、設置していませんが子育て応援課が対応することで引き続き事業を実施します。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育時間（11 時間）を超えて、最長で午前７時 30 分から午後７時００分までの保育を実施しています。

[対象年齢]0～5 歳

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	16	16	15	14	14
確保の方策（人）	16	16	15	14	14
施設数（か所）	1	1	1	1	1

■確保の内容方針

更別村では、現状に引き続き事業を実施します。

（３）放課後児童健全育成事業（学童保育所）

主に保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成をはかる事業です。

[対象年齢]就学児（6～11 歳）

■更別地区・量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	62	65	72	72	73
小学 1 年生	12	16	19	18	12
小学 2 年生	16	11	16	18	17
小学 3 年生	9	13	9	13	17
小学 4 年生	11	7	12	8	12
小学 5 年生	9	10	7	10	7
小学 6 年生	5	8	9	5	8
確保方策（人）	90	90	90	90	90
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

■確保の内容方針

更別地区では、社会福祉法人更別どんぐり福祉会に委託して事業を実施しています。令和２
年度より学童保育所（こどもの森）が稼働し、定員が従来の 75 名から 90 名へ増加しています。

■上更別地区・量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	9	10	11	10	12
小学 1 年生	1	3	5	2	4
小学 2 年生	2	1	2	3	2
小学 3 年生	2	2	1	2	3
小学 4 年生	2	2	1	0	2
小学 5 年生	1	1	1	1	0
小学 6 年生	1	1	1	2	1
確保方策（人）	9	10	11	10	12
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

■確保の内容方針

上更別地区では、本事業の実施はしていませんが一定数の利用見込みがあるため、認定こども園上更別幼稚園に設置している「上更別こどもセンター」にて対象児童の受入れをしており引き続き事業を実施します。

（4）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などにおいて養育・保護を行う事業です。

[対象年齢]0～5 歳

[単位]延べ利用者数（年間）人日

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日）	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

更別村では、実施予定はありませんが、ニーズがある場合は他制度の活用（児童相談所の一時保護等）を検討します。

（5）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0 歳

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人）	23	22	21	25	25
確保の方策	更別村子育て世代包括支援センターが出生児の家庭訪問を全件実施し、必要に応じ妊婦や乳幼児への家庭訪問を実施します。				

■確保の内容方針

更別村では、子育て世代包括支援センターにて実施しております。引き続き、事業を継続します。

（6）養育支援訪問事業

養育支援が必要かどうかは、保護者本人が判断できない状況や、相談をためらうケースがあるため、専門の職員が家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。（正式名は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」）

[対象者]要支援児童、特定妊婦、要保護児童（※）

■量の見込み

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（人）	8	7	7	7	7
確保の方策	更別村子育て世代包括支援センターが中心となり訪問等を実施し、必要に応じ医療機関等と連携を図りながら実施します。				

※要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特 定 妊 婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童

■確保の内容方針

更別村では、（5）乳児家庭全戸訪問事業同様、子育て世代包括支援センターにて実施しております。引き続き、事業を継続します。また、要保護児童対策地域協議会については特に必要と認められる場合、随時開催して関係機関と連携し、対応していきます。

（7）地域子育て支援拠点事業

保育所等の地域の身近な場所で、 乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢]0～2 歳

[単位]延べ利用者数（年間）人回

■更別地区・量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人回）	541	530	530	1, 492	1, 492
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

■確保の内容方針

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区・量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人回）	135	133	133	50	50
確保の方策（か所）	1	1	1	1	1

■確保の内容方針

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

（８）一時預かり事業

保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

[対象年齢]①幼稚園在園児は３～５歳　②在園児以外は０～５歳

[単位]延べ利用者数（年間）人日

①幼稚園における在園児対象型

■更別地区・量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み合計（人日）		4, 775	4, 638	4, 502	3, 200	3, 200
	幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1 号認定見込み）	4, 775	4, 638	4, 502	3, 200	3, 200
	幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2 号認定見込み）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日）		4, 775	4, 638	4, 502	3, 200	3, 200

■確保の内容方針

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区・量の見込み

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み合計（人日）		1, 228	1, 228	955	621	310
	幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（1 号認定見込み）	1, 228	1, 228	955	621	310
	幼稚園の在園児を対象とした一時預かり（2 号認定見込み）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日）		1, 228	1, 228	955	621	310

■確保の内容方針

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

②幼稚園における在園児対象型以外

■更別地区・量の見込み

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（人日）		470	462	462	240	240
確保の方策（人日）		470	462	462	240	240
	保育園及び認定こども園の一時預かり（在園児対象型以外）	470	462	462	240	240
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

■上更別地区・量の見込み

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み（人日）		118	115	115	54	54
確保の方策（人日）		118	115	115	54	54
	保育園及び認定こども園の一時預かり（在園児対象型以外）	118	115	115	54	54
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	0	0	0	0	0
	トワイライトステイ	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

上更別地区では、現状に引き続き事業を実施します。

（9）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児・病後児保育事業は、病気にかかっている子どもや回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設の付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢]0～5 歳

[単位]延べ利用者数（年間）人日

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日）	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ・ｻﾎﾟｰﾄ・ｾﾝﾀｰ等）	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

更別村では、今後もニーズを注視し、病児保育事業について検討をします。

（10）子育て援助活動支援事業（就学後）

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行う。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業です。

[対象年齢]就学児

[単位]延べ利用者数（年間）人日

■量の見込み（低学年）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日）	0	0	0	0	0

■量の見込み（高学年）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人日）	0	0	0	0	0
確保の方策（人日）	0	0	0	0	0

■確保の内容方針

更別村では、実施予定はありませんが、必要に応じ検討します。

(11) 妊婦健診事業

妊婦が定期的に行う健診費用を助成する事業です。

[単位]延べ利用者数（年間）人回

■量の見込み

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（人回）	322	308	294	294	294
確保の方策	妊婦に対して基本健診の費用 14 回分を公費負担します。				

■確保の内容方針

更別村では、現状に引き続き事業を実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

■確保の内容方針

更別村では、国や道などの動向に応じて助成を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。

■確保の内容方針

更別村では、現在のところ新規参入について予定はありませんが、新規参入が見込まれた場合は、本計画の内容を総合的に判断し、検討します。

2 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園と小学校等との連携についての基本的な考え方を踏まえ、更別村におけるこれらの連携を推進します。

また、大樹町にある南十勝こども発達支援センター「むぅく」とも連携をとりながら、発達について気がかりなことや、日々の子育てに関する悩みについて相談できる場や機会の提供に努めます。

第７章　子ども・子育て支援関連施策の推進

１　児童虐待防止対策の充実

更別村においては、養育支援を必要とする家庭の早期把握、情報の提供、相談、調査、指導を更別村子育て世代包括支援センターの利用者支援事業により実施し、また、地域資源や児童委員をはじめとした身近な場所における「地域のちから」を活用して子ども虐待の発生予防をするほか、早期発見、早期対応に努めます。そして、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していくことが不可欠です。

①子どもの権利擁護

「児童虐待防止対策の抜本的強化について」を受け、体罰によらない子育て等を推進するため、体罰によらない子育てに関する理解が広まるよう、「更別村子育て世代包括支援センター」や、乳児検診、「更別村地域子育て支援センター」、「上更別地域子育て支援センター」、幼稚園、認定こども園、学校等に関して普及啓発活動に努めます。

また、保護者として監督を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことなども周知していきます。

②発生予防、早期発見、早期対応等

子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。また、乳幼児健診未受診者や受診後経過観察が必要な者等が出た場合には定期的な安全確認を実施します。さらに、児童福祉、母子保健の各担当が日頃から緊密な連携を図るとともに、各地域の子育て支援拠点や医療機関、学校等とも効果的な情報の提供及び共有を行い、連携体制を強化していく必要があります。そして、地域資源や児童委員をはじめ「地域のちから」を活用して子ども虐待の防止に努めます。

③関係機関との連携及び相談体制の強化

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を受け、児童等に対する相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和４年度までに整備することが決定されました。更別村においても令和２年度に「更別村子ども家庭総合支援拠点」の設置をし、子ども家庭支援全般に係る業務を実施するものとして、実情の把握や情報の提供、相談等への対応、総合調整を行い、要支援児童及び要保護児童並びに特定妊婦等への支援業務などを実施していきます。

更別村における子ども・子育てに関する現在の相談体制は、「子育て応援課」をはじめ、乳児検診の場や「更別村子育て世代包括支援センター」、社会福祉法人更別どんぐり福祉会へ委託してい

る「更別村地域子育て支援センター」、認定こども園上更別幼稚園内で実施している「上更別地域子育て支援センター」のほか、認定こども園、幼稚園、小中学校などにおいて、子どもに関わる相談ができる体制になっています。これら相談体制により、孤立することなく、子どもが安心して安定した家庭を含む社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

　また、子ども虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、これらの相談体制をもとに関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があります。時には、要保護児童対策地域協議会を活用して、子どもの置かれた状況を個別ケースとして、その状況やアセスメントの情報共有や役割分担等を行い適切な支援につなげていきます。この協議会の実務者として、資格を持った子育て応援課の担当者が中心となって適切に行っていきます。関係機関との情報共有、連携をはかることにより、実際の子ども虐待事例への対応をはじめ、要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、関係機関へ専門性を有する職員の配置や、都道府県等が実施する講習会等への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。

　さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、遅滞なく児童相談所への事案送致を行うほか、児童相談所に適切に援助を求めつつ、都道府県と相互に協力して、子ども虐待による死亡事例等の重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

2　ひとり親家庭の自立支援の推進

　ひとり親家庭の自立支援は、子育て短期支援事業、母子家庭等日常生活支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県が策定する自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進します。

3　障がい児施策の充実

　障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等を実施し充実を図ります。

　また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。また、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取り組みを推進するとともに、専門関係機関等による地域支援・専門的支援の強化や認定こども園等訪問支援の活用を通じた障がい等による特別な支援が必要な子どもと、その家族等に対する支援の充実が必要です。

そして、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員などの配置を推進することが必要でもあります。

さらに、自閉症、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子の可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、幼稚園教諭や保育士など子どもを支援する職員の資質向上を図りつつ、一人ひとりの希望に応じた適切な教育上の支援等を行う必要があります。

そのためには、乳幼児期を含め早期に適切な相談が受けられるよう引き続き発達支援相談員を配置し、本人や保護者には十分に情報を提供していきます。また、幼稚園、認定こども園、小中学校、特別支援学校等においては、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容及びその後の円滑な支援につなげていくことが重要です。併せて、本人と保護者、村、学校等が、教育上必要な支援等について適切な連携、相談体制により合意形成を図ることも求められています。

特に発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知が必要であり、さらに家族で適切に子育てが行えるよう家族支援を行うなど、関係機関と連携を密にして、支援体制整備を行うことが必要です。

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業や放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、各関係機関との連携を進めていきます。

４　仕事と生活の調和の実現に向けた取り組みの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられています。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

（１）働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、住民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

（２）育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

（3）ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しを普及・啓発していきます。

5　海外から帰国した幼児や外国籍の幼児等に関して

昨今、保護者の仕事の都合により海外に赴任し、何年か経った後に帰国したり、外国人労働者の受け入れ拡大を目的とした新在留資格「特定技能」を盛り込んだ改正出入国管理法が施行され、都市部のみならず地方においても国際化が進んできています。

本村も、外国籍の方が転入してくる場合もあり、いつ未就学児や就学児童を連れた方が転入してくるか分からない状況となっています。

上記のような方の転入が見込まれた場合は、関係各課と連携をとり、国際交流員等の支援をいただきながら、受け入れ体制を確保する必要があるため、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の受入れについて把握し、教育・保育の提供体制を確保していきます。

6　「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取り組みの推進について

国は、保護者の就労などで「小１の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成２６年７月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。その後、放課後児童クラブ並びに放課後子ども教室の一体的な整備が進められてきたところです。そして、この取り組みをさらに推進させるべく、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を目的とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、平成 31 年４月から実施されています。

更別村では、放課後児童健全育成事業（学童保育所）の推進とあわせて、子どもの居場所作り拠点の拡充を目的として、令和２年度に新たに学童保育所（こどもの森）が建築されました。これにより、受け入れ定員が 75 名から 90 名に増え、更なる利便性の向上や毎日は利用しない児童も利用が出来る施設となっています。新しい学童保育所の稼働により、放課後児童クラブのニーズについては、満たされる量の見込みが出ておりますが、放課後子供教室についても、今後ニーズの増加が見込まれる場合には、既存教室の活用や地域の施設等の活用を含め、保護者の就労有無にかかわらない、さらなる子どもの安全・安心な居場所づくりに努めていきます。

具体的には、現存の施設で想定されるニーズを賄いきれることから、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量は想定されません。今後のニーズの増加が出てきて想定を上回るような事態が予測される場合には、学校の余裕教室を活用するべく、教育委員会と連携を取り、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置し、学校、放課後児童クラブ関係者を交えて、協議を行い適切な体制づくりに努めていきます。

また、放課後児童クラブにおける特別な配慮を要する児童の受け入れに関しても、今後も継続

し、開所時間の１時間程度の延長も検討していきます。放課後児童クラブにおいては、放課後児童支援員の資格を取得した職員による指導の下、基本的な生活習慣はもちろん、異年齢児童等との交わりを通じた社会性の習得に資します。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図っていくことができるよう環境を整備・維持し、育成支援の内容等を広報やホームページなどを通して住民にも周知していきます。引き続き、継続的な事業実施が可能となるよう、国や道の関係各機関への働きかけを行っていきます。

※放課後子ども教室

地域の大人の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域住民との交流活動等を支援するものです。

第８章　次世代育成支援行動計画の継承について

１　目的

次世代育成支援対策推進法の趣旨に則り、更別村においてこれまで取り組んできた「すくすくこども未来計画（更別村次世代育成支援後期行動計画）」を評価し、同計画を継承します。

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、見出された課題に取り組み、子育て支援に係る総合的な施策体系に基づいて、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進していきます。

２　「すくすくこども未来計画」の基本理念

生きる喜び・育てる楽しさ・地域のつながりを大切にする村づくり

次世代育成支援対策は、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行います。父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援や、子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備、雇用環境の整備などへ取り組みます。

３　対象

次世代育成支援行動計画における「子ども」の対象年齢は下表の通りです。

０歳	０歳	１歳	１～５歳	６歳	６～11 歳	12歳	12～17 歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期 ※学校教育を除く放課後		一部対象	

子ども・子育て支援法（中心対象年齢）

次世代育成支援対策推進法

４　「すくすくこども未来計画」の基本的な視点

１　子どもの視点
～「さらべつ」の次代を担う子どもが、豊かに生きることのできる村づくり～

２　次代の親づくりという視点
～豊かな心と生きる力を持てる子どもを、育むことのできる親づくり～

３　社会全体による支援の視点
～安心して子どもを生み育てることのできる環境づくり

４　仕事と生活の調和実現の視点
～仕事と家庭生活の調和を実現し、充実した子育て生活をおくれる村づくり～

５　すべての子どもと家庭への支援の視点
～みんなで手をつなぎ、子どもの成長と発達を支え、
すべての子どもと家庭を大切にする村づくり～

５　基本目標

１　地域の子育て支援機能を高める体制整備
２　健康の確保及び増進の推進
３　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
４　子育てを支援する生活環境の整備
５　職業生活と家庭生活との両立の推進
６　要保護児童などへのきめ細やかな取り組みの推進

６　一般事業主行動計画特例認定制度の新たな創設

次世代育成支援対策推進法では、従業員 101 人以上の一般企業が、行動計画を策定・届出し、一定の要件を満たすと、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。このくるみん認定を受けた企業のうち、特に次世代育成支援対策の実施状況が優良な企業に対する新たな認定（特例認定）制度が創設されました。特例認定を受けられる企業が増えるように自治体としても、広報活動などを通じて、応援していきたいと考えています。

7　施策の取り組み状況

1　地域の子育て支援機能を高める体制整備

【施策展開の基本方針】

共働きの子育て家庭をはじめ、専業主婦家庭やひとり親家庭などを含めたすべての子育て家庭が子どもを安心して生み育てることができるように、子育て支援サービスや保育サービスの充実、地域の子育て支援ネットワークづくり、子どもの居場所づくり、相談・情報提供体制のさらなる充実を推進します。

（1）子育て支援サービスの充実

① 相談体制の充実

【現状と課題】

子育てに関する相談支援として、更別村子育て世代包括支援センターや更別村地域子育て支援センター、上更別地域子育て支援センターにおいて、相談事業を実施しているほか、乳幼児の健康相談や妊産婦に対しても、定期健康相談日や母子健康手帳交付時などにおいて相談に対応しています。また、更別村子育て世代包括支援センターでは、保健師に加えて、助産師・発達支援相談員を配置しているため、より専門的な相談ができるようになっています。本計画策定のためのアンケート調査では、相談相手は「配偶者」、「親族（親・兄弟など）」、「知人、友人」と身近な人が多いですが、相談機関の利用も増えてきていることがうかがえます。

また、子育てについての相談相手・相談場所に希望することは、「身近な地域で気軽に相談できる場所」と「同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の機会づくり」が特に望まれています。

このため、専門職員による相談窓口のさらなる活用促進を図るとともに、親同士の相談・情報交換の機会の拡充を推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
1	相談体制の充実	子育て応援課 (子育て応援係)	●相談機能の強化 ◇広報・ホームページによる相談窓口の周知と活用促進を図るとともに、相談支援に関わる関係機関の連携強化に努める。 ◇相談窓口のさらなる活用促進や親同士の相互の相談・情報交換の機会の拡充に努める。	継続
2 ｜ 6		子育て応援課 (母子保健係) (子育て応援係)	●健康相談・子育て相談の継続実施 ◇今後も関係機関と調整、協力しながら、多様化する相談に的確に対応していく。 ◇子育て世代包括支援センターや各地区の地域子育て支援センターでの相談を継続して実施していく。	継続

7		子育て応援課 (母子保健係)	●妊婦健康相談の継続実施 ◇母子保健手帳交付時の個別相談でアンケートを実施し、ハイリスク妊婦・家庭の早期発見・早期介入に努めながら、継続して実施していく。 ◇住民生活課と連携しながら転入者への制度周知を図る。	継続

② 交流の場・機会

【現状と課題】

村では、妊産婦や子ども同士の交流・情報交換の場として、「母親学級」や「各種料理教室」、「ころころるーむ」の開催や、地域子育て支援センター事業として「遊ぼう会」を実施しています。平成 30 年度からは助産師を配置したことでより専門的な見地から相談ができるようになりました。

一方、育児講演会としては、村主催と地域子育て支援センター主催の育児講演会を毎年開催しています。

なお、本村では人口規模が少ないこともあり、また、近年では他市町村から移住してくる子育て世代の方もいることから、子育てをする者同士、子ども同士が日常生活の中で交流する機会は限られ、保護者の育児不安や孤独感などにつながることが懸念されています。このため、子育てをする者同士、子ども同士の交流の場・機会、育児講演会などのさらなる充実を図り、子育てに関する不安や負担の緩和、解消を図っていくことが重要となっています。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
8 | 10	交流の場・機会	子育て応援課 (母子保健係) (子育て応援係)	●交流の場・機会の拡充 ◇「母親学級」や「各種料理教室」、「ころころるーむ」は、妊産婦や子ども同士の交流・情報交換の機会として、今後も継続していく。また、若年妊婦が主体的にお産に臨めるように支援する機会として、赤ちゃんや先輩ママとの交流機会としても活用していく。 ◇更別村地域子育て支援センターが主催する「遊ぼう会」や上更別地域子育て支援センターが主催する「親子交流会」を継続して実施していく。	継続
11 | 13	子育てに関する学習会	子育て応援課 (母子保健係) (子育て応援係)	●育児講演会の継続開催及び参加促進 ◇子育て応援課（母子保健係）主催による育児講演会については、今後も地域の現状やニーズに即した講演会となるよう、内容や講師等を検討しつつ、継続して実施していく。 ◇更別村地域子育て支援センター主催の育児講演会を継続して実施していく。 ◇児童福祉週間の取り組みを継続実施するとともに、多くの子育て家庭が参加するように、周知方法を検討する。	継続

③ 情報提供の充実

【現状と課題】

子育て支援に関する情報提供については、村ホームページでの各種制度や各種健康診査、福祉サービスなどの情報の掲載をはじめ、村のカレンダー（行政・情報案内欄）における保健推進事業の行事予定の掲載、更別村地域子育て支援センター発行「どんぐり通信」全戸配布など、様々な手段による情報提供を行っています。

また、転入者に対しても住民生活課窓口で妊娠期から幼児期までの子育て世代包括支援センターで実施している事業をまとめた資料を配布するなど、すべての子育て家庭に情報が行き渡るように努めています。

これからも継続して、広報・ホームページの子育て支援に関わる情報の内容充実を図るとともに、子育てに関する情報の一元化やタイムリーで分かりやすい情報提供を推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
14 | 17	情報提供の充実	子育て応援課 (母子保健係)	●情報提供の充実 ◇保健福祉事業の広報への掲載や保健推進事業の放送での周知、子育て事業年間予定カレンダーの作成、出生児訪問や転入者への情報提供等の取り組みを継続して実施するとともに、タイムリーでわかりやすい情報提供に努める。	継続
18 | 20		子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●情報提供の充実 ◇更別村地域子育て支援センター発行「どんぐり通信」を年７回全戸配布する。 ◇上更別地域子育て支援センター発行「ｃｏ．ｔｏ.ｒｉだより」を毎月発行する。	継続
21		子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●子育て支援ホームページの拡充 ◇村ホームページにおいて、子育て支援サイトの継続的な更新を行っていく。 ◇更別村子育て応援ガイドの普及周知を図る。	継続

④ その他の子育て支援サービス

【現状と課題】

本村では、各地域子育て支援センターの開設や学童保育所（放課後児童クラブ）の設置、また、月 48 時間以上のパート勤務者についても認定こども園や認可保育所で受け入れを行うなど、地域住民のニーズや地域の実情を踏まえたサービスの実施に努めてきました。

しかし、本計画策定のためのアンケート調査において、各地域子育て支援センター等の利用率が約 38%と伸びていないことや、また、同調査では、「学童保育所（放課後児童クラブ）」に対するニーズが 83%と高いことがうかがえました。

このため、各地域子育て支援センターの利用促進や「新・放課後子ども総合プラン」に基づいた放課後児童対策の充実を図るとともに、保護者の仕事と子育ての両立を支援する子育て支援サービスの充実に努めていく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
22	子育て支援サービス全般	子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係）	●子育て支援サービスの充実・強化 ◇様々な子育て支援サービスについて随時検討し、地域の実情や住民ニーズに即したサービス提供に努める。 ◇すべての子育て家庭が公平にサービスを利用できるように、サービスの周知や利用者意識の向上を図る。	継続
23	放課後児童クラブ（学童保育所）・上更別こどもセンター	子育て応援課 （子育て応援係） 教育委員会 （学校教育係） （社会教育係）	●学童保育所（放課後児童クラブ）の受け入れ体制の拡充検討 ◇利用時間延長を検討し、利用しやすい施設運営に努める。 ◇学童保育所（こどもの森）の稼働により学童スペースを拡充したことから、利用希望者が待機することなく利用できるよう、受け入れ体制の拡充に努める。 ◇上更別小学校区においてはこども園内の上更別こどもセンターによる放課後児童の受け入れを実施していく。	継続
24	放課後子ども教室		●放課後の子どもたちの居場所拡充の検討 ◇放課後子ども教室の実施について検討する。	継続
25	各地域子育て支援センター	子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係）	●各地域子育て支援センターの利用促進 ◇地域の子育て支援拠点として浸透してきており、今後も様々な事業を展開することにより、さらなる利用促進を図る。	継続
26	子育て支援用具貸出	子育て応援課 （子育て応援係）	●子育て支援用具貸出の実施体制の充実 ◇既存用具の更新を検討する。 ◇事業の拡大を図るためニーズ調査を実施し、新規用具の貸出や地域で不用となった用具を利活用するべく、そのような用具の貸出ができるような制度づくりをする。	継続
27	その他	子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係）	●特定保育事業 ◇現在、認定こども園どんぐり保育園、認定こども園上更別幼稚園において一時保育事業を実施しており、今後も継続して実施する。	継続
28			●ファミリー・サポート事業の検討 ◇現在、一時保育事業で対応しているが、事業の実施について検討する。	継続
29			●ボランティア活動事業の検討 ◇イベント等での託児ボランティア派遣が増加傾向にあることから、ボランティアを活用した事業について検討する。	継続
30		保健福祉課 （国保介護係）	●医療費助成 ◇医療費の助成について継続して実施していく。	継続

（２）保育サービスの充実

【現状と課題】

村の乳幼児保育を担う施設としては、認定こども園どんぐり保育園と更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園の３園があります。認定こども園どんぐり保育園では、現在、延長保育や一時保育、障がい児の受け入れなどを実施しているほか、更別村地域子育て支援センターや学童保育所を併設し、村の保育サービスを担う拠点となっています。また、更別幼稚園は朝・夕の特別保育や午後の延長保育を実施、認定こども園上更別幼稚園では、上記の特色を併せた保育を実施するなど、保育サービスの充実に努めています。

令和元年 10 月より、幼児教育・保育の無償化により、３歳以上の保育料が無償（０～２歳児は生活保護及び住民税非課税世帯が無償）、さらに預かり保育事業は上限額はあるものの３歳以上は無償（０～２歳児は生活保護及び住民税非課税世帯が無償）となりました。更別村では、既存の多子世帯保育料軽減事業と併せると、実質０～２歳の第１子のみを徴収する制度となっております。

今後も、保護者のニーズや地域の実情を踏まえながら、保育サービスの内容の充実と質的向上に努めていく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
31	認定こども園	子育て応援課 (子育て応援係)	●保育サービスの質的向上 ◇保育内容の充実の検討を行い、更別、上更別地区両方でのサービスの質的向上に努める。	継続
32				
33	一時保育	子育て応援課 (子育て応援係)	●一時保育の継続実施 ◇更別村地域子育て支援センター及び上更別地域子育て支援センターで、継続して実施していく。	継続
34	延長保育	子育て応援課 (子育て応援係)	●延長保育の継続実施 ◇認定こども園どんぐり保育園では 18：30～19：00 までの 30 分間延長保育を実施しており、今後も継続して実施していく。 ◇更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園の朝夕の保育及び午後保育を継続して実施していく。 ◇幼稚園の夏季休業中の保育についても、利用意向を把握した上で、実施していく。	継続
35	緊急保育	子育て応援課 (子育て応援係)	●緊急保育の実施 ◇災害等の緊急時に、保護者の希望があれば緊急保育として受け入れを実施していく。（地域子育て支援センターでの一時保育事業、幼稚園での延長保育・特別保育の中で対応）	継続
36	託児サービス	子育て応援課 (子育て応援係)	●託児サービスの継続実施 ◇講演会等の行事の際には、託児場所を確保し、できるだけ託児を行う体制に努める。 ◇社会福祉協議会ボランティアセンターによる託児ボランティアを活用していく。	継続

37	サービス情報	子育て応援課 (子育て応援係)	●サービス情報の提供の継続 ◇内容等の充実に努めながら、どんぐり通信及び上更別地域子育て支援センター便りの発行を継続実施していく。	継続
38			●「更別村子育て応援ガイド」 ◇保育サービス情報についてまとめたものを作成したので、子育て世代に配布・周知する。また、ホームページへも掲載し、随時情報を更新していく。	継続

(3) 地域における子育て支援のネットワークづくり

①子育てネットワークづくりと育成支援

【現状と課題】

本村では、更別村地域子育て支援センターにおいて、子育てサークルの育成やサークル団体の活動を支援していますが、センターを利用していない方にとってはどのような活動をしているかわからない状況であったり、サークル数が少なく、ネットワーク体制の確立が図れないのが現状です。

このため、子育てサークルの育成や活動支援を図るとともに、サークル情報の発信を強化し、子育てサークルの輪が広がる取り組みを推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
39	子育てネットワークづくり	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●子育てネットワークづくりの促進 ◇子育てサークルの育成を推進し、子育てサークルのネットワーク化を推進する。 ◇保健、医療、福祉、教育など、子育て支援に関わる関係機関の連携強化を図る。 ◇地域全体で子育て家庭を支える体制づくりを進めるため、地域住民の子育てに関する意識啓発等を進める。 ◇子育てネットワークの場として更別村子育て委員会の定期的な開催を実施していく。	継続
40	子育てサークル	子育て応援課 (子育て応援係)	●子育てサークルの育成・支援 ◇更別村地域子育て支援センターにおいて、子育てサークルの育成を推進する。 ◇各サークルが自主的な組織として活発な活動ができるよう支援を継続する。	継続

（４）児童の居場所づくり、児童健全育成

① 児童の居場所づくり

【現状と課題】

本村には、子どもたちが放課後などに利用でき、安全に安心して過ごせる場所として、学童保育所（放課後児童クラブ）や上更別こどもセンター、村図書室があるほか、トレーニングセンターの多目的ルーム及びプレイルームを子どもたちの居場所として開放しています。

また、各学校においても、学校教育活動の支障のない範囲で体育館・グラウンドなどを開放しています。

さらに、児童の健全育成及び中札内村との広域連携事業の一環として、青少年劇場を開催しています。

子ども同士の遊びや運動は、社会性や協調性を育み、自立心や仲間意識の形成にもつながるため、今後も子どもたちの遊びや活動の場・機会の充実に努めていく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
41	児童の居場所づくり	教育委員会 (社会教育係) 子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●児童の居場所づくりの充実 ◇学童保育所（放課後児童クラブ）や上更別こどもセンターを継続して実施していきます。 ◇既存施設を活用した子どもの居場所づくりとしてトレーニングセンターの多目的ルームやプレイルーム、改善センターのロビーの開放を継続して実施していく。	継続
42			◇放課後の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりをさらに推進するため、「新・放課後子ども総合プラン」の策定を検討する。	継続
43	学校開放	教育委員会 (社会教育係)	●学校開放の継続実施 ◇各学校の体育館・グラウンド等の開放を継続して実施していく。	継続
44	学校の活用	教育委員会 (社会教育係)	●学校の活用 ◇教育委員会の事業として、今後も青少年劇場（芸術鑑賞）を行う時は学校を利用するなど、学校と連携して学校施設の活用を進めていく。	継続

② 児童・生徒の健全育成

【現状と課題】

児童・生徒の非行防止や問題行動、不登校、引きこもりなどへの対応については、各学校において対応しているほか、教育委員会でも随時、実態の把握や防止についての対策を検討しています。

また、不登校や引きこもりなどについては、保健師や発達支援相談員、専門機関とも連携を図り、個別の対応を図っています。

その他にも、児童・生徒の健全育成を目標とした指導を行政、教育委員会、学校、認定こども園・幼稚園がそれぞれに行っており、更別村要保護児童対策地域協議会を中心として対応の方策を考え、場合によっては個別ケース検討会議を開催して、対応を協議します。しかし、全体が集まって協議する場が少ないことから、事業の検討などを行う機会が少なく、連携体制の構築が課題となっています。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
45	児童・生徒の健全育成	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係)	●児童健全育成のための推進体制の整備 ◇更別村要保護児童対策地域協議会において、関係機関が連携し、児童の健全育成のための方策を検討し、場合によっては個別ケース検討会議によって方策を協議していきます。	継続
46		教育委員会 (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●非行防止・問題行動への対応の充実 ◇各学校での取り組みや学校、家庭、地域との協力体制を強化し、対応していく。 ◇非行防止、問題行動等の問題に取り組んでおり、今後も継続して実施していく。 ◇更別中央中学校を拠点校として、スクールカウンセラーを設置し、小学校へも派遣を行い、不登校児童生徒に対してカウンセリング等を行います。 ●不登校・引きこもり対策の推進 ◇不登校・引きこもりは、短期的には改善されるものではないため、地道に学校、保健師、関係機関との連携の下に、長期的な視点に立った取り組みを進めていく。	継続

（５）世代間交流の促進

① 世代間交流

【現状と課題】

本村の子どものいる世帯の同居比率は、全国の水準と比較してやや高い程度で、近年では核家族化が急速に進んでおり、異年齢、異年代との交流機会も減少しつつあります。

本村では、幼・保・小・中・高の各機関における交流や高齢者運動会への園児の参加など、様々な世代間交流を実施しています。子どもたちと高齢者などとの交流は、子どもたちの豊かな心を育むとともに、高齢者の生きがいづくりにも寄与します。

今後も、子どもたちの健全育成の一環として、子ども同士の異年齢交流や高齢者などとの世代間交流を推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
47 ｜ 48	世代間交流	教育委員会 （社会教育係・学校教育係） 子育て応援課 （子育て応援係）	●世代間交流の充実 ◇幼・保・小・中・高やＪＡ青年部等それぞれの機関において世代間交流を継続して実施していく。 ◇高齢者運動会への園児の参加や末広学級、元気の里さらべつとの交流、シルバーハウジング交流、支援ハウス交流、デイサービス交流、いきいき健康クラブとの交流など、高齢者と子どもたちの交流を継続して実施していく。	継続

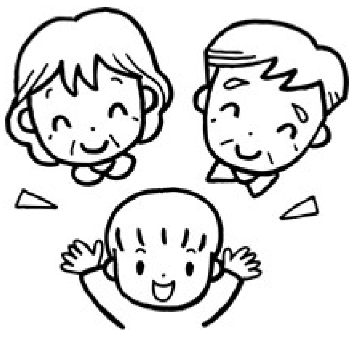

２　健康の確保及び増進の推進

【施策展開の基本方針】

親子の健康が確保され、子どもが心身共に健康で、健やかに生まれ育つように、保健・医療・福祉・教育の各分野が連携しながら、充実した母子保健事業を展開します。

また、乳幼児から思春期の発達段階に応じた望ましい生活習慣が身に付けられるように、食育や思春期保健対策を推進します。

（１）親子が健康に過ごせるための支援の充実

①　母子保健事業

【現状と課題】

子どもと母親の健康を確保・増進するため、母子保健では、妊婦や乳幼児を対象とした保健師、助産師、発達支援相談員、管理栄養士等による健康診査、家庭訪問、健康教育、健康相談などを行っています。

本村では、平成 19 年度から不妊治療の助成を行っているほか、平成２１年度には、妊婦一般健康診査の受診券の交付が５回から１４回となり、全妊婦に対して超音波受診券を交付するなど、妊産婦保健の充実に努めています。また、精密検査の助成も行っています。

一方、乳幼児については、毎年、健康診査受診率が 90～100％の高い受診率を示しており、歯科検診については歯科通院の乳幼児もいるため、５０％台の受診率となっていますが、指定管理者の医療法人と連携し、歯科検診の受診勧奨を行います。

また、健康診査のみならず、保健相談・栄養相談や家庭訪問、継続観察児への支援なども行い、子どもや母親の健康の確保に努めています。

今後も、各種保健事業の実施方法についての検討や工夫をしながら、参加促進を図り、母子の健康づくりに向けて、引き続ききめ細やかな対応を行っていく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
49	健康診査	子育て応援課（母子保健係）	●医療機関委託健康診査（妊婦）の継続実施 ◇窓口負担なしによる助成方式により、受診しやすい環境づくりに努めており、今後も受診を勧奨し、妊婦の健康の確保に努める。	継続
50 ｜ 52		子育て応援課（母子保健係）	●各種乳幼児健康診査の継続実施 ◇子どもの成長・発達の確認の場として有効活用してもらえるよう、未受診者対策を徹底し、受診率向上を目指し、今後も継続して実施していく。 ◇要支援児・家庭の早期発見・育児支援の場としての機能を高めていく。 ◇診療所医師と協力し、乳幼児健康診査における要精密検査の対象を明確にしていく。	継続

53 54	幼児歯科検診・フッ素塗布事業	子育て応援課 (母子保健係)	●幼児歯科検診・フッ素塗布事業の継続実施 ◇受診率向上を目指して、歯科診療所と連携し、受診勧奨を行う。 ◇幼児歯科検診結果の集計・分析を行い、有効活用していく。	継続
55 56	妊産婦・新生児訪問指導	子育て応援課 (母子保健係)	●助産師、保健師による妊産婦・新生児訪問指導の継続実施 ◇出生児訪問については、なるべく新生児期に訪問し、早期支援に努める。 ◇妊産婦訪問は、母子手帳交付時から要支援家庭の早期発見に努め、初産・経産に関わらず積極的に訪問し、必要な支援の実施と関係機関との支援体制の整備を行う。	継続
57	家庭訪問	子育て応援課 (母子保健係)	●家庭訪問の継続実施 ◇医療機関、各地域子育て支援センター、児童相談所、むぅく等の関係機関と協力・調整しながら継続実施していく。	継続
58	要継続指導児への支援	子育て応援課 (母子保健係)	●要継続指導児への継続支援 ◇困難ケースについては、要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との情報共有や支援体制の整備により、スムーズに連携・対応していく。 ◇要継続指導児も増加傾向にあり、問題も複雑・多様化しているため、今後も関係機関と協力・調整しあいながら対応していく。 ◇発達の気になる子、療育的配慮の必要な子の受け皿・支援システムの構築を目指す。 ◇発達支援相談員による相談体制を継続して実施する。	継続
59 60	母親学級･両親学級	子育て応援課 (母子保健係)	●母親学級･両親学級の継続実施 ◇母親学級については、積極的に経妊婦の参加を促し、初妊婦との交流を推進するなど、対象者のニーズに合わせた内容・方法を検討し、継続して実施していく。 ◇両親学級は定着しつつあり、対象者のニーズに合わせた実施内容等を検討しながら継続実施していく。	継続
61	育児学級	子育て応援課 (母子保健係)	●育児学級の継続実施 ◇今後も参加者確保に向けた対策を講じるとともに対象者のニーズに合わせた内容を工夫・検討しながら継続して実施していく。	継続
62	不妊治療	子育て応援課 (母子保健係)	●不妊治療への継続支援 ◇今後も継続して実施、不妊治療の支援に努める。	継続

② 学校保健

【現状と課題】

学校保健については、健康診断などの保健管理活動と、保健体育科などの教科を通じ、子どもたちの心身の健康増進に努めています。

また、各学校においては、養護教諭が中核となって、健康相談活動や多様化する健康課題に対処しています。

今後も児童・生徒の健全育成のため、各学校での取り組みを中心に、相互に連携を深めながら、子どもの心身の健康の保持増進に努めていく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
63	学校保健	教育委員会 (学校教育係)	●学校保健の充実 ◇学校薬剤師による照度検査や保健室布団のダニ検査を実施していく。 ◇今後も児童生徒の健全育成のため、各学校での取り組みを中心に活動していく。	継続

（2）食育への取り組みの推進

【現状と課題】

子どもの食生活については保護者の関心は高いものの、最近はライフスタイルや食生活の変化に伴い、食の安全や食生活の乱れなどの問題が指摘されています。

本村では、食育プランや地産地消促進計画の策定により地産地消の取り組みを進めているほか、離乳食教室や親子料理教室、子ども自身が調理する料理教室などを開催し、保護者や子どもたちに食や栄養の大切さを学べる場をつくることに努めています。

更別村教育研究所の調査によると、中学生において、“朝食をほとんど食べない”や“ときどき食べる”生徒が若干みられるます。

食生活の乱れは、子どもの成長・健康への影響はもちろん、心にも大きな影響を及ぼし、問題行動との関連性も指摘されており、食の指導への取り組みは重要な課題となっています。「第３次更別村食育推進計画（どんぐり村の食育プラン）」、「地産地消促進計画」などの各種計画に基づく継続的な食育指導の実施が必要となっています。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
64 65	離乳食の指導	子育て応援課 (母子保健係)	●離乳食教室の継続実施 ◇離乳食教室を継続実施し、授乳期から乳児及び母親に関わり、現状を把握しながら、適切に離乳が進むように支援していく。	継続
66	親子料理教室	子育て応援課 (母子保健係)	●親子料理教室の継続実施 ◇継続して実施し、参加者の声を参考にしながら、内容の充実に努め、幼児期から親子で食に触れる場とする。	継続
67	こども料理教室	子育て応援課 (母子保健係)	●こども料理教室の継続実施 ◇料理を中心に、こどもの年齢に合わせた食育を取り入れていく。	継続

68	妊産婦の食育	子育て応援課 (母子保健係)	●妊産婦への食育の推進 ◇妊娠中は母親学級、後期妊婦相談を中心に、出産後は離乳食教室、乳児検診等を通して、適切な食生活の普及啓発を行う。	継続
69	各学校での取り組み	教育委員会 (学校教育係)	●食育の推進 ◇各学校における「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭による給食指導や作物の栽培体験学習や収穫、調理を通じて、食物に関する理解や感謝の気持ちを深める。 ◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。	継続
70	更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園での取り組み	子育て応援課 (子育て応援係)	●食育の推進 ◇年間カリキュラムに位置づけられており、食に関する教育を保育の中に取り入れている。 ◇カリキュラム 春ー農協青年部との種まき、夏ー水やり、草とり、秋ー農協青年部との収穫及び親子クッキング ◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。（再掲）	継続
71	認定こども園どんぐり保育園での取り組み	子育て応援課 (子育て応援係)	●食育の促進 ◇保育計画の“食育”に基づき、食育の促進を行っている。 ◇３歳児からのクッキング活動 ◇食育を促す行事づくり（そうめん流し、クリスマス会等） ◇食育情報の提供、啓蒙 ◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。（再掲）	継続
72	食育の PR	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係) 産業課(農業振興係)	●食育の PR ◇家庭でも食育が充実できるよう、掲示物や配布物を通じて食育についての PR に努める。 ◇「第３次更別村食育推進計画（どんぐり村の食育プラン）」、「地産地消促進計画」に基づく食育指導の実施。	継続

（３）思春期保健対策の充実

【現状と課題】

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、体や心の健康の問題が生涯にわたって影響することも指摘されています。

また、社会環境の変化も重なり、思春期の子どもを取り巻く環境は大きく変化し、SNS 等によるトラブル、たばこやお酒の問題、性の問題、薬物使用の問題なども身近な問題となってきます。

さらに、精神的にも不安定になりやすい時期であり、不満やストレス、不登校などの問題行動に結びつくこともあり、適切な対応が求められます。

このため、思春期における成長の特徴、正しい生活習慣確立の必要性について、子どもだけでなく大人も含めて、知識の普及・啓発に努める必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
73 ｜ 76	思春期保健対策	保健福祉課 (保健推進係) 子育て応援課 (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係)	●思春期保健対策の充実 ◇各小中学校において、養護教諭を中心とした指導や教育相談を実施し、引き続き思春期保健対策を実施していく。 ◇必要に応じて外部講師を招聘したり、スクールカウンセラーを保健指導の場で活用したりしていく。 ◇健康日本 21 を基に策定している更別村第２次健康増進計画「どんどん元気さらべつ」により取り組みを継続して実施していく。 ◇喫煙・飲酒・薬物等の身体への悪影響について、子どもたちの理解が深まるようにする。	継続

（4）小児医療の充実

【現状と課題】

村の医療体制充実の取り組みの一つとして小児医療の充実にも努めており、更別村国民健康保険診療所では医療法人との連携による小児医療の充実に努めています。

また、利用しやすい環境づくりとして、ロビーにフリースペースや授乳室を完備し、未就学児は優先的に診察したり、夜間・休日の急病患者にも対応するなど親しみやすい診療環境づくりに努めています。

さらに、消防署と実施している小児救急法講習会や「どんぐり通信」における誌面での医師の子育て教室も実施しており、子どもの健やかな成長を支える様々な取り組みを推進しています。

今後も広域医療圏での医療機関との連携を密にし、地域に根差した診療に心がけるとともに、村全体の医療のさらなる充実を図っていくことが必要です。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
77	小児医療	子育て応援課 (母子保健係) 診療所	●小児医療体制の充実 ◇今後も小児医療体制の充実に向けて、道、近隣市町村、関係機関と連携を図っていく。 ◇退院後のフォローが必要な児童に対し、訪問等の対応も実施していく。	継続
78	小児救急法講習会	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●消防署への依頼により実施する小児救急法講習会の継続開催 ◇「ころころるーむ」と共同で開催し、就学前児童を養育している親、祖父母等の参加を呼びかけ、継続して実施していく。	継続
79	医師による子育て教室	子育て応援課 (子育て応援係)	●医師による子育て教室の継続開催 ◇更別村地域子育て支援センター発行の「どんぐり通信」で医師による子育て教室を継続して掲載していく。	継続

3　子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

【施策展開の基本方針】

村民像である「更別村の大地をしっかりふみしめ、生き生きと学びつづけ、豊かなあすの郷土をつくる人」を教育目標に、子どもが夢を持ってたくましく育っていくように、教育内容や教育環境の充実に努めます。

また、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、学びに向かう力・人間性の涵養や生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力の育成など、子どもの生きる力の育成を目指して取り組んでいきます。さらに、男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てる大切さを認識し、更別村を愛する意識が醸成されるように、地域社会の環境整備を進めます。

（1）子どもを生み育てる意義の教育・啓発

【現状と課題】

子どもを生み育てることに関心を持ち、そして、更別村で暮らし続けたいという意識を醸成していくことは、本村の重要な課題です。

本村では、各地域の子育て支援センターにおいて、中学生や高校生と乳幼児とのふれあい体験の実施をはじめ、中学校の授業の中で、各地域の子育て支援センターに通う乳児とその母親との交流や、「どんぐり健康マラソン大会」、「おやこスケート教室」など、幼児とのふれあいを深めるイベントを実施しています。

しかし、これらの機会以外に自分のきょうだい以外の子に触れ合う機会が少ないのが現状です。

このため、今後も児童・生徒が子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるように、認定こども園や幼稚園との交流機会の充実をはじめ、乳幼児とふれあう機会・場が広がるように努めていくことが大切です。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
80	次世代の親の育成	教育委員会 (社会教育係) (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)	●乳幼児とのふれあいの機会の拡充 ◇どんぐり健康マラソン大会やおやこスケート教室等のイベントを継続して実施していく。 ◇各地域の子育て支援センターにおける、中学生や高校生と乳幼児のふれあい体験事業を継続して実施していく。 ◇中学校、高校と幼稚園や認定こども園との交流の活発化を図る。	継続

（2）学校の教育環境等の整備

① 学校教育と健全な心・身体づくりの充実

【現状と課題】

本村では、『更別村の大地をしっかりふみしめ、生き生きと学びつづけ、豊かなあすの郷土をつくる人』を教育目標として、地域の特性を踏まえながら、国及び道の文教施策に基づいて教育環境の充実に取り組んでいます。

学力向上に関しては、各学校での学力向上に向けた取り組みや全国学力・学習状況調査、小学校では民間の学力テストの実施、中学校では公の学力テストを実施し、結果を分析した上で、児童・生徒一人ひとりに対するきめ細かな授業の実施に努めています。

総合的な学習の時間では、普段の授業では行わない体験を通じて知識や経験を積むことを目的に、農作業体験や地域とのつながりを題材とした授業を展開し、学校・保護者・地域が一体となって、子どもの教育を行っています。また、豊かな心を育むため、道徳教育の充実を図ります。

その他、保健体育授業の充実や安全でおいしい給食の提供、多様な行事やクラブ活動の展開など、児童・生徒の体力向上と豊かな心を育む取り組みを推進しています。

学校運営に関しては、各学校において学校評価制度を導入し、課題を次年度への取り組みに活かしています。

また、各学校において、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進します。「地域に開かれた学校」から一歩踏み出し、「地域でどのような子どもを育てたいか」、「何を実現していくか」という目標やビジョンを地域と学校が共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」への転換を目指しています。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
81	基礎学力	教育委員会 (学校教育係)	●基礎学力向上の促進 ◇学習指導要領の改訂に伴う授業時数の増加やカリキュラムの増加・変更について、適正かつ計画的に対応する。 ◇全国学力・学習状況調査結果を分析・村民へ公表し、各学校で改善計画を作成するとともに、計画実行による学力の向上を図る。 ◇学級の少人数化について、国・道へ引き続き働きかけを行う。 ◇村内研究大会、地域への授業公開等を継続して実施していく。	継続
82	総合的な学習の時間	教育委員会 (学校教育係)	●総合的な学習の時間の継続実施 ◇地域や民間企業等の協力を得ながら、農作業体験や職業体験活動を実施し、時には講師になってもらうなど、学校・保護者・地域が一体となって教育力の向上を心がける。 ◇地域のお祭り等を通じて、ふるさとを愛する心を育てる郷土教育を充実させる。	継続

83 84	心と身体づくり	教育委員会 (学校教育係) (社会教育係)	●体育授業・体育行事、部活動の充実 ◇体育授業や行事、部活動の充実に引き続き取り組む。 ◇教師（顧問）以外の講師の充実について引き続き検討する。 ●道徳教育の充実 ◇豊かな心を育むため、道徳教育の充実に引き続き取り組む。 ●運動の不得手な児童の心と身体づくりの推進 ◇健全な遊びを通した体力づくりができる場、居場所づくりとして社会教育施設を提供する。 ◇夏・冬休みにおける講座の開催や、太鼓・バトン等の自主活動への参加を促す。 ◇少年団の育成・指導への支援助成を引き続き検討する。	継続
85	保健体育	教育委員会 (学校教育係)	●性教育の継続実施 ◇性教育は小学生から必要な教育であり、今後も各学校において養護教諭との連携のもと、取り組みを継続していく。	継続
86	学校運営	教育委員会 (学校教育係) (社会教育係)	●信頼できる学校づくりの推進 ◇各学校において、学校評価制度を継続し、教育環境と教育内容の充実に努める。 ◇各学校において、学校運営の評価・改善を行い、地域に開かれた学校を目指す。 ◇各学校の「学校運営協議会」や「みんなの学校応援団」を中心として、コミュニティ・スクール活動を推進し、社会に開かれた学校づくりを推進する。	継続

② 幼・保・小の連携

【現状と課題】

村内には、幼稚園と認定こども園があり、それぞれを研修の場や各教職員の間の意見交換の場として活用しており、互いに連携を深めています。

また、更別小学校区では、小学校と幼稚園、認定こども園の三者間で定期的な子どもたちの交流、職員の研修を実施しており、上更別小学校区では、認定こども園・小学校合同の運動会と発表会を開催しています。

今後も、連携を通じた幼児教育と小学校教育双方の質の向上や、幼児教育の成果を小学校教育に効果的に取り入れるためにも、小学校、幼稚園、認定こども園の連携を継続して推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
87	幼・保・小の連携	教育委員会 (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)	●幼・保・小の連携体制の強化 ◇小学校、幼稚園、認定こども園間での情報提供や連携を図っていく。 ◇更別小学校区において、小学校と幼稚園、認定こども園の三者間での子どもたちの交流や職員の研修を定期的に実施していく。 ◇上更別小学校区において、認定こども園・小学校合同の運動会や発表会を継続して実施していく。	継続

③ 有害環境対策

【現状と課題】

有害図書に加え、近年では、スマートフォン等の普及によりインターネットメディア上の性や暴力等の有害情報やインターネット上のいじめについて、子どもたちへ対する悪影響が懸念され、SNS に起因する被害が問題となっています。

本村には有害図書の自動販売機は設置されていませんが、防犯巡回時に設置状況を確認しています。設置がある場合には、十勝総合振興局保健環境部保健行政室（帯広保健所）と連携して調査・対応を行うこととなっています。また、小学校のうちから情報教育を推進し、中学校においてはスマホ・ケータイ安全教室も開催し、被害者のみならず、加害者にもならないような教育を実施しています。

今後も、書店などで販売されている性や暴力などに関する過激な情報を内容とする雑誌や DVD などについて、子どもたちへの販売を自粛するように販売店に協力を要請し、各学校においても情報教育を引き続き実施するなど、有害な環境の浄化に向けて取り組んでいく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
88	有害環境の浄化・情報教育の推進	住民生活課 (住民生活係) 教育委員会 (学校教育係)	●有害図書対策の推進 ◇有害図書の自動販売機の設置がある場合は、十勝総合振興局保健環境部保健行政室（帯広保健所）と連携して調査を行う。 ◇成人向け図書を販売する店舗等に対し、購入時の年齢確認などを徹底するよう呼びかける。 ◇必要に応じて、教育委員会（図書室）へも情報提供を行う。 ●情報教育の推進 ◇被害に遭わないことはもちろん、加害者にもならないように情報教育を実施していく。	継続

（３）家庭や地域の教育力の向上

① 家庭教育

【現状と課題】

少子化や核家族化、共働き世帯の増加、地域コミュニティの希薄化などを背景に、子どもへの接し方や教育の仕方がわからない、しつけや子育てに自信がない、過保護や過干渉、ネグレクトなど、家庭の教育力の低下が懸念されています。また、妊娠期から学齢期以降までの育児期にわたる切れ目のない支援の充実に向けて、関係機関が連携して、支援が必要な子どもや家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図りつつ、家庭教育支援を充実させることが必要です。

本村では、家庭教育力の向上を子育て支援の一環としてとらえ、更別村地域子育て支援センター主催の育児講演会や子育て講座の開催、親子のきずなの楽しさ、確かさを肌で感じてもらうためにどんぐり健康マラソン大会、おやこスケート教室等を実施しています。

また、平成 20 年度より「更別村教育の日」を制定し、毎年２月第３日曜日をシンボルデーとして「更別村の教育を考える村民集会」を開催し、村全体で子どもたちを育成する意識の向上に努めています。

今後も、親が子育てについて学ぶ機会の充実が必要であり、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実や子育てネットワークづくりの推進、親子の共同体験の機会の充実、父親の参加促進など、各分野が連携しながら家庭教育力の向上を支援していく必要があります。また、孤立しがちであり、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭や親子に対する支援を強化することを視野に入れていきます。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
89	親子教室	教育委員会 (社会教育係) 子育て応援課 (母子保健係) (子育て応援係)	●親子参加の場の拡充 ◇どんぐり健康マラソン大会、おやこスケート教室を継続して開催していく。（再掲） ◇更別村地域子育て支援センター主催の育児講演会、子育て講座等を継続して実施し、家庭の教育力向上を目指す。 ◇子育て世代包括支援センターを軸として切れ目のない支援体制を引き続き構築していく。	継続
90	子育てネットワーク	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●子育てネットワークづくりの推進 ◇社会福祉協議会やボランティアセンター、子育てサークル等の取組による子育てネットワークづくりを推進する。 ◇孤立しがちな家庭に対して、支援を強化していく。	継続
91	家庭、地域学校等との連携	教育委員会 (学校教育係) (社会教育係)	●家庭、地域、学校等との連携体制の強化 ◇学校・家庭・地域の連携をより密にし、開かれた学校づくりを推進していく。 ◇今後も村民参観日の実施や学校だよりを全戸に配布する。 ◇「更別村教育の日」を活用して、村全体で子どもたちを育成する意識の高揚を図る。	継続

② 地域の教育力

【現状と課題】

地域の教育力の向上に関する取り組みとしては、子ども会活動やスポーツ少年団活動があり異年齢間の交流や活動を通して、青少年の健全育成に寄与しています。

また、村外活動としては、夏休みを利用して、小学校５、６年生を対象とした友好姉妹都市の東松島市との「海と大地子ども交流事業」などを実施しています。

本計画策定のためのアンケート調査によると、子育てをする上で、近所や地域に望むことは、「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」という回答が６割以上を占めており、地域住民の子育てへの積極的な関わりが期待されています。

今後も、子どもたちが多様な学習・体験を通じて多くのことを学び、地域の文化や伝統、地域が抱える問題などに関心を持つように、地域活動の活性化を図るととともに、地域に住むすべての人が子どもたちに関心を持ち、教育力のあふれる地域コミュニティとなるように目指していくことが大切です。また、各学校において、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールを推進します。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
92	地域活動	教育委員会 (社会教育係)	●地域活動の充実 ◇地域活動やボランティア活動など、子どもたちが様々な体験を通じて多くを学んでいけるように、地域子ども会やスポーツ少年団活動に対して助成を行い、支援を継続する。 ◇夏休み、冬休みにおける夢ん子工作教室など、各種講座を継続して開催していく。	継続
93		教育委員会 (社会教育係)	●交流の場の拡充 ◇村内活動については、学校を通した活動、子ども同士が交流のできる地域づくりに努める。 ◇東松島市との交流を深めていく。	継続
94		教育委員会 (学校教育係) (社会教育係)	●地域の教育力の向上 ◇家庭教育学級の活動助成等を継続して実施していく。 ◇「更別村こども夢基金」（平成 19 年創設）を活用し、子どもの健全育成に関わる事業について助成を行っていく。（平成 30 年度に対象範囲を拡大） ◇各学校の「学校運営協議会」や「みんなの学校応援団」を中心として、コミュニティ・スクール活動を推進し、社会に開かれた学校づくりを推進する。（再掲）	継続

③ 読書指導

【現状と課題】

乳幼児においては、平成 16 年度より１歳６ヶ月・３歳児健康診査時（平成 29 年度より育児学級開催時）に絵本を配り、その場で更別村地域子育て支援センター保育士が読み聞かせを行うブックスタート事業を開始しています。また、更別村地域子育て支援センター事業として、絵本の貸出も開始し、あわせて、読み聞かせグループ「お話を楽しむ会 おひさま」による絵本の読み聞かせを実施しています。

村図書室は改善センター内にあり、水～月曜日に開館しており、多くの小学生が平日に訪れています。図書室においても、移動図書館や図書便りの発行など、児童・保護者が本に興味を持てるよう工夫しており、幼少期から本に親しみ、豊かな心を養うことができるように、より充実した事業展開が必要となっています。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
95	読書指導	教育委員会 （社会教育係） 子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係）	●読書指導の充実 ◇更別村地域子育て支援センターにおけるブックスタート事業を育児学級の場で継続して実施していく。 ◇「お話を楽しむ会 おひさま」による絵本の読み聞かせの取り組みを継続して実施し、情報提供も実施していく。 ◇幼稚園、認定こども園、小学校においても、本の楽しさ、大切さを知ってもらい、教育力の向上へつなげるため、読み聞かせや朝読書、図書の貸出や新聞の設置に努める。 ◇村図書室における移動図書館や図書便りの発行も継続実施していく。	継続

（4）子どもの権利の意識啓発

【現状と課題】

子どもが心身共に健やかに育ち、自立していくためには、その最善の利益を考慮するとともに、子どもが基本的人権を有する社会の一員として認識し、自分らしく育つ権利を保障し、確保していく必要があります。

しかしながら、全国において児童虐待が発生し死亡に至ってしまう事例やいじめ、体罰などの問題に見られるように、子どもを取り巻く環境は深刻な状況にあります。

こうした状況に対して、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、大人たちが未来を担う子どもたち一人ひとりの権利を尊重するとともに、健全に育てていくことの大切さを改めて認識し行動することが求められています。

本村においても、子どもの権利を尊重する意識を高めるため、子育て世代包括支援センターや乳児健診、各地域の子育て支援センター、幼稚園、認定こども園、学校等を通じて体罰によらない子育ての普及や児童の権利に関する条約の周知徹底、研修会・イベントなどを通じて、人権意識の高揚や児童福祉の理念の周知を図っていく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
96	子どもの権利に関する啓発	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●人権意識の高揚 ◇様々な人権問題の正しい理解と認識を深めるため、広報紙、啓発パンフレット等による相談窓口や相談ダイヤル等を周知するなど啓発を継続して実施する。	継続
97			●「子どもの権利」の周知 ◇「児童福祉週間」の取り組みの周知や啓発資料の配布、公共施設等における人権パネルの展示等により、「児童憲章」や「子どもの権利条約」の周知を図る。 ◇子育て世代包括支援センターや乳児健診、各地域の子育て支援センター、幼稚園、認定こども園、学校等を通じて体罰によらない子育ての普及を図る。	継続
98			●人権教育の充実 ◇幼稚園、認定こども園、学校などにおける人権教育を推進する。	継続

4　子育てを支援する生活環境の整備

【施策展開の基本方針】

社会経済の発展や地域コミュニティの希薄化とともに、子どもが事故や不審者等の被害にあう可能性も高まっています。子どもを危険から守るために、子どもに安全な環境を地域ぐるみで協力してつくり、安全で安心できる暮らしを守っていきます。

また、子ども及び子育て家庭を含め、すべての村民が安全で快適な環境の中で暮らしていけるように、村づくり・住環境・道路交通環境などの充実を図っていきます。

（1）良好な生活環境の確保

① 生活環境

【現状と課題】

子育て家庭が安心して暮らし、ゆとりを持って住み続けられる生活環境の充実がより一層求められています。

本村では、子どもから高齢者、誰もが住みよい環境づくりを目指して、自然環境と都市的環境とが調和したまちづくりや公園の整備充実、道路の環境美化、花いっぱい運動などに取り組み、まちの環境保全、美化の向上に努めています。

また、土地の利活用、宅地分譲などを進めるに当たり、利便性、安全性を考慮し、住みよい環境整備に努めているほか、災害に適切に対処できる体制の確保、交通の安全に考慮した除排雪作業などを推進しています。そして、現在、宅地が少なくなってきていることから、新たな分譲地の検討が必要となってきています。

今後も安心して子育てができる生活環境の向上を目指して、関係機関と連携しながら取り組んでいく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
99	生活環境	企画政策課 (地域開発係)	●生活環境の整備充実 ◇土地の利活用、新たな宅地分譲等を進めるに当たり、利便性、安全性を考慮し、住みよい環境整備に努める。 ◇空き地・空き家バンクの登録推進を図る。 ◇子どもから高齢者まで、誰もが住みよい環境整備を、家庭、地域、企業、行政等が連携して総合的に進めていく。	継続

② 住環境

【現状と課題】

子どもを安心して生み育てるためには、安全で快適な居住空間や子どもや子育て家庭に配慮した住環境の整備充実が求められます。

本村には、一般向け、単身者向け、高齢者向けの公営住宅がそれぞれあり、入居者が健康で文化的な生活を営むに足りる住宅ストックの形成のため、公営住宅等長寿命化計画に基づく建て替えや長寿命化に向けた改修を計画的に行っています。

今後も、更別村での若者の定住促進を図るため、公営住宅の質的充実に努めるとともに、持ち家又は借家を含めた広くゆとりのある住宅の確保に関する情報の提供など、子どもや子育て家庭が安全で、住みやすい良質の住居空間が提供できるように検討していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
100	住環境	建設水道課（建築係）	●住環境の整備充実 ◇公営住宅の建て替えや長寿命化に向けた改修を引続き計画的に行っていく。 ◇住生活基本計画における各種住宅施策の実施。 ◇空き地・空き家バンクの登録推進を図る。（再掲） ◇住宅建設費助成等の施策を実施する。	継続

（2）安全・安心なまちづくり

① 交通環境及び交通安全教育

【現状と課題】

本村では、安全に通行できる道路交通環境の創出を目指し、村内主要道路における道路の改良舗装や補修、危険交差点における注意看板の配置などを推進してきました。

また、児童・生徒の交通安全確保のため、交通安全指導員や地域交通安全推進員、スクールガードによる通学時の交通安全指導や、帯広警察署及び更別駐在所の協力による街頭指導や幼稚園、認定こども園、小学校での交通安全教室及び交通安全指導などを推進しています。

自家用車の普及等に伴い、交通事故の発生件数は増加傾向にあることから、子どもたちが交通事故にあわないように、今後とも道路交通環境の整備充実を図るとともに、生活安全推進協議会を中心として実施している通学路の合同点検を継続して実施し、子どもたちが日常的に集団となって利用する道路に歩道の設置を要望する等、幼稚園、認定こども園、学校と警察、交通安全団体、地域住民などが連携・協力して、総合的な交通事故防止対策を推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
101	交通環境	建設水道課 (土木車両係) 住民生活課 (住民生活係)	●交通環境の整備充実 ◇道路の改良舗装や補修、支障木伐採、草刈を実施する。生活安全協議会が中心となり、通学路の合同点検を実施し、歩道の設置要望等を通学路交通安全プログラムに掲載することにより、安全な道路通行環境の充実に努める。	継続
102	交通安全対策	住民生活課 (住民生活係)	●交通安全活動の継続実施 ◇新入学時期や毎月の道民交通安全の日における街頭指導や啓発チラシ等の配布、各期交通安全運動での街頭放送、懸垂幕掲揚及び旗の波作戦、パトライト作戦、道路標識新設等要望書の提出、市街地での交通安全呼びかけ訪問キャラバンを継続して行う。	継続
103	交通安全教育	住民生活課 (住民生活係)	●交通安全教育の継続実施 ◇各学校や幼稚園、認定こども園が行う交通安全教室の支援を行う。 ◇成人式での新成人への交通安全パンフレット等の配布、小学生を対象にした交通安全標語コンクールを継続して実施していく。	継続

② 防犯

【現状と課題】

防犯については、子どもたちが犯罪にあわないように、警察を始めとする関係機関と連携して、防犯に関わる活動を実施しているほか、街路灯、場合によっては防犯カメラの設置などを推進しています。

このうち、防犯活動では、夏休み期間中や祭事期、歳末における巡回指導の実施や青色回転灯装着車両による通学路を中心としたパトロールの実施、行政区、事業所への防犯旗設置依頼、その他防犯啓発指導などを行っています。

また、幼稚園や認定こども園、小学校などにおいては、危機管理マニュアルの改訂、周知、運用、不審者情報の掲示等による周知、教職員による見守り活動、避難訓練や防犯教室の開催、中学校においては上記に加えてSNSや薬物乱用防止教室等により防犯対策に努めています。そして、教育委員会からも学校情報安全システムによる不審者情報等の配信などを実施しています。

今後も、子ども等を犯罪から守るため、地域住民や関係機関・団体と連携しながら、防犯活動を推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
104	防犯対策	建設水道課 (土木車両係)	●街路灯の設置・充実 ◇今後も必要に応じて街路灯の設置を行う。	継続
105		総務課 (庶務係)	●防災無線の活用 ◇防災上の情報を防災無線を利用し、各家庭に配信する。	継続
106		住民生活課 (住民生活係) 教育委員会 (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)	●防犯活動の継続実施 ◇夏休み期間中及び祭事期の夜間巡回指導、随時の青色回転灯車両の運行を継続し、犯罪が危惧される箇所改善や行政区等の安全管理への情報提供依頼は必要な場合にその都度行う。 ◇行政区、事業所に対する防犯旗（こども110番）の設置依頼の継続的な取り組み。 ◇各学校や幼稚園、認定こども園、保育園において、危機管理マニュアルの運用や避難訓練、防犯教室の開催や不審者情報の提供・周知・指導、中学校では防犯標語コンクール、教職員間での情報共有、教職員による見守り活動など各種取組を継続して実施する。 ◇学校情報安全システムにおける不審者情報の配信。	継続

③ 被害にあった子どもの保護

【現状と課題】

犯罪やいじめ、児童虐待などにより被害を受けた子どもの精神的なダメージは大きいため、未然防止を図るとともに、児童相談所や学校などの関係機関との連携強化やカウンセリング体制の充実などを図っていく必要があります。

本村では未然防止を図るため、子ども 110 番の幟を公共施設及び団体、商店などに立てており、関係団体委員・協力員が子ども 110 番の登録を行っています。また、実際に被害があった場合は、警察と学校、役場がその場に応じた対応を図っています。

今後も虐待などの被害にあった子どもの心身の健全な発達と自立を促進していくために、児童相談所などの専門機関と連携したきめ細やかな支援や、スクールカウンセラー等の専門家による継続的なカウンセリングなど、適切な心のケアを行う体制づくりに努めていく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
107	被害にあった子どもの保護	住民生活課 (住民生活係) 教育委員会 (学校教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)	●関係機関との連携強化 ◇子ども 110 番の家の幟の掲示及び村での取扱い主旨、協力の周知を継続して行う。 ◇児童相談所や学校等の関係機関との連携強化やスクールカウンセラー等のカウンセリング体制の充実に努める。	継続

5　職業生活と家庭生活との両立の推進

【施策展開の基本方針】

性別にとらわれず、男女が共に、子育てや家庭生活・地域生活と仕事が両立できるように、企業と連携し、多様な雇用形態や処遇、育児休業制度の定着など、職場の環境づくりを目指します。

また、女性は出産や育児のために職を離れてからの再就職が難しいため、再就職への支援の充実も検討していきます。

（1）多様な就業形態、働き方の見直しなどの啓発

【現状と課題】

本村では女性の労働力率は全年齢にわたって高いものの、出産・育児のために職を離れた場合は、再就職は困難な状況にあります。村では、更別村無料職業紹介所による村内事業所の求人情報紹介やハローワーク情報などの提供をはじめ、帯広・南十勝通年雇用促進協議会による季節労働者の通年雇用の推進や職業能力の向上、各労働支援団体などに対する財政支援による雇用の確保の指導を図っています。

今後も女性の再就職の支援や妊娠、出産、育児による退職者の再雇用を支援する取り組みを推進する必要があります。

また、本村では女性の農業従事者が多くみられますが、農家においては仕事と生活の区別がしにくく、女性は家事や育児など二重の負担を背負っている状況にあるため、固定的な性別役割分担意識の是正や女性に対する過重な負担の軽減を図る必要があります。

このため、男女共同参画への意識の醸成や、家庭と仕事の両立と働き方の見直しに関する効果的な啓発活動を今後共推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
108	雇用環境	産業課 (商工労働観光係)	●再就職のための支援の充実 ◇ハローワーク求人情報等の住民への周知や、北海道最低賃金等のポスター等での周知を継続する。 ◇更別村無料職業紹介所による村内事業所の求人情報の紹介を継続実施する。	継続
109		産業課 (商工労働観光係)	●雇用環境の整備充実 ◇帯広・南十勝通年雇用促進協議会において、地域に密着した事業を展開し、季節労働者の通年雇用の推進と職業能力の向上に努める。 ◇季節労働者向け、事業主向けの支援セミナー等の情報を周知する。 ◇各労働支援団体等に対する財政支援セミナー等の情報を周知する。 ◇多様な就業形態や働き方の見直し等について、事業所や労働者に対して啓発していく。 ◇働き方改革関連の制度周知などの情報提供を継続して実施していく。	継続

110	男女共同参画社会	総務課 (庶務係) 子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●男女共同参画社会の推進 ◇男女共同参画社会を推進するため、国や道より啓発物があった際には、掲示や配布するなどして、啓発運動の取り組みを継続する。 ◇家庭生活、地域活動等へ男女が共に参加できるよう、子育て支援事業をはじめ各種の取り組みの開催方法を検討し工夫していく。 ◇事業所や地域に男女共同の子育て意識が浸透するように啓発活動を行う。 ◇行政運営における各種委員会活動の委員に女性の登用を引き続き図っていく。	継続

（２）仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

仕事と子育ての両立を推進する上で、保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実はもちろん、育児休業や看護休暇などの関係法制度の活用をしていくことも大切です。しかし、実際に育児休業制度を利用した人は正職員として雇用されている人が中心で退職を余儀なくされるケースもあります。

このため、短時間労働制度、子どもの急な病気の看護のための休暇制度、女性のみならず男性の育児休業制度の普及定着や就労環境の改善が一層進展するよう、商工会を通じて、村内企業などへの情報提供や啓発活動を推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
111	関係法制度	産業課 (商工労働観光係) 保健福祉課 (国保介護係) 子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●関係法制度の普及 ◇男女共に育児休業や看護休暇を取得し、母親の負担軽減、子育てを行えるように、村内企業へ働きかけを雇用環境整備の中で継続する。 ◇働き方改革関連の制度周知を図る。 ◇ひとり親家庭等医療費給付事業を継続して実施していく。 ◇女性のみならず、男性の育児休業や有給休暇の取得の促進を図る。	継続

（３）ワーク・ライフ・バランスの理解の推進

【現状と課題】

国において、平成 19 年 12 月にとりまとめられた「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が、次世代育成支援対策における車の両輪として位置づけられ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されました。

また、少子化の流れを変えるためには、特に父親が育児に積極的に関われるよう、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）を実現していくことが求められています。

しかし、ワーク・ライフ・バランスという言葉・意味への理解そのものについても、依然として十分浸透していないのが実状です。

ワーク・ライフ・バランスに関する村民への啓発推進や企業への周知徹底など、働き方改革と併せて幅広い取り組みが求められます。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の仕事と生活の調和が実現した社会の姿では、

① 就労による経済的自立が可能な社会
② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

の３つの柱があり、多様で柔軟な働き方、しかも公正な処遇が確保されていることが必要であると示されています。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
112	ワーク・ライフ・バランスの理解促進	産業課 (商工労働観光係) 子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	●ワーク・ライフ・バランスのＰＲ ◇ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に関する啓発リーフレットやパンフレットの作成・配布、仕事と家庭の両立推進セミナーの開催等により、ＰＲを推進する。 ◇ワーク･ライフ・バランスの考え方や、企業にとってのメリット、必要性、具体的な取り組み方法等についての企業向けセミナーを開催し、企業に対してもＰＲを推進する。 ◇女性のみならず、男性の育児休業や有給休暇の取得の促進を図る。（再掲）	継続

（４）ひとり親家庭の自立支援の推進

【現状と課題】

平成２７年現在の本村のひとり親世帯は、父子家庭１９世帯、母子家庭６２世帯の合わせて８１世帯で、平成２２年より８世帯増加しています。

本村では、ひとり親家庭の自立支援として、就業に関する相談や必要な技能・知識を身に付けるための相談、雇用情報の提供を行っています。

また、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成事業等を拡充し、経済的支援も行っています。

今後も、ひとり親家庭の自立促進に向けて、就業支援や経済的支援、相談支援等を継続して推進していく必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
113	ひとり親家庭等の自立支援	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 保健福祉課 (国保介護係)	●ひとり親家庭等の自立支援の推進 ◇児童扶養手当に関する情報の周知に図る。 ◇ひとり親家庭等医療費給付事業を継続、拡充していく。 ◇就業に関する相談や必要な技能や知識を身に付けるための相談、雇用情報の提供を図る。	継続

6　要保護児童などへのきめ細やかな取り組みの推進

【施策展開の基本方針】

子どもが一人の人間として尊厳を保持し続けられるように、家庭や学校、地域の連携による児童虐待防止対策の充実や体罰によらない子育てに関する理解の浸透、障がい児施策のさらなる充実に取り組みます。（本村の支援体制構築図は、資料編の資料４を参照）

（１）児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

近年の児童虐待の増加は、ストレスにあふれた社会における核家族化、地域社会の連帯の希薄化などによる家族機能の低下が要因と考えられます。

本計画策定のためのアンケート調査によると、子育ての悩みは、「子どもの発育や健康のこと」、「経済的な不安・負担が大きい」という回答が上位を占めていますが、「しつけがうまくいかない」、「育児で疲れる」という回答も中位に存在します。

本村では、児童虐待予防ケアマネジメントシステムの実施や発育測定、更別村子育て世代包括支援センターにおける保健師や発達支援相談員、助産師による相談指導体制、乳幼児全戸訪問事業や養育支援訪問事業、乳児健診、要保護児童対策地域協議会の取り組みにより、各関係機関と連携して、乳幼児健診の未受診者や未就園の子どもに関する定期的な安全確認や体罰によらない子育てに関する理解の浸透、児童虐待の早期発見・早期対応に努めています。また、保護者として監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することも同様に周知しています。

また、児童虐待防止月間において、広報での周知及び老人保健福祉センターにおけるパネル展示などにより、虐待防止の啓発普及を推進しています。

今後もこうした取り組みを継続し、令和２年 10 月に設置した「更別村子ども家庭総合支援拠点」を活用し、児童及び妊産婦の福祉に関し、さらなる実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整などの方策を取り、必要であれば、児童相談所へ事案送致をすることや助言を求め、事案に応じた適切な判断をする必要があります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
114 ｜ 116	児童虐待	子育て応援課 (母子保健係)	●児童虐待の予防対策の推進 ◇母子手帳交付時や乳児健診の際にアンケートを取り、実情を把握し、児童虐待予防ケアマネジメントシステムの取り組みを継続して実施していく。 ◇各健診や個別相談時に発育測定の取り組みを継続し、幼児の発達・発育状況の把握に努める。 ◇母子保健業務以外の幼稚園、認定こども園、各学校においても発育状況の把握に努める。 ◇保護者の子育て不安や負担感の軽減を図るため、保健師や発達支援相談員、助産師による相談指導体制の継続的な実施をする。 ◇体罰によらない子育ての理解の浸透やネグ	継続

			レクトの該当事項の周知をし、児童虐待の未然防止につなげる。	
117		子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係）	●児童虐待の早期発見・早期対応、保護・支援の推進 ◇更別村要保護児童対策地域協議会の定期的な開催及び要保護児童対策調整機関調整担当者の配置や実務担当者における学習・研修会の開催や、連携強化を図る。 ◇地域住民に児童虐待に関する情報を提供するとともに、効果的な周知方法等を検討する。 ◇「子ども家庭総合支援拠点」を活用し、家庭の実情の把握や情報提供、相談、調査等の業務を行う。 ◇児童相談所送致案件であれば速やかに送致し、場合によっては助言を求める。	継続
118		子育て応援課 （子育て応援係） （母子保健係）	●児童虐待のアフターケアの充実 ◇帯広児童相談所等と連携しながら、虐待の当事者等へのリハビリテーションや社会復帰の援助を図る。	継続

（２）障がい児施策の充実

【現状と課題】

障がい児施策については、近年において、療育手帳の対象とならない自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど発達障がいのある子どもに対する支援として、教育支援や継続的な相談支援など、これまでにない抜本的な改善が求められています。

本村では、「特別支援教育連携協議会」を設立したほか、「就学指導委員会」から名称を変更した「教育支援委員会」、道が実施する「特別支援教育巡回相談事業」も活用し、発達状況が心配な児童・生徒の相談支援などに努めています。さらに、村の「自立支援協議会」と連携し、情報共有も随時行っていきます。

また、各学校においては、障がいのある児童・生徒の一人ひとりの状態に応じた個別の支援・指導計画を作成したのち、個別ケース検討会議を実施し、今後の教育方針について検討を行い、普通学級との交流・連携、一体感を持ちつつ、必要な教科では個別に授業を行っています。

その他、認定こども園、幼稚園、学童保育所（放課後児童クラブ）においても、可能な範囲で障がい児の受け入れを行っています。

今後も、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどを含めて障がいのある児童・生徒への教育的対応が必要なことから、一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な教育的支援を行う特別支援教育の充実を目指し、子どもが自分らしく学べるよう教育環境の整備充実を推進していく必要があります。また、医療的ケア児の受け入れ態勢を確立していく必要もあります。

事業番号	事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
119	障がい児施策	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係) 保健福祉課 （福祉係）	●障がい児施策の充実 ◇小・中学校において、個別の計画に基づく特別支援学級児童生徒の適切な指導・支援を行う。 ◇特別支援教育支援員の適正な配置に努める。 ◇保護者の安心感を得るため、幼・認こ・小・中が継続的に連携し、特別支援教育連携協議会などで、情報提供や共有化を図る。 ◇教育支援委員会において、就学時のみならず早期からの教育相談・支援や就学後における一貫した支援についての助言を行い、個に応じた適切な教育を受けられるよう努める。 ◇子育て世代包括支援センター・児童相談所・むぅく・教育機関等、専門家や専門機関との密接な連携を図る。 ◇認定こども園、幼稚園、学童保育所（放課後児童クラブ）等での障がい児の受け入れを継続し、加配保育士の設置も行う。 ◇発達支援相談員の配置を引き続き配置していく。 ◇医療的ケア児の受け入れ態勢の確立を行う。 ◇自立支援協議会と連携し、情報の共有を行っていく。	継続

第９章　子どもの貧困対策の推進

１　貧困対策推進の背景

日本においては、これまで様々な社会保障制度が展開され、社会全体で人々の暮らしを守り、個人の尊厳を守るためのサービスを展開してきました。一方で、そうした社会保障制度の狭間で孤立し、必要なサービスを受けることができない人が少なくないことも明らかになり、社会問題の１つとして取り上げられるようになりました。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図り、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）が平成25年６月に成立、平成26年１月17日に施行されました。

◆子どもの貧困対策の推進に関する法律（抄）

（基本理念）

第二条　子どもの貧困対策は、子ども等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として講ずることにより、推進されなければならない。

２　子どもの貧困対策は、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

（都道府県計画等）

第九条　都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

２　市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画(次項において「市町村計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

平成26年８月、国は、法に基づき、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を策定しました。

大綱では、子どもの貧困対策に関する基本的な方針とともに、子どもの貧困率や生活保護世帯に属する子どもの進学率、ひとり親家庭の親の就業率などの指標を定め、指標の改善に向けた当面の重点施策として、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援などの具体的な取組を明示しています。

国の動向等を踏まえ、北海道においても生活保護世帯やひとり親家庭の増加が続いていることから、法律に定める計画として平成27年度から５年間を計画期間とする「北海道子どもの

貧困対策推進計画」（以下「道計画」という。）が策定され、計画の評価や現状を踏まえ、令和２年度から5年間を計画期間とする第二期計画が策定されております。

北海道では道計画に基づき、教育・福祉・労働等の各部局が連携し、幅広い分野にわたって策定されている関連分野の計画に基づき推進される施策と連動を図りながら、教育支援、生活支援、保護者に対する就労支援、経済的支援等の施策を総合的かつ効果的に推進されており。また、毎年度、道計画に掲げる指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を把握し、計画の適切な管理を行われています。

本村においても、法や大綱の趣旨に鑑み、すべての子どもたちが夢と希望をもって成長することができる社会の実現を目指した取組を総合的、効果的に推進するため、本計画で推進する事業との整合を図る必要があることから、本計画の一項目として、一体的に推進することとします。

2　更別村の現況

（1）保育所、幼稚園、小・中学校の児童・生徒数の状況

幼稚園の入園数、保育所の入所数、中学校の生徒数はほぼ横ばいですが、小学校の児童数はおおむね減少傾向にあります。令和３年の保育所入所者数は29人、幼稚園児は58人、小学生は158人、中学生が89人となっています。

◆保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校の児童・生徒数の推移

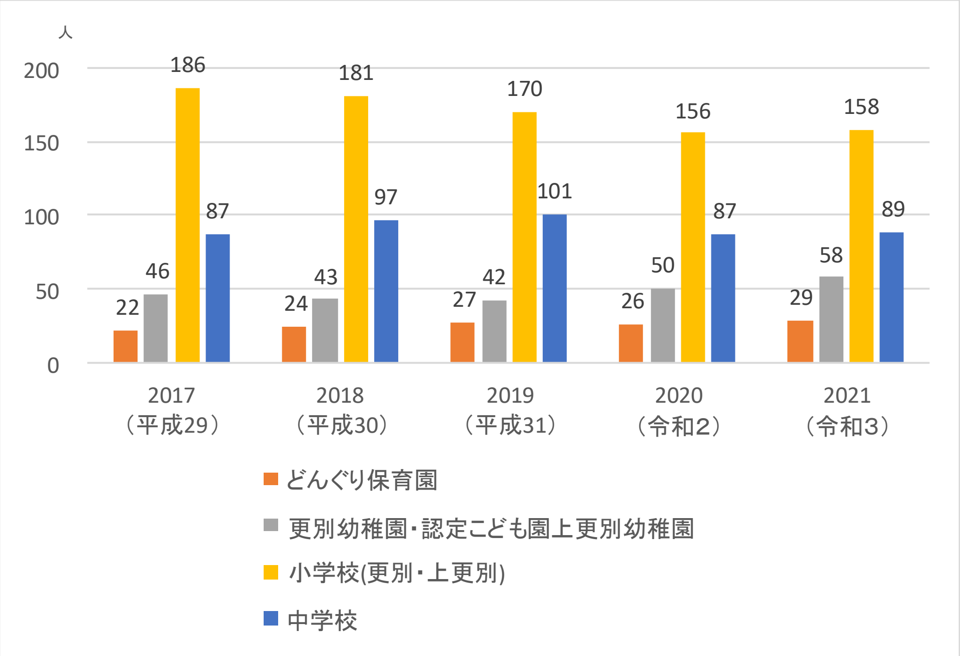

※どんぐり保育園、更別幼稚園、認定こども園上更別幼稚園３歳児から５歳児の入園数となっています。

[出典]更別村教育委員会・子育て応援課（各年４月１日現在）

（2）学童保育所利用者数の状況

平成29年以降、学童保育所の利用者数は概ね70～80名前後で推移しています。なお、令和２年４月に保育スペースの増築を行い、定員を90名に増やしています。

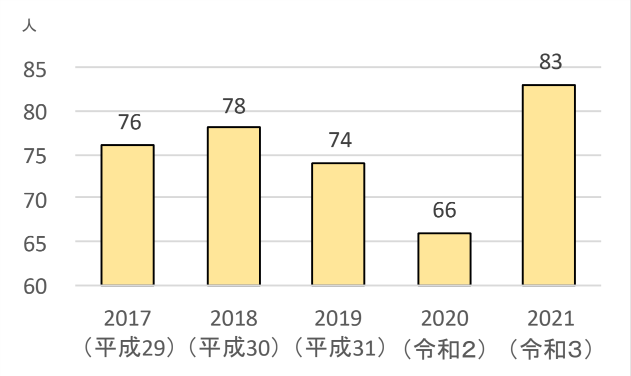

[出典]更別村子育て応援課（各年４月１日現在）

（３）要保護・要支援児童・生徒の状況

平成31（令和元）年以降、小学校の要保護児童は０人で推移していますが、準要保護児童は平成29年に9人となった後、ほぼ横ばいとなっています。

中学校の要保護児童も平成31（令和元）年以降０人で推移しており、準要保護児童は平成29年に６人となって以降ほぼ横ばいに推移しています。

◆小学校の要保護・準要保護児童数の推移

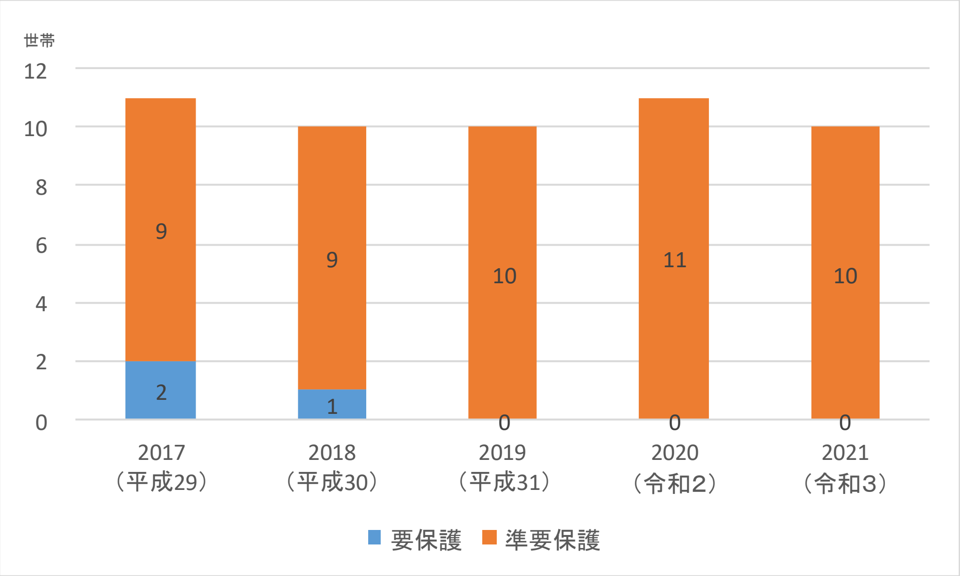

◆中学校の要保護・準要保護児童数の推移

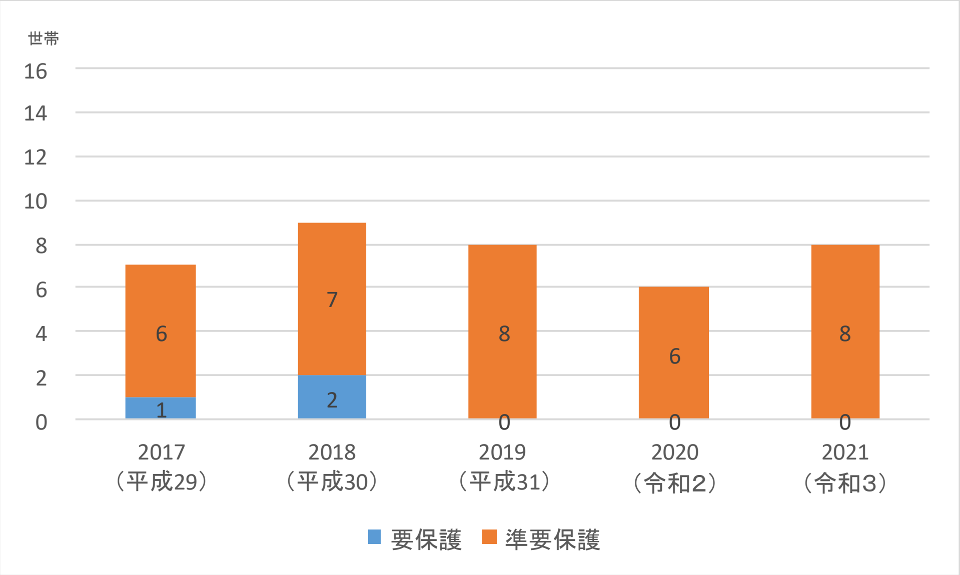

[出典]更別村教育委員会（各年４月１日現在）

（４）ひとり親世帯の状況

本村の母子世帯、父子世帯の合計世帯数は平成22年までは、ほぼ横ばいでしたが、平成27年には24世帯と増加し、令和２年も25名となっています。

◆ひとり親世帯の推移

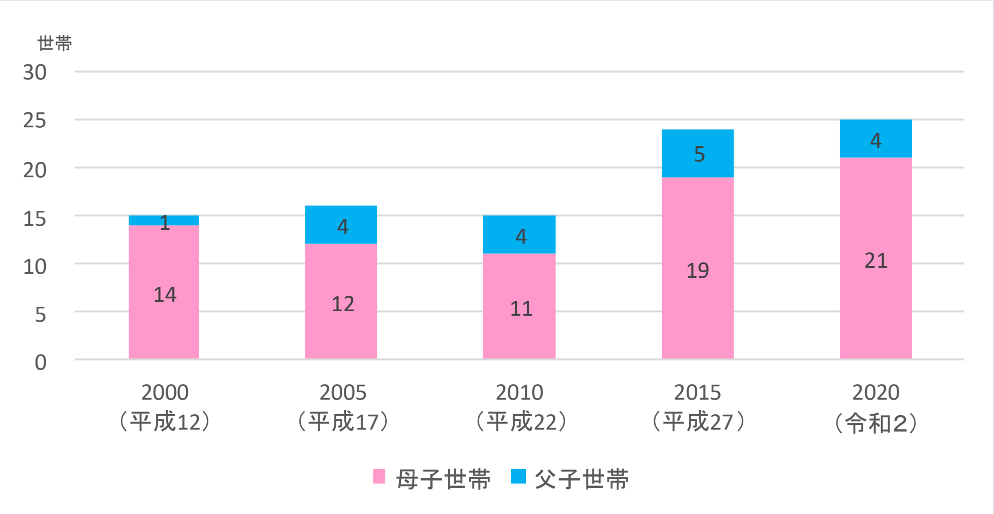

［出典］総務省「国勢調査」

（５）児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当の受給者数は、ほぼ横ばいに推移しています。

◆児童扶養手当受給者数の推移

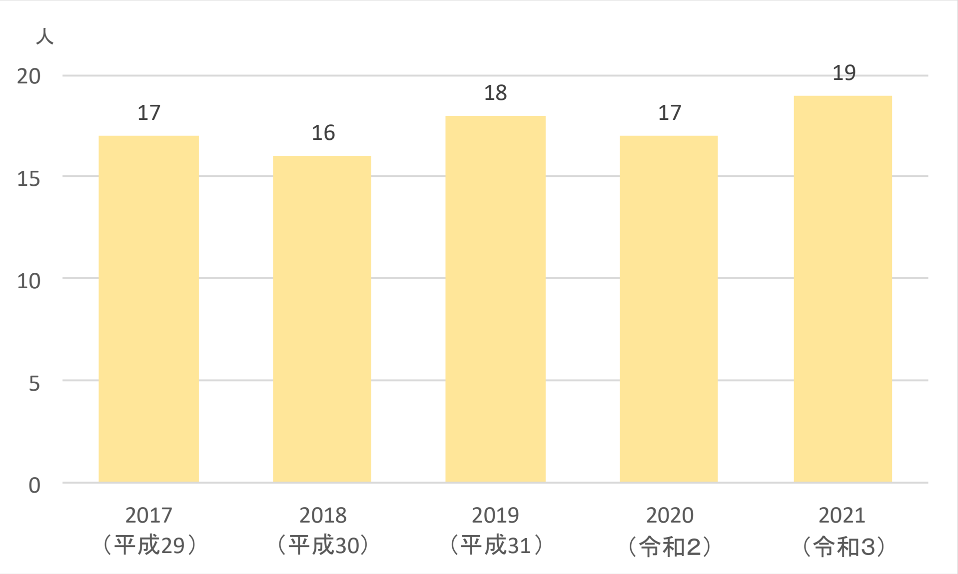

［出典］更別村子育て応援課（各年４月１日現在）

3　子どもの生活実態調査の結果

（1）調査の概要

本章の設定にあたり、子どもやその保護者の生活実態を把握し、適切な支援につなげていくための基礎資料を得ることを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査対象	更別村に在住する小学生及び中学生の保護者全員
調査期間	令和3年1月22日～2月10日
調査方法	学校を通じ調査票を配布し、子育て応援課へ持参もしくは郵送により回収
回収率	64.9%（配布数151票、回収数98票）

※なお以下のグラフでは割合比較の場合、特に記載のない場合無回答は除外しています

（2）世帯年収の分類について

厚生労働省が公表している相対的貧困率の算出は、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯を「相対的貧困層」と定義しており、2019年国民生活基礎調査によれば、貧困線は127万円となります。

また、本調査では、回答率を高めるため、世帯年収の回答方法を「記述式の数値」ではなく「100万円を単位とした年収範囲を示す選択肢」から回答する方式としました。

そのため、本計画では「生活困難が予想される層」を、貧困線の２倍である254万円と想定し、周辺所得世帯も貧困線の世帯に似た実態であることを鑑みて、所得階層の分類を下記のとおりとします。

◆世帯年収と所得階層の分類及び構成比

所得階層Ⅰ	所得階層Ⅱ
0～300万円未満	300万円以上

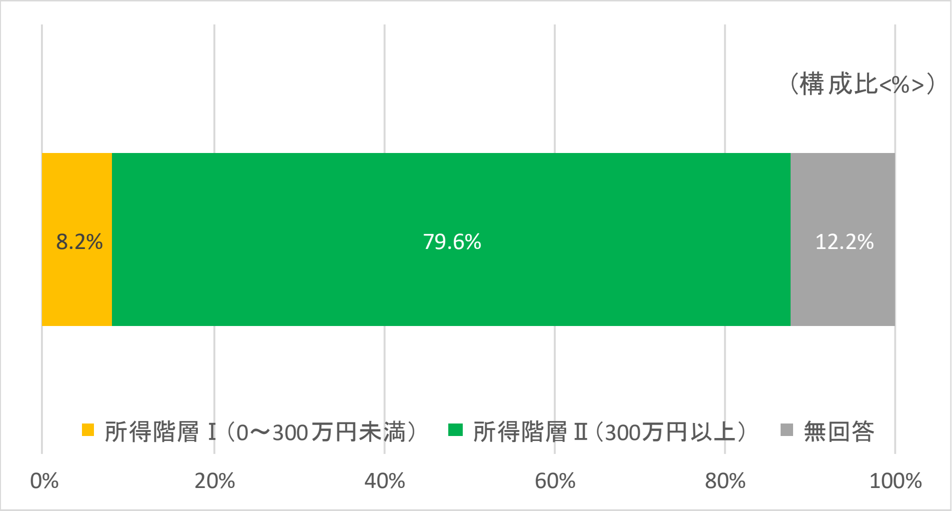

（３）就労と世帯年収

①世帯年収と家族形態

本村の世帯年収の分布は、「1,000万円以上」が23.3%と最も多く、次いで「800～1,000万円未満」12.2%、「500～600万円未満」11.2%となっています。

家族形態を所得階層別にみると、所得階層Ⅱではひとり親世帯が15.4%なのに対し、所得階層Ⅰでは62.5%となっており、ひとり親世帯の低年収がうかがえます。

◆世帯年収

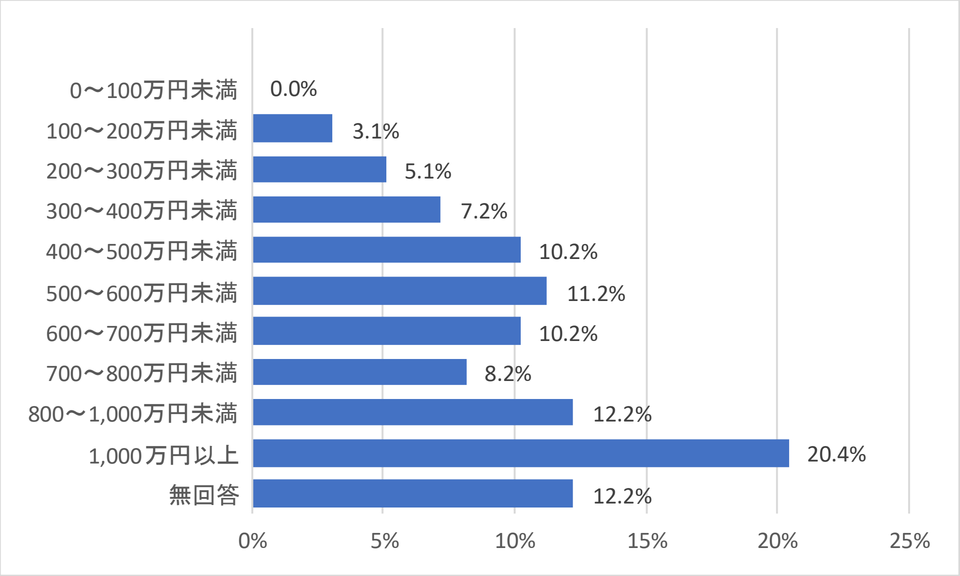

◆家族形態

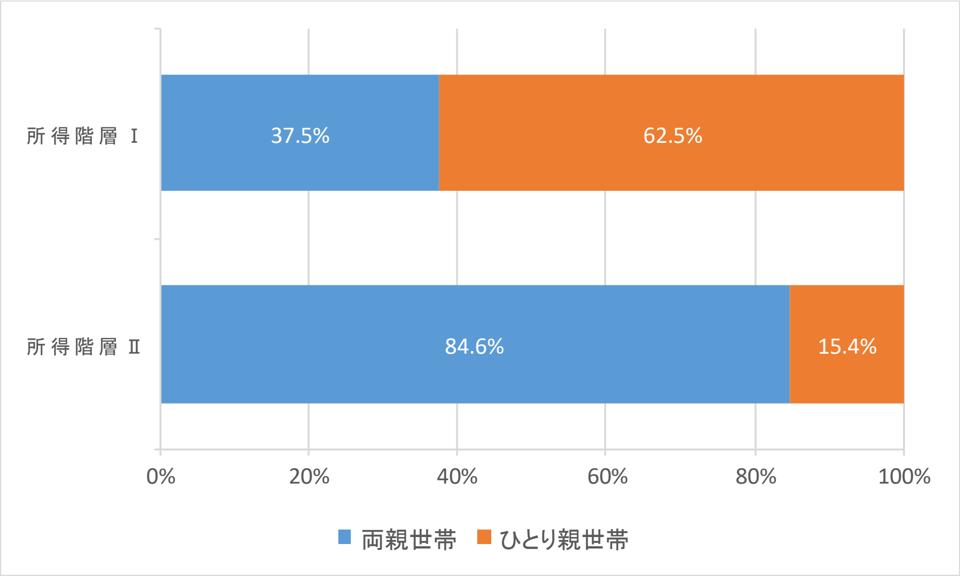

②母親の就労

母親の就労形態を所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「パート・アルバイト等」が50.0%で最も多く、次いで「フルタイム」の37.5%となっています。

◆母親の就労形態

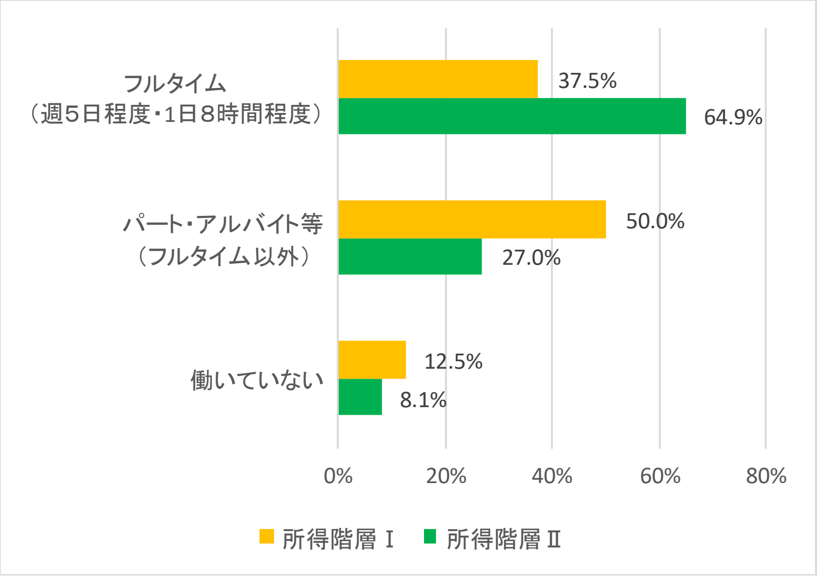

③家計の収支と貯金の状況

家計の収支状況を所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「赤字であり貯金をとりくずしている」が50.0%となっており、半数は家計が赤字の状況にあります。

また、現在の貯金の状況をみても、所得階層Ⅰは貯金がない世帯が87.5%を占めており、家計のやりくりが大変であることを示している結果となっています。

◆家計の収支状況

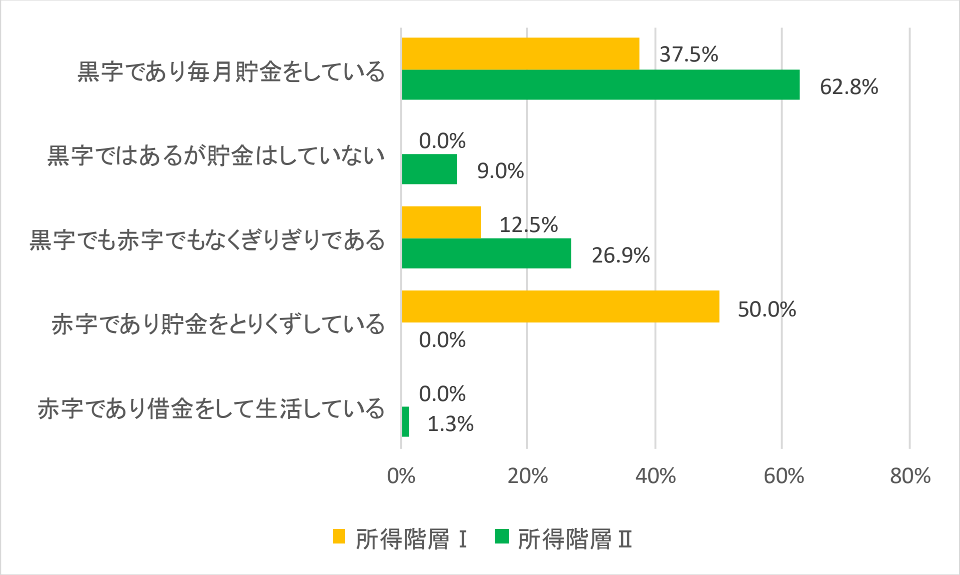

◆現在の貯金の状況

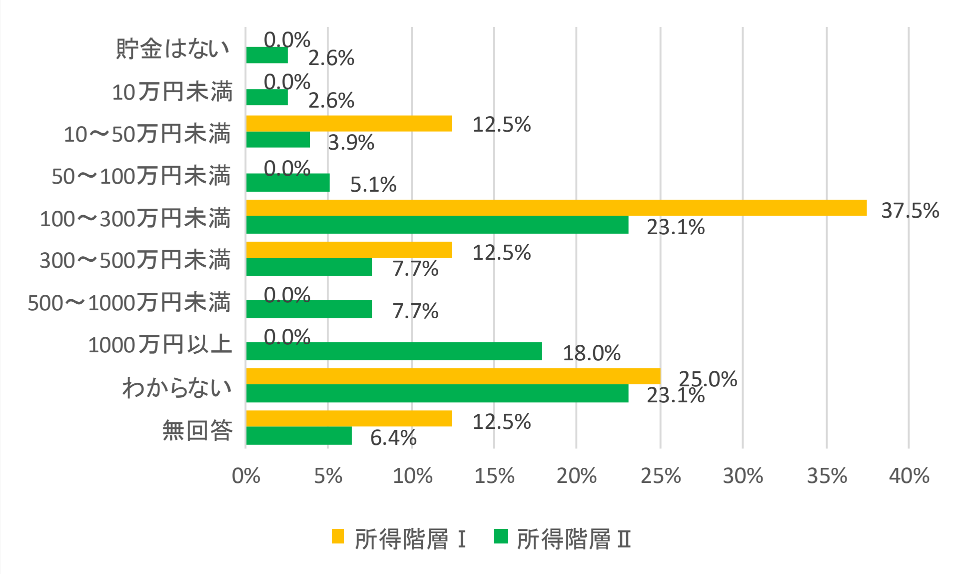

（４）健康と受診抑制

①保護者の健康状態と受診抑制

保護者の健康状態をみると、所得階層Ⅰは「健康である」が父親66.7%、母親57.1%で所得階層Ⅱと比べて父親で20.6ポイント、母親で26.2ポイント低い状況です。また、所得階層Ⅰの必要な時に医療受診を控えたことがある割合は父親25.0%、母親28.6%で、所得階層Ⅱと比べて、父親で5.0ポイント、母親で10.5ポイント高い状況です。

◆保護者の健康状態

（父親）

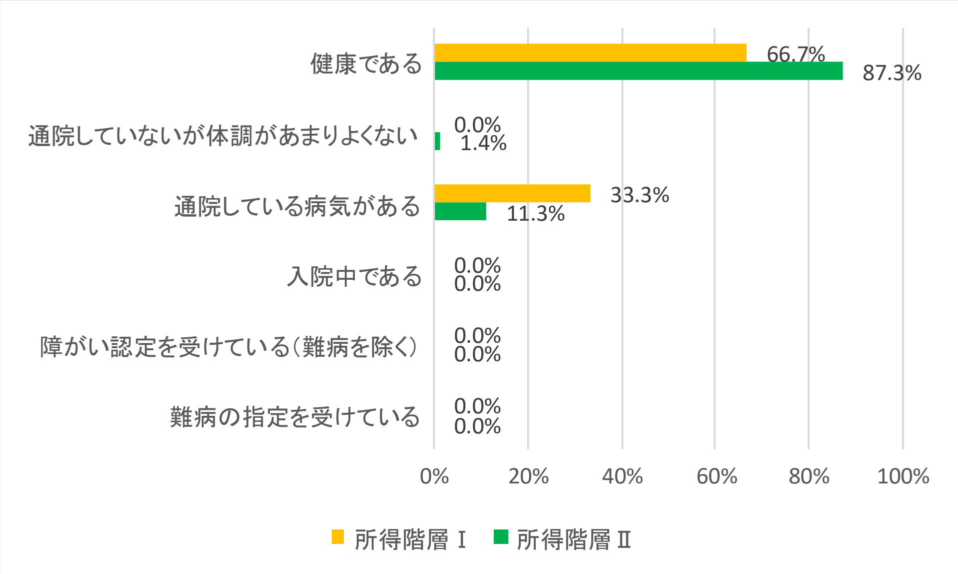

（母親）

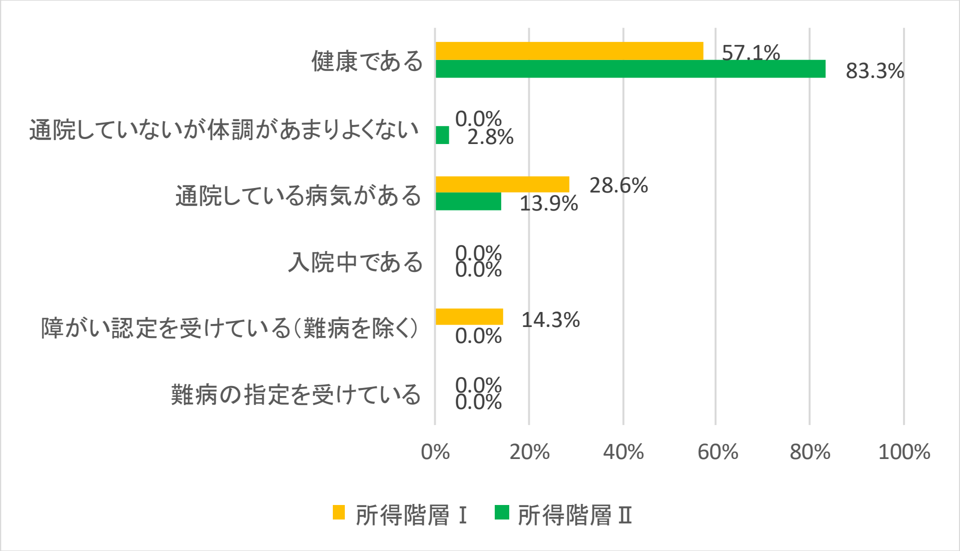

◆保護者が医療機関等の受診を控えた割合

（父親）

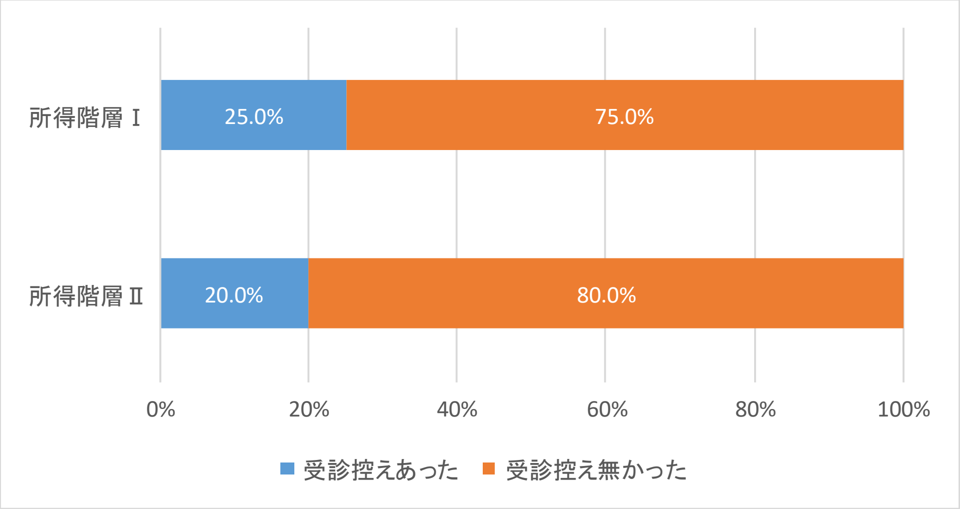

（母親）

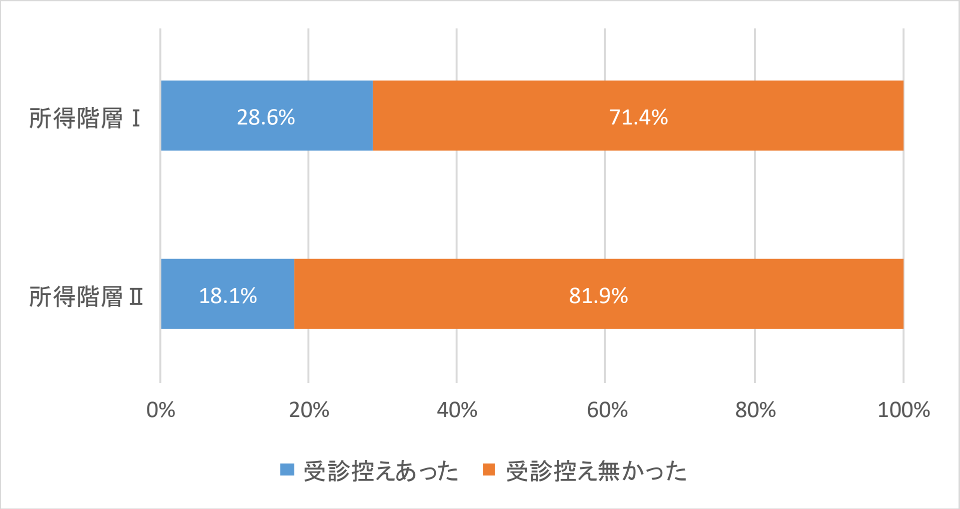

②子どもの健康状態と受診抑制

子どもの健康状態をみると、所得階層Ⅰは「健康である」が100%なものの、必要な時に医療受診を控えたことがある割合は12.5%で所得階層Ⅱよりも2.1ポイント高い状況です。

◆子どもの健康状態

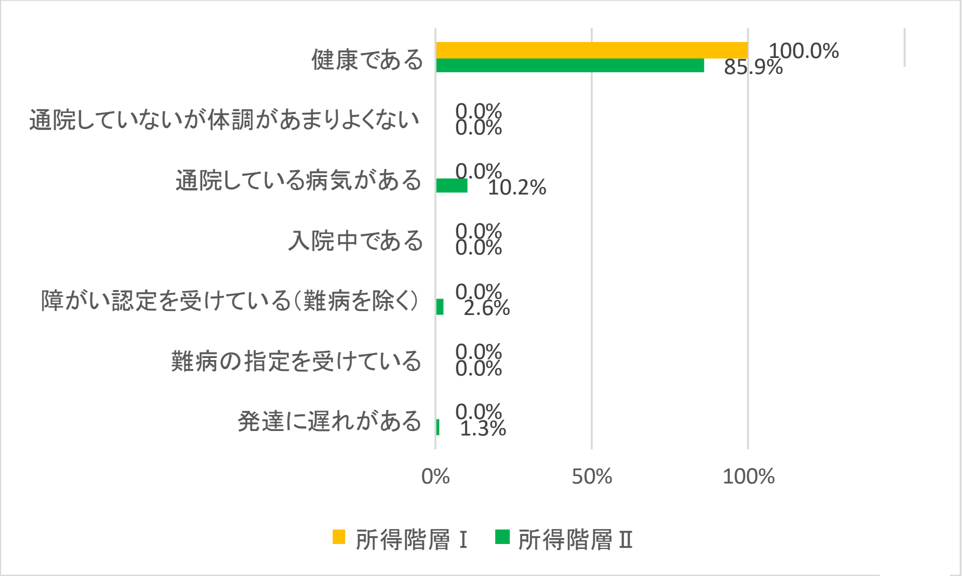

◆子どもの医療機関等の受診を控えた割合

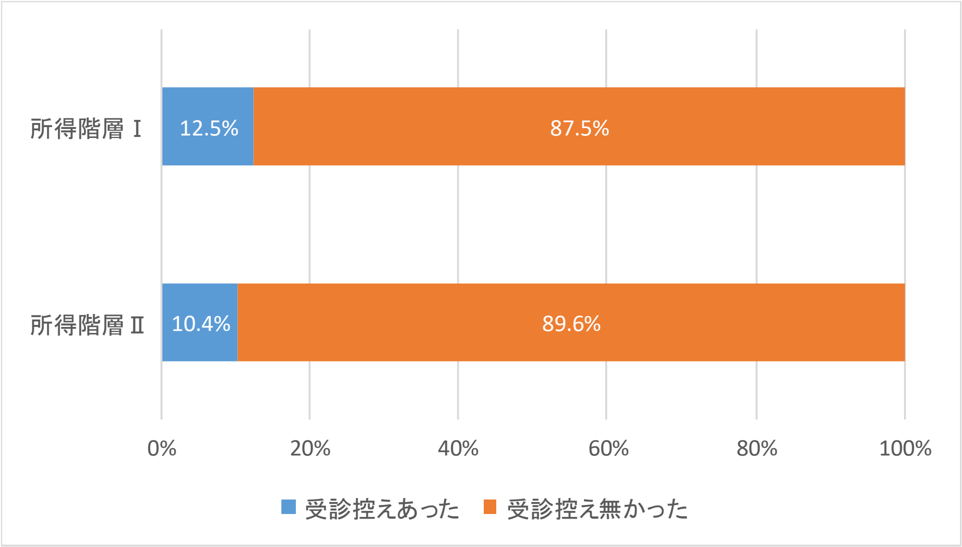

（5）子どもの学びと学校生活

①塾や習い事

　塾や習い事に行っているかどうかを所得階層別でみると、所得階層Ⅰは「行っている」が25.0％で所得階層Ⅱの82.1％を大きく下回っています。

◆塾や習い事に行っているかどうか

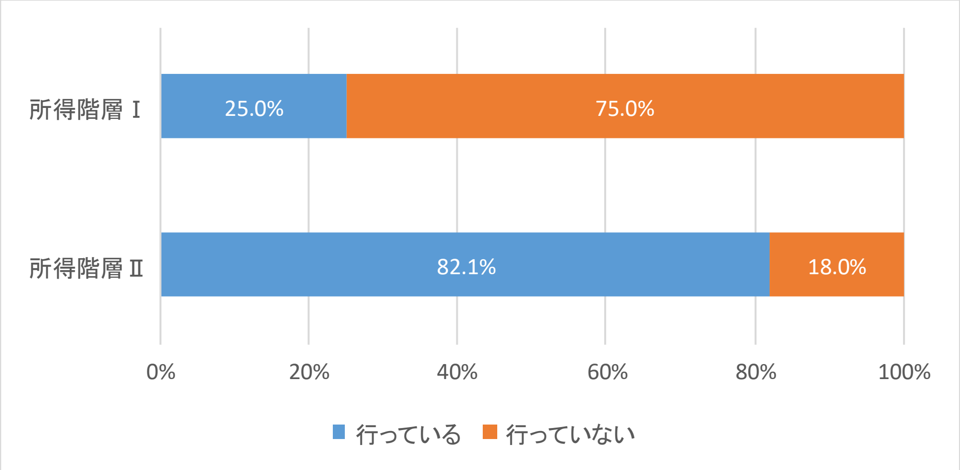

（6）子どもの将来

①将来の進学希望

　子どもを将来どの段階まで進学させたいかをたずねたところ、所得階層Ⅰは「専門学校」が62.5％で最も多く、次いで「まだわからない」が37.5％で続いています。

　また、所得階層Ⅰは「大学またはそれ以上」が0％であり、所得階層Ⅱの62.8％を大きく下回っています。

◆将来の進学希望

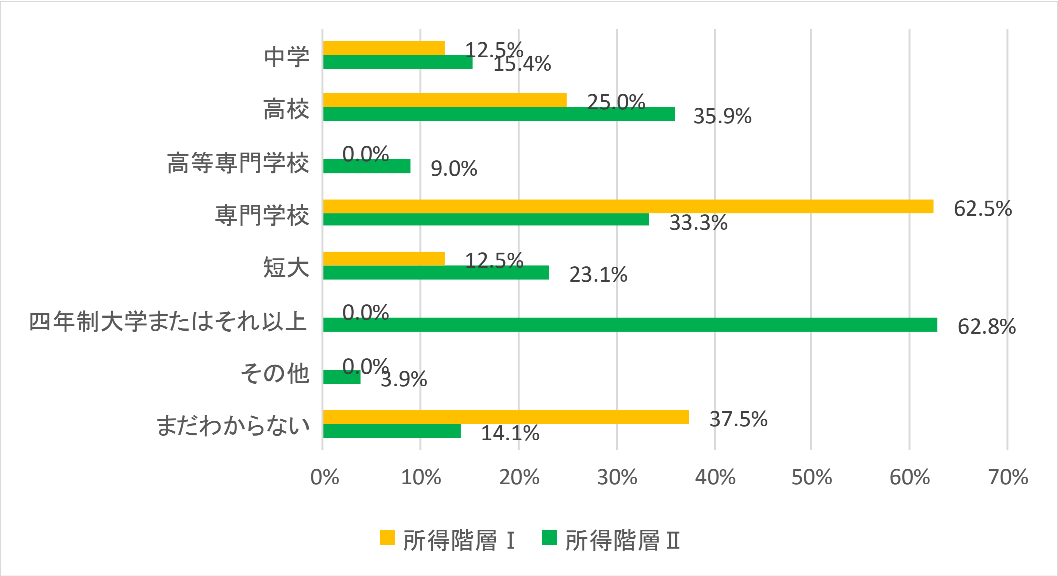

※複数回答の為、割合合計は100%にならない

②子どもに教育を受けさせるためのお金の準備状況

　子どもに教育を受けさせるためのお金の準備状況は、所得階層Ⅰ・Ⅱとも「貯金や学資保険などで準備を始めている」が最も多いですが、所得階層Ⅰは所得階層Ⅱと比べて28.2ポイント少なく、また、「時期になったら奨学金を利用する予定である」が17.3ポイント、「まったく目処はついていない」が7.4ポイント高い状況です。

◆子どもに教育を受けさせるためのお金の準備状況

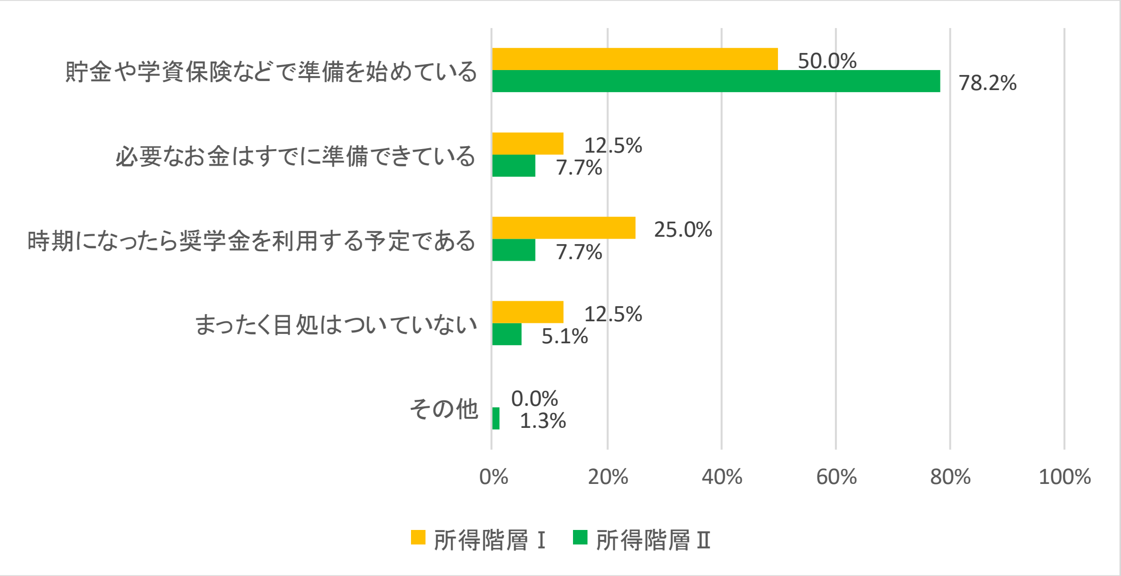

③子どもに関する悩み

保護者に対して子どもに関する悩みをたずねたところ、所得階層Ⅰは「子どもの学習や成績」が50.0%で最も多く、次いで「子どもの発達」と「特に悩みはない」が37.5%で続いています。

一方所得階層Ⅱは「特に悩みはない」が44.9%と最も多く、「子どもの学習や成績」が28.2%、「子どもの進路」が21.8%となっています。

◆子どもに関する悩み

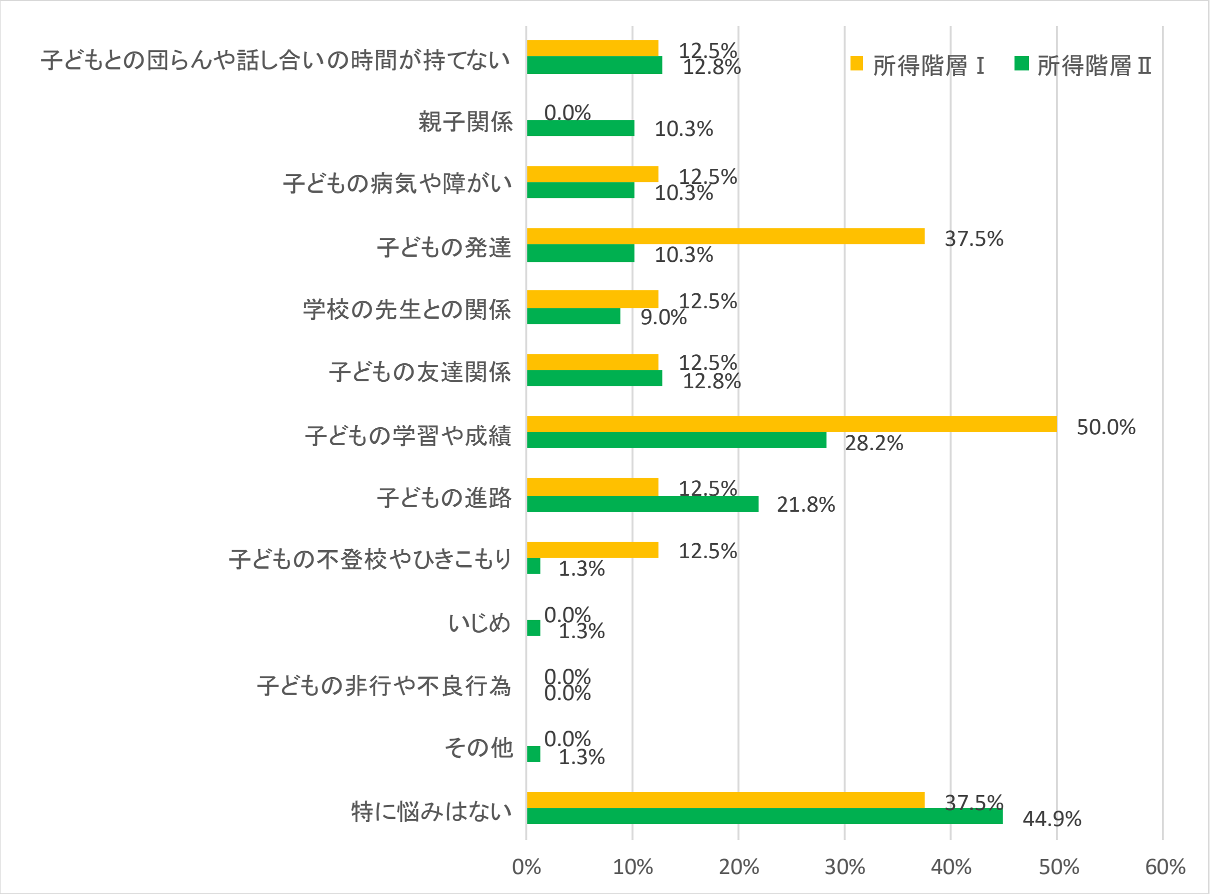

※複数回答の為、割合合計は100%にならない

（7）必要とされている支援

①必要とされている支援

現在必要な支援をたずねたところ、所得階層Ⅰは「保育や学校費用の軽減」が23.5%で最も多く、次いで「奨学金制度の充実」が17.7%、「親の就業のための支援の拡充」「家事代行サービス」11.8%で続いています。また、所得階層Ⅱでは「保育や学校費用の軽減」が16.7%で最も多く、次いで「支援は必要ない」が15.2%、「子どもの居場所づくり」が13.8%で続いています。

◆必要とされている支援

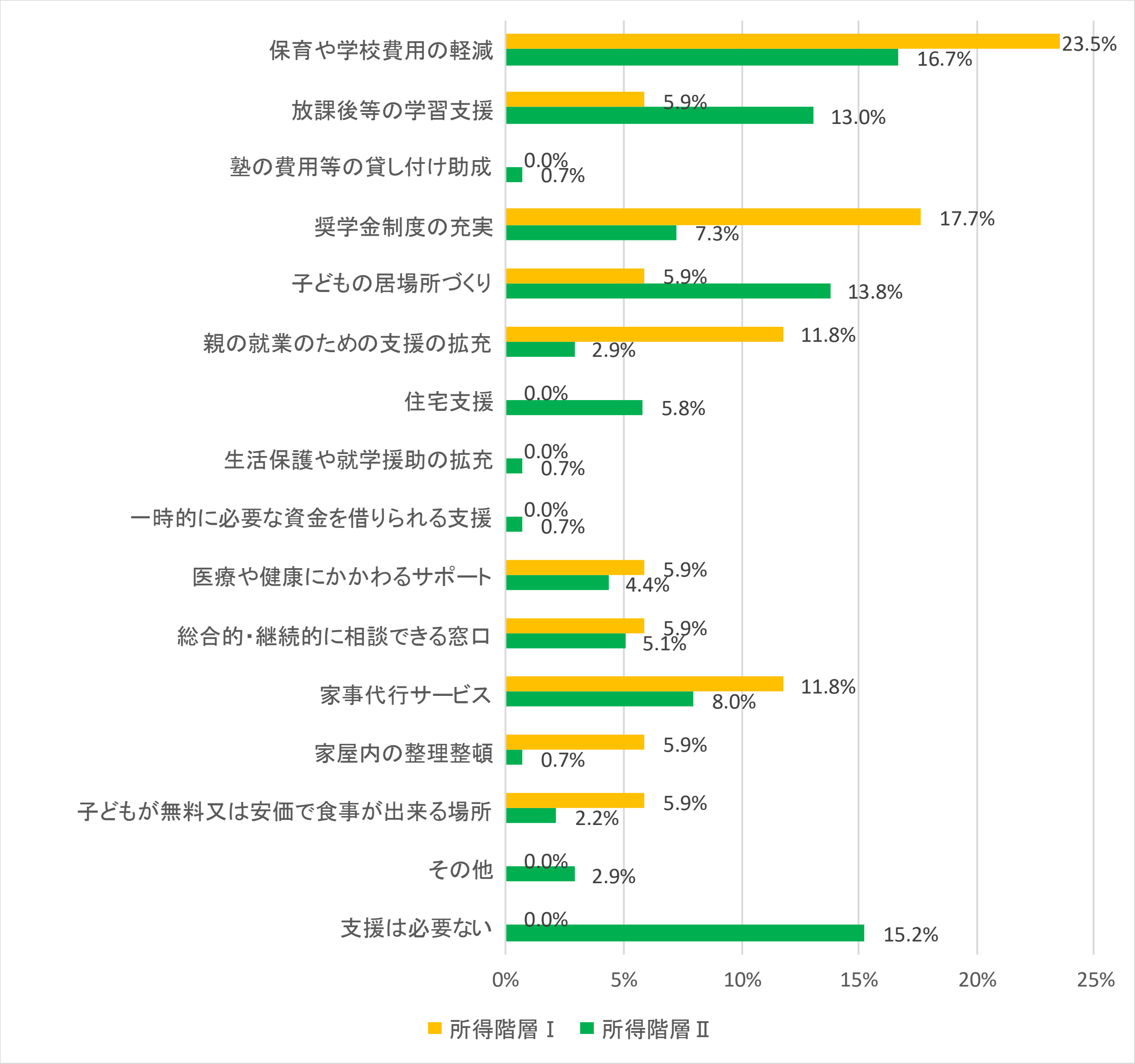

※複数回答の為、割合合計は100%にならない

４　施策の展開

（１）教育、保育に対する支援

【現状と課題】

現在、小学生以上の学校生活にかかわる支援や教育については教育委員会。保育園・幼稚園など就学前教育・保育や、学童保育所（放課後児童クラブ）・こどもセンターは子育て応援課で所管しています。

関係者が互いに連携し、確かな学力、豊かな心そして健やかな体の育成に努めながら、いじめ防止対策や相談体制を構築し、総合的に子どもの教育、保育に対する支援を推進するとともに、義務教育の就学に必要な支援を行うとともに、学力向上のための機会提供や子どもの目線に立った安心・安全の確保が必要です。

事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
学童保育所・上更別子どもセンター	子育て応援課 (子育て応援係) 教育委員会 (学校教育係)	※60ページ記載再掲 ●学童保育所（放課後児童クラブ）の受け入れ体制の拡充検討 ◇利用時間延長を検討し、利用しやすい施設運営に努める。 ◇学童保育所（こどもの森）建設により学童スペースを増築したことから、利用希望者が待機することなく利用できるよう、受け入れ体制の拡充に努める。 ◇上更別小学校区においてはこども園内の上更別こどもセンターによる放課後児童の受け入れを実施していく。	継続
放課後子ども教室		※60ページ記載再掲 ●放課後の子どもたちの居場所拡充の検討 ◇放課後子ども教室の実施について検討する。	継続
障がい児施策	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係) 保健福祉課 （福祉係）	※91ページ記載再掲 ●障がい児施策の充実 ◇小・中学校において、個別の計画に基づく特別支援学級児童生徒の適切な指導・支援を行う。 ◇特別支援教育支援員の適正な配置に努める。 ◇保護者の安心感を得るため、幼稚園、認定こども園、小・中学校が継続的に連携し、特別支援教育連携協議会などで、情報提供や共有化を図る。 ◇教育支援委員会において、就学時のみならず早期からの教育相談・支援や就学後における一貫した支援ついての助言を行い、個に応じた適切な教育を受けられるよう努める。 ◇子育て世代包括支援センター・児童相談所・むぅく・教育機関等、専門家や専門機関との密接な連携を図る。 ◇認定こども園、幼稚園、学童保育所等での障がい児の受け入れを継続し、加配保育士の設置も行う。	継続

事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
		◇発達支援相談員の配置を引き続き配置していく。 ◇医療的ケア児の受け入れ態勢の確立を行う。 ◇自立支援協議会と連携し、情報の共有を行っていく。	
就学前教育・保育	子育て応援課 (子育て応援係)	●就学前の教育・保育環境の充実 ◇就学前の子どもたち全てが、安心して質の高い幼児教育・保育を受けられるよう、サービス内容の充実と質的向上に努める。	継続
おやこスケート教室	教育委員会 (社会教育係)	●おやこスケート教室の開催 ◇３歳児から就学前までの子どもを対象に、スポーツ推進委員の指導によりスピードスケートの教室を開催する。	継続
学校教育と健全な心身の育成	教育委員会 (学校教育係)	●学校教育と健全な心・身体づくりの充実 ◇学校に通う子どもたちが、家庭環境に左右されることなく、確かな学力、豊かな心そして健やかな体を身に着けられるよう、きめ細やかな指導を推進する。	継続
コミュニティ・スクール	教育委員会 (学校教育係)	●コミュニティ・スクール事業の推進 ◇各学校の「学校運営協議会」や「みんなの学校応援団」を中心として、コミュニティ・スクール活動を推進し、社会に開かれた学校づくりを推進する。	継続
児童・生徒アンケート及び個人面談	教育委員会 (学校教育係)	●児童・生徒アンケート及び個人面談の実施 ◇小・中学校で年２回のいじめアンケートを行い、そのアンケートを基に個別の面談時間を設け、個々の悩みに関する相談を行う。	継続
24時間子どもＳＯＳカード	教育委員会 (学校教育係)	●24時間子どもＳＯＳカードの配布 ◇大人に助けを求めることは大切であることを知ってもらうため、24時間子どもＳＯＳカードを配布する。	継続
保護者向けＳＯＳの気づきの啓発	教育委員会 (学校教育係)	●子ども相談支援センターのポスター掲示 ◇子ども相談支援センターのポスター掲示を行い、来校した保護者が相談できる機関の周知を行う。	継続
スクールカウンセラー事業（道事業）	教育委員会 (学校教育係)	●スクールカウンセラーの配置 ◇更別中央中学校を拠点校として、スクールカウンセラーを設置し、小学校へも派遣を行い、不登校児童生徒などに対してカウンセリング等を行う。	継続
飛び出せワールド事業	教育委員会 (社会教育係)	●飛び出せワールド事業の推進 ◇中学１・２年生を対象とし、外国の文化や多様な価値観に触れることで、国際感覚を身に付けるとともにコミュニケーション能力やチャレンジ精神の向上等、逞しく社会を生きていく上で人格形成に大きな影響を与えることを目的とする。	継続
どんぐり塾	教育委員会 (学校教育係)	●どんぐり塾事業の推進 ◇小・中学生の希望者に対して、夏季・冬季休業中にそれぞれ２日間学習支援を行う。	継続

（2）生活支援

①保護者の生活支援

【現状と課題】

子育て世代が抱える問題は、家族の状況などにより多種多様です。その状況に必要な支援を適切に行うことが、子育て世代の安心感につながります。必要に応じた支援や健康管理意識の啓発を総合的に行うことが必要です。また、児童相談は様々なケースがあり、その背景も複雑な場合が多くなっていることから、関係機関との連携を密に行い、適切な支援につなげます。

事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
子ども家庭総合支援拠点	子育て応援課 (子育て応援係)	●子ども家庭総合支援拠点の設置 ◇児童虐待などの問題を抱える子どもや家庭、近隣住民からの相談に応じ、子どもに関する問題の解消、児童虐待などの未然防止と早期発見及び適切な支援を行う。	継続
子育て世代包括支援センター	子育て応援課 (母子保健係)	●子育て世代包括支援センターの設置 ◇子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができる環境を実現するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び子育てに関する相談等に適切に対応し、切れ目のない支援を提供する体制を構築する。	継続

②子どもの生活支援

【現状と課題】

子どもにとって、放課後や休日も含めた生活習慣の確立が、心身の成長面に大きな影響を与えます。地域、学校、家庭が相互に連携して、食を中心とした生活習慣の改善や居場所づくりを推進します。

事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
各学校での取り組み（食育）	教育委員会 (学校教育係)	※69ページ記載再掲 ●食育の推進 ◇各学校における「食に関する指導の全体計画」に基づき、栄養教諭による給食指導や作物の栽培体験学習や収穫、調理を通じて、食物に関する理解や感謝の気持ちを深める。 ◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。	
更別幼稚園及び認定こども園上更別幼稚園での取り組み（食育）	子育て応援課 (子育て応援係)	※69ページ記載再掲 ●食育の推進 ◇年間カリキュラムに位置づけられており、食に関する教育を保育の中に取り入れている。 ◇カリキュラム 春ー農協青年部との種まき、夏ー水やり、草とり、秋ー農協青年部との収穫及び親子クッキング ◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。（再掲）	

事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
認定こども園どんぐり保育園での取り組み（食育）	子育て応援課 (子育て応援係)	※69ページ記載再掲 ●食育の促進 ◇保育計画の“食育”に基づき、食育の促進を行っている。 ◇３歳児からのクッキング活動 ◇食育を促す行事づくり（そうめん流し、クリスマス会等） ◇食育情報の提供、啓蒙 ◇「ふるさと給食」による地産地消の取り組みを継続して実施する。（再掲）	
食育のPR	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係) 教育委員会 (学校教育係) 産業課(農業振興係)	※69ページ記載再掲 ●食育の PR ◇家庭でも食育が充実できるよう、掲示物や配布物を通じて食育についての PR に努める。 ◇「第3次更別村食育推進計画（どんぐり村の食育プラン）」、「地産地消促進計画」に基づく食育指導の実施。	
子どもの居場所づくり	保健福祉課 (福祉係) 教育委員会 (社会教育係) 子育て応援課 (子育て応援係)	●公共施設の子どもの居場所としての活用 ◇老人保健福祉センターロビーについて、個別学習スペース・wifi等を備えていることから、放課後の学習スペースとして無料開放する。 ◇農村環境改善センターロビーについて、談話スペース・wifi等を備えていることから、放課後の学習スペースとして無料開放する。 ◇柔剣道場、トレーニングセンター、農村環境改善センター図書室について、専有使用が無い場合は、子どもだけでも使用可能であることを周知する。 ●子ども向け各種講座の展開 ◇地域伝統体験学習や英会話教室などの子どもたちが安心して学び活動できる講座等を実施し、子どもの成長を支援する。 ●学童保育所及び上更別こどもセンターでの放課後児童受け入れ ◇更別小学校区においては、現状の学童保育所の受け入れ体制を継続して実施する。 ◇上更別小学校区においては、こども園内の上更別こどもセンターによる放課後児童の受け入れを継続して実施する。	継続
給食の実施	教育委員会 (学校給食センター) 子育て応援課 (子育て応援係)	●学童への給食実施 ◇学校給食法に基づき、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものとして、また、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものとして、小学校、中学校において学校給食を実施する。 ●幼稚園、認定こども園での給食 ◇幼稚園、認定こども園でも給食を実施する。	継続

③その他の生活支援

【現状と課題】

本村では妊娠時の母子健康手帳交付から、乳幼児健診、歯科健診、そして「ころころるーむ」などの交流の場を通じて、面談や母体あるいは子どもの状況把握などに努め、支援

につなげています。今後も妊娠期からの切れ目のない支援を行うとともに、住環境や子育て環境の整備を推進します。

事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
各地域子育て支援センター	子育て応援課 (子育て応援係) (母子保健係)	※60 ページ記載再掲 ●各地域子育て支援センターの利用促進 ◇地域の子育て支援拠点として浸透してきており、今後も様々な事業を展開することにより、さらなる利用促進を図る。	継続
子育て支援用具貸出	子育て応援課 (子育て応援係)	※60 ページ記載再掲 ●子育て支援用具貸出の実施体制の充実 ◇既存用具の更新を検討する。 ◇事業の拡大を図るためニーズ調査を実施し、新規用具の貸出や地域で不用となった用具を利活用するべく、そのような用具の貸出ができるような制度づくりをする。	継続
ファミリー・サポート事業の検討	子育て応援課 (子育て応援係)	※60ページ記載再掲 ●ファミリー・サポート事業の検討 ◇現在、一時保育事業で対応しているが、事業の実施について検討する。	継続
健康診査（乳幼児健診）	子育て応援課 (母子保健係)	※66ページ記載再掲 ●各種乳幼児健康診査の継続実施 ◇子どもの成長・発達の確認の場として有効活用してもらえるよう、未受診者対策を徹底し、受診率向上を目指し、今後も継続して実施していく。 ◇要支援児・家庭の早期発見・育児支援の場としての機能を高めていく。 ◇診療所医師と協力し、乳幼児健康診査における要精密検査の対象を明確にしていく。	継続
乳幼児歯科健診・フッ素塗布事業	子育て応援課 (母子保健係)	※67 ページ記載再掲 ●幼児歯科検診・フッ素塗布事業の継続実施 ◇受診率向上を目指して、歯科診療所と連携し、受診勧奨を行う。 ◇幼児歯科検診結果の集計・分析を行い、有効活用していく。	継続
生活環境	企画政策課 (地域開発係)	※80 ページ記載再掲 ●生活環境の整備充実 ◇土地の利活用、新たな宅地分譲等を進めるに当たり、利便性、安全性を考慮し、住みよい環境整備に努める。 ◇空き地・空き家バンクの登録推進を図る。 ◇子どもから高齢者まで、誰もが住みよい環境整備を、家庭、地域、企業、行政等が連携して総合的に進めていく。	継続
住環境	建設水道課 (建築係)	※81 ページ記載再掲 ●住環境の整備充実 ◇公営住宅の建て替えや長寿命化に向けた改修を引続き計画的に行っていく。 ◇住生活基本計画における各種住宅施策の実施。 ◇空き地・空き家バンクの登録推進を図る。（再掲） ◇住宅建設費助成等の施策を実施する。	継続
母子健康手帳交付	子育て応援課 (母子保健係)	●母子健康手帳交付の際の面談 ◇母子健康手帳交付の際の面談時に生活環境	継続

		の聞き取りを行い、支援の必要がある場合は関係機関と情報共有を図りながら個別支援につなげる。	
妊産婦に対する支援	子育て応援課 (母子保健係)	●妊婦健診助成 ◇妊婦健診（一般健診）の費用に対して14回を限度に助成。 ●妊産婦安心出産支援事業 ◇妊婦健診（14回限度）、出産及び産婦健診（１回限度）のため通院する、村内在住の妊産婦に対し交通費相当額を助成。	継続
交流の場・機会の拡充	子育て応援課 (母子保健係) (子育て応援係)	●各種育児学級、教室、「ころころるーむ」における交流機会の推進 ◇「母親学級・両親学級」「育児学級」や「離乳食教室・ぱくぱく教室」、「ころころるーむ」は、妊産婦や子ども同士の交流・情報交換の機会として、今後も継続する。また、「ころころるーむ」は妊婦が主体的にお産に臨めるように支援する機会として、赤ちゃんや先輩ママとの交流機会としても活用する。 ●地域子育て支援センター実施イベント ◇地域子育て支援センターが実施する「遊ぼう会（更別地区）」や「親子交流会（上更別地区）」を継続する。	継続
子育て支援用具リサイクル	子育て応援課 (子育て応援係)	●子育て用具リサイクルの推進 ◇地域で不用となった用具を利活用するべく、子育て支援用具リサイクル事業「さらくる」を行う。	継続

（3）就労支援

【現状と課題】

「子どもの生活実態調査」にもあるとおり、本村で医療費は１８歳まで無料であるものの、所得階層が低い世帯が子どもの医療受診を控える場合があることや、塾や習い事に行く割合が少なくなるなど、世帯所得が少ないことが子どもに与える影響は大きいものがあります。

就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに、関係機関との連携を強化し、意欲ある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めることが必要です。

事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
雇用環境	産業課 (商工労働観光係)	※85 ページ記載再掲 ●雇用環境の整備充実 ◇帯広•南十勝通年雇用促進協議会において、地域に密着した事業を展開し、季節労働者の通年雇用の推進と職業能力の向上に努める。 ◇季節労働者向け、事業主向けの支援セミナー等の情報を周知する。 ◇各労働支援団体等に対する財政支援セミナー等の情報を周知する。 ◇多様な就業形態や働き方の見直し等について、事業所や労働者に対して啓発していく。 ◇働き方改革関連の制度周知などの情報提供を継続して実施していく。	継続

（4）経済的支援

【現状と課題】

「子どもの生活実態調査」によると、所得階層にかかわらず子どもの将来について、専門学校以上を望んでいる世帯が半数を超える中、子育て世帯の経済的負担は子どもが成長するにつれ、より大きなものとなります。各種経済的支援制度を適正に利用してもらえるよう、制度の普及・啓発を行うとともに自立に向けた支援を行っていくことが、今後も必要となります。

事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
妊産婦に対する支援	子育て応援課 (母子保健係)	※112ページ記載再掲 ●妊婦健診助成 ◇妊婦健診（一般健診）の費用に対して14回を限度に助成。 ●妊産婦安心出産支援事業 ◇妊婦健診（14回限度）、出産及び産婦健診（１回限度）のため通院する、村内在住の妊産婦に対し交通費相当額を助成。	継続
幼稚園・保育園保育料等の軽減	子育て応援課 (子育て応援係)	●３歳児以上及び、生活保護世帯、住民税非課税世帯の無償化 ◇３歳児以上の幼稚園及び認定こども園に通う全世帯並びに３歳未満児の生活保護世帯、住民税非課税世帯について保育料を無償化する。 ●０～２歳児の生活保護世帯、住民税非課税世帯への助成 ◇０歳児から２歳児の生活保護世帯、住民税非課税世帯については月額42,000円まで３か月ごとに助成する。 （なお、保育料は国設定保育料より２割程度の軽減を行なう） ●多子世帯保育料軽減事業 ◇多子世帯保育料軽減として、18歳になる年度以下の子どもからカウントして第２子以降の保育料を３か月ごとに全額助成する。 ●副食費免除事業 ◇副食費を３歳児から５歳児全世帯　月額4,500円まで免除する。 (村内の施設は月額4,500円以下のため実質無償) ●延長保育料・特別保育料に対する助成 ◇延長保育料・特別保育料（更別幼稚園・認定こども園上更別幼稚園）について月額11,300円まで３か月ごとに全額助成する。 ●一時保育料に対する助成 ◇一時保育料（更別幼稚園・どんぐり保育園）について３歳児から５歳児全世帯月額37,000円まで３か月ごとに全額助成する。	継続
ひとり親家庭等への医療費支給	保健福祉課 (国保介護係)	●ひとり親家庭等医療費支給事業 ◇ひとり親家庭の親と子に対し、医療費の一部を支給することにより、健康の保持及び増進、保護の向上と福祉の増進を図る。	継続
子どもへの医療費助成	保健福祉課 (国保介護係)	●子ども医療費助成事業 ◇0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの医療費の自己負担分（保険適用分）をその保護者に助成す	継続

事業名称	担当課	事業内容	継続・廃止
		ることにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図るとともに子育て世代の負担の軽減を図る。	
生活保護費の支給	保健福祉課 (福祉係)	●生活保護 ◇生活保護支給における教育扶助として、①義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品②義務教育に伴って必要な通学用品③学校給食その他義務教育に伴って必要なもの、について金銭給付を行う。	継続
出産祝金の贈呈	子育て応援課 (子育て応援係)	●出産祝金 ◇村民が出産し、出生子の住所登録が更別村の時、祝金を支給する。	継続
入学祝金の贈呈	子育て応援課 (子育て応援係)	●入学祝金 ◇小・中学校入学時各1回、祝金を支給する。	継続
出産・子育て応援ギフトの贈呈	子育て応援課 (母子保健係)	●出産・子育て応援ギフト ◇妊娠届を提出した時に「出産応援ギフト」を、出産後に「子育て応援ギフト」をそれぞれ支給する。	継続
就学援助の実施	教育委員会 (学校教育係)	●就学援助 ◇経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助（学用品費、給食費、校外活動費、修学旅行費などの補助）を行い、義務教育を円滑に実施する。	継続
特別支援教育就学奨励費の助成	教育委員会 (学校教育係)	●特別支援教育就学奨励費 ◇小・中学校の特別支援学級に通学する児童・生徒の保護者に対し、就学に必要な経費の一部を助成する。	継続
母子父子寡婦福祉資金貸付に対する相談	保健福祉課 (福祉係)	●母子父子寡婦福祉資金貸付事業に対する相談受付 ◇母子父子寡婦福祉資金貸付事業（母子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るために必要な資金を貸付）を受けるための相談に応じる。	継続
児童手当の支給	子育て応援課 (子育て応援係)	●児童手当 ◇更別村に住民登録があり、0歳から中学校修了までの子どもを養育されている方へ手当を支給する。	継続
児童扶養手当の支給	子育て応援課 (子育て応援係)	●児童扶養手当 ◇父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護しているひとり親家庭等の母または養育者に、児童が満18歳に達した年度末まで手当を支給する。	継続
特別児童扶養手当の支給	子育て応援課 (子育て応援係)	●特別児童扶養手当 ◇身体や精神に障害のある20歳未満の児童を養育する方に手当を支給する。	継続
新生児聴覚検査に対する助成	子育て応援課 (母子保健係)	●新生児聴覚検査費助成 ◇村内に住所を有する者が出産した新生児が聴覚検査を受けた場合、費用を村で負担する。	継続
療育訓練施設通所に対する交通費助成	子育て応援課 (子育て応援係)	●療育訓練施設通所交通費助成事業 ◇児童が機能回復等の療育訓練のため、心身障害児又は肢体不自由児通所施設等へ通所する場合に要する交通費の一部を助成する。	継続

第１０章　計画の推進体制

１　関係機関等との連携

更別村では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、村をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

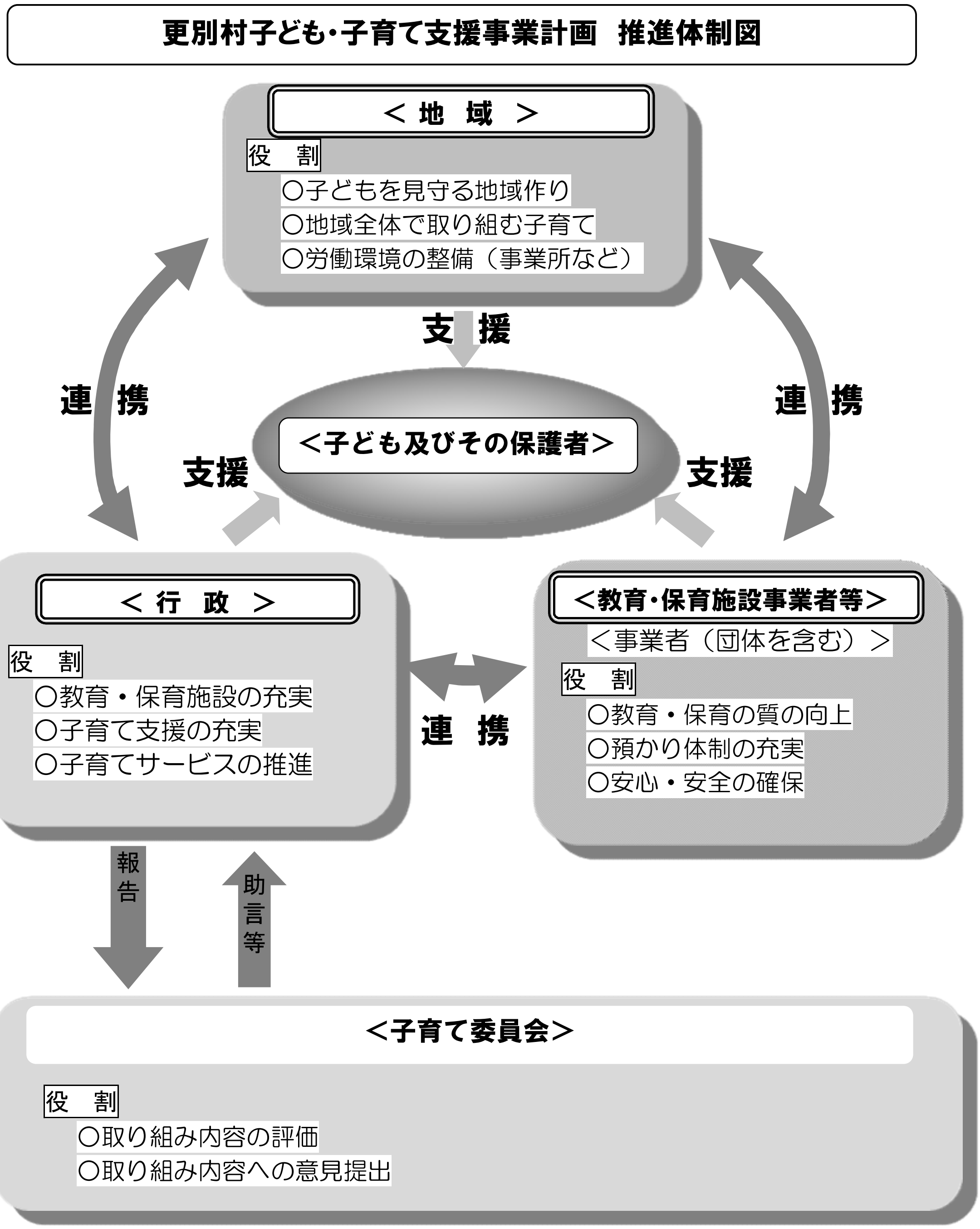

2　役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども·子育て支援に果たす責務と役割を示します。国は、子ども・子育て支援法に基づき、「子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針」を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業支援計画」を策定するとともに、村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、村と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めるとされています。

更別村は、子ども・子育て支援法に基づき「更別村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたる、さまざまな部局と連携を図りつつ、施策を推進するよう努めます。

また、児童相談所、保健所、教育機関、警察、商工団体、ボランティア団体など関係機関との連携も強化し、総合的な取り組みを図っていきます。条例で定める子ども・子育て支援の推進については、道と緊密な連携を図り、推進していきます。

①行政の役割

〇必要なサービスの提供・支援を検討

〇相談支援

〇関係諸機関との連携

②家庭の役割

保護者は子育てについての第一義的責任を有する

③学校の役割

〇就学児童の健やかな成長と生きる力を養う教育・体験の場

〇地域や家庭と連携しながら子どもの成長を支援

④地域の役割

子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、地域における保育・教育・福祉・保健・医療などの関係機関・団体等による活動を核とし、またボランティア団体と一層の連携を強化し、村内の企業・事業所等との連携も図りながら地域の子育て支援を進めます。

〇子育て家庭の目の届かない子どもの行動への見守り役

〇子どもの虐待等を早期に発見する目配り役

〇労働環境の整備（事業所）

３　計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

○計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、子育て委員会で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

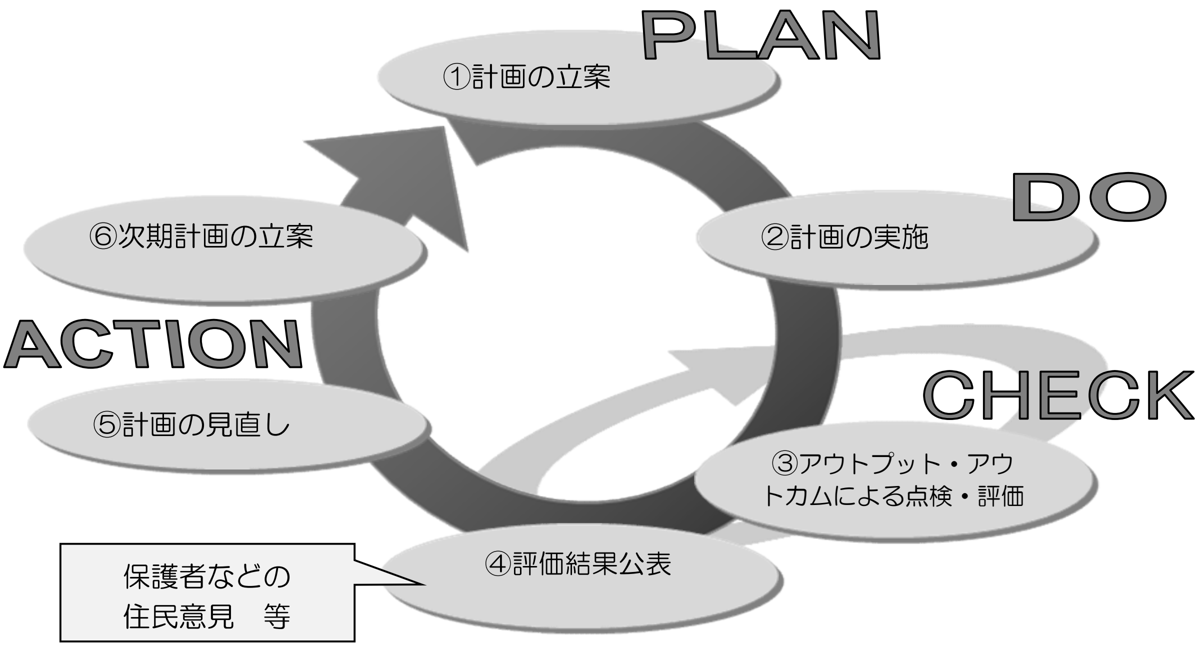

○子ども・子育て支援事業計画は、子育て委員会等を活用し、毎年度点検・評価・公表します。
○ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、あらゆる機会で住民意見を把握し、利用者目線を活かした施策・事業の推進を図ります。
○計画年度の中間年（令和４年）を目処に、ニーズ状況を確認した上で、需給調整を図ることとします。

資料編

資料１　計画策定の経緯

資料２　計画策定組織について

資料３　用語解説

資料４　児童等支援の体制構築図

資料１　計画策定の経緯

月　日	主な検討事項等
平成 30 年８月 22 日	○平成30年度第１回更別村子育て委員会開催 【その他】 ・『第２期更別村子ども・子育て支援事業計画』の策定について（情報提供） 【資料】 ・『第２期更別村子ども・子育て支援事業計画』策定スケジュール
平成 31 年１月 28 日	○平成30年度第２回更別村子育て委員会開催 【議事】 ・第２期更別村子ども・子育て支援事業計画の策定に伴うニーズ調査（アンケート）の実施について 【資料】 ・第２期更別村子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査へのご協力のお願い（就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯）
平成 31 年１月 31 日	・未就学児童のいる世帯及び小学生のいる世帯を対象にアンケート調査実施 *未就学児童のいる世帯　配布：118 票 *小学生のいる世帯　配布：121 票
平成 31 年３月 20 日	・未就学児童のいる世帯及び小学生のいる世帯を対象にアンケート調査集計 *未就学児童のいる世帯　回収：73票（61.9%） *小学生のいる世帯　回収：73票（60.3%）
平成 31 年３月 28 日	○平成30年度第３回更別村子育て委員会開催 【その他】 ・『第２期更別村子ども・子育て支援事業計画』の策定に伴うニーズ調査（アンケート）の回収結果について（情報提供） 【資料】 ・第２期更別村子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査（アンケート）実施結果概要
令和元年８月 28 日	○令和元年度第１回更別村子育て委員会開催 【その他】 ・『第２期更別村子ども・子育て支援事業計画』の策定について（情報提供） 【資料】 ・第２期更別村子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査（アンケート）実施結果概要 ・第２期更別村子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査へのご協力のお願い（就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯） ・第２期更別村子ども・子育て支援事業計画策定に伴うニーズ調査（アンケート）クロス集計結果
令和元年 10～11 月	○計画素案作成
令和元年 12 月２日	○令和元年度第２回更別村子育て委員会開催 【議事】 ・第２期更別村子ども・子育て支援事業計画の策定について（素案） 【資料】 ・第２期更別村子ども・子育て支援事業計画（案）
令和２年２月５日	○平成元年度第３回更別村子育て委員会開催 【議事】 ・第２期更別村子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問・答申）

資料２　計画策定組織について

更別村子育て委員会委員一覧（平成 30 年度）

役職区分	氏名	公職等	備考
委員長	水野　豊昭	更別小学校長	
委　員	中村　秀明	上更別小学校長	
	宝輪　祐子	更別中央中学校長	
	細川　徹	更別農業高等学校長	
	鈴木　宣広	更別幼稚園長	
	伊澤　昭宙	認定こども園上更別幼稚園長	
	山田　康介	更別村国保診療所　所長	
	林中　万希子	ＪＡさらべつ女性部委員	
	石井　理那	更別村若妻すみれ会長	
	西山　眞理子	どんぐり保育園長	
	岡田　恭弘	更別幼稚園ＰＴＡ会長	
	若園　さつき	上更別幼稚園ＰＴＡ会長	
	赤城　宜生	どんぐり保育園保護者会長	
	辻　亜紀子	更別村学童保育所保護者会長	
	松橋　隆英	上更別こどもセンター代表	
	宗宮　留美子	たんぽぽの会代表	

更別村子育て委員会委員一覧（令和元年度）

役職区分	氏名	公職等	備考
委員長	水野　豊昭	更別小学校長	
委　員	中村　秀明	上更別小学校長	
	宝輪　祐子	更別中央中学校長	
	細川　徹	更別農業高等学校長	
	鈴木　宣広	更別幼稚園長	
	伊澤　昭宙	認定こども園上更別幼稚園長	
	山田　康介	更別村国保診療所　所長	
	木山　加代子	ＪＡさらべつ女性部委員	
	山本　紗由里	更別村若妻すみれ会長	
	西山　眞理子	どんぐり保育園長	
	宍戸　博章	更別幼稚園ＰＴＡ会長	
	富士野　リエ	上更別幼稚園ＰＴＡ会長	
	野矢　譲司	どんぐり保育園保護者会長	
	佐藤　健	更別村学童保育所保護者会長	
	阪本　隆俊	上更別こどもセンター代表	
	辻　亜紀子	たんぽぽの会代表	

子育て委員会事務局一覧（平成 30 年度）

役職区分	氏名	役職区分	氏名
子育て応援課長	宮永　博和	母子保健係長	木村　美幸
教育委員会教育次長	川上　祐明	子育て応援係主任	相澤　慧
子育て応援係長	村田　弘治	母子保健係兼子育て応援係	荒　奏美

子育て委員会事務局一覧（令和元年度）

役職区分	氏名	役職区分	氏名
子育て応援課長	宮永　博和	母子保健係長	藤平　さつき
教育委員会教育次長	川上　祐明	子育て応援係	井原　靖博
子育て応援係長	村田　弘治	母子保健係兼子育て応援係	荒　奏美

資料３　用語解説

	用語	意味
1	子ども・子育て関連３法	①「子ども・子育て支援法」（以下、法という。） ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第 61 条）
3	市町村等が設置する「子育て委員会」	子ども･子育て支援法第 77 条第１項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」を言う。本会議は、市町村長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第 138 条の４第３項で定める市町村長の付属機関）。
4	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。 （認定こども園法第 2 条） ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満 3 歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
5	子ども・子育て支援	すべての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第 7 条）

6	教育・保育施設	「認定こども園法」第二条第六項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所をいう。(法第 7 条)
7	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。(法第 11 条)
8	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第 27 条)
9	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第 7 条)
10	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。(法第 11 条)
11	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第 29、43 条)
12	小規模保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。(法第 7 条)
13	家庭的保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
14	居宅訪問型保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第 7 条)
15	事業所内保育	主に満 3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第 7 条)
16	子ども・子育て支援施設等	認定こども園、幼稚園、特別支援学校などの施設および、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等の事業。(法第 7 条)

17	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第 19 条) 【参考】認定区分 ・1 号認定子ども:満 3 歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・2 号認定子ども:満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・3 号認定子ども:満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
18	市町村等の認定	保護者の申請を受けた市町村が、給付を受ける資格を有することや、区分を認定する仕組み。(法第 20、30 条) 認定した内容は、場合によって変更(法第 23、30 条)および取消し(法第 24、30 条)することがある。
19	施設等利用給付	令和元年 10 月より創設された給付。預かり保育事業や一時預かり事業等に対する給付。(法第 30 条)
20	施設等利用給付の支給認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第 30 条) 【参考】認定区分 ・新 1 号認定子ども:満 3 歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ・新 2 号認定子ども:満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ・新 3 号認定子ども:満 3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
21	施設型給付および地域型保育給付、特定子ども・子育て支援施設の「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1 号認定子ども、2 号認定子ども、3 号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第 31 条) 市町村が特定子ども・子育て支援施設等の申請に基づき、給付対象となることを確認する制度。(法第 58 条) ※認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。

22	公示	施設型給付および地域型保育給付、特定子ども・子育て支援施設の「確認」をした際に、特定子ども・子育て支援の提供施設名および所在地等の事項を都道府県を通じてホームページなどで広く公示する仕組み。（法第 58 条）
23	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第 59 条）
24	量の見込み	「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「ニーズ量の見込み」を推計すること。
25	教育・保育	6 歳未満の乳幼児への就学前の早期教育または養護し教育することをいう。
26	家庭類型	お子さんの父母の有無と就労状況別に分けた分類のこと。
27	保育（ほいく）	乳幼児を適切な環境のもとで健康・安全で安定感を持って活動できるように養護するとともに、その心身を健全に発達するように教育することをいう。 基本的に、乳幼児（つまり乳児および幼児）を養護し教育することであり、養護と教育が一体となった概念を指している。
28	乳幼児（にゅうようじ）	乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児は児童福祉法では、生後 0 日から満 1 歳未満までの子をいい、幼児は、満 1 歳から小学校就学までの子どものことをいう。
29	幼稚園	３～６歳までの幼児を対象とした学校の一種。
30	保育所	児童福祉法に基づく児童福祉施設のひとつ。保護者が労働または疾病などのため，その保育が十分できない乳幼児をあずかり保育する施設。 保育所における保育の内容については、厚生労働省の定める保育所保育指針に規定されている。これは、文部科学省が定める幼稚園教育要領と内容の整合性が図られており、就学前教育として保育所と幼稚園は同じ目標を持っている。

・資料４　児童等支援の体制構築図

更別村における児童等に対する必要な支援を行う体制構築図

更別村

第２期更別村子ども・子育て支援事業計画
令和２年３月
令和５年３月改訂
発行　更別村
編集　更別村子育て応援課
〒089-1531 北海道河西郡更別村字更別１９０番地1
福祉の里総合センター内
TEL　0155-53-3700　FAX　0155-53-2111